

平成26年度大阪府私立学校審議会平成26年12月定例会議事録

1 と き 平成26年12月18日(木)
開会14時00分～閉会17時45分

2 ところ 大阪府咲洲庁舎45階 会議室

3 出欠状況

出席委員 (13人)	梶田勲一委員(会長)、坪光正躬委員(副会長)、草島葉子委員、 天野久委員、山北浩之委員、安家周一委員、辰巳正信委員、 水谷豊三委員、上田哲也委員、古武一成委員、福田益和委員、 木原俊行委員、善野八千子委員
欠席委員 (5人)	重山香苗委員、石田和孝委員、辻川圭乃委員、満田育子委員、 横倉廉幸委員

4 議事録署名委員 天野久委員、辰巳正信委員

5 議 案 別添のとおり概要

6 議事概要 別添のとおり

以上の審議の結果を証するため署名押印する。



	はい、どうぞ。
	と思うのですが、学校によっていろいろ、内部の進学試験というものがあるんですけど、あるいはうちがもうしてないんですけども、進級規程みたいのものがあましてですね、それにうまく乗っからなかったら上がれない、という規程をもっておられる学校もあると思います。基本的に、この中学から、終わったら自分の高校に自動的に上がるとい学校と、そうではなくて外の高校に行ってもいいよと考えられてる学校もあるんです。
	それはもちろん分かってます。このケースの場合は中等教育学校を持っているから余計複雑になるので、はじめからきちんとしておく必要があるということをおっしゃっているんです。
	そうですね、分かっておいてもらわないと、というね。
	すみません。
	はい。
	今回の審議会の中でも大阪では中学校を閉めていこうということで今回は2校、閉校の問題が出ておりますけれども、その中で中学校を作られるということは余程のご英断だというふうに、何か背景があるというふうに思わざるを得ないんですけれども、ただあまりにも名称も似ておりますし、中等教育学校なのか、高校附属中学校なのかということなんですが、それだけが似ているのではなくて場所も、隣接しております、普通東京なんかにもある学校の場合は非常に離れているんですけども、本当にこの校舎は同じ駅、同じ建物の、道ひとつ隔でたところ建っております。そんな中で授業料のことであるとか、細かいことをですね、ここには出てこないんですけども、今の入試のスタイルもそうなんですけども、非常に見えづらくなってきている。中で作っていらっしゃる先生方は一生懸命していらっしゃるんですけども、外から見ると何がどう違うの、例えば学芸の中等教育学校は高校から編入しようと思っても編入できたことあるじゃないか、そしたら別に必要ないじゃないか、ということもありましようから、その辺のところも丁寧にさせていただきたいなというのと、やはり中学校を当初作る目的としては、人員の確保というところも否めないと思いますので、ここで80名、こっでとったら、学芸の上の高校については、平成31年ということですけども、その定員については、それを踏んで外部募集は、なお平成31年度からの外部募集についてはこの数でいきますと、560名です、とかいうことですね。そういうような形で何かうたっていただかないと、なんとなくすると生徒が増えてしまったらなかなか、私が言うのも何なんですけれども、周りは許していただけないだろうと。じゃあなぜあんな中学校を許しちゃったの、ということに2年後にならないように、3年後にならないようなことが必要かと思ひます。おっしゃるように、背景的には中学校は厳しゅうございますので、ただ、今公立中学校が非常に崩壊してきているので、まともな中学校が必要なんだというようね、ご意見もおっしゃってましたけれども、なぜそうしたら隣の中学校には行かないの、と、隣の中学校より柔軟な経営、運営にすればですね、この中学校の設置は必要ないわけですから、やはりその辺の経営サイドの色々な視点で、分割される部分については、サービスの質とかですね、教育内容について生徒に負担がかからないように、見守っていく必要があるのではないかと思います。

	今のことにつきましては、審議会ではですね、高校進学するとき、今の高校の入学募集の割り振りが、当然外部募集の枠が80人少なくなるという、そういう了解ですと、それが今出てくる申請ではそれしか考えられませので、これはきちっと明確にしておいてくださいというようなことは、私言っておく必要があると思いますね。おっしゃるよう一番いけないのはね、するするとね、あいまいなことをやってね、というようになると、結局はたとえば子どもがいろいろと被害を受けるようなこともあればですね、また社会的な信用を失うこともあってですねまづいいと思いますので、そういうところはクリアにして、外にも分かるようにですね、しておいてくださいと。結局は中等教育学校というひとつの流れと、中学高校という流れとどこが違ふかということをはきちっと分けて、区分けして、それでももちろん志願する方々にも分かってもらわなければいけないし、同時に世の中にも、社会にもですね、分かるようにしてくださいねという。これはまたおっしゃっていただくということだと思います。
	何かほかにかがでしようか。よろしいでしょうか。では今のような条件をききつつつけてですね、私学・大学課から言っていたと。もちろんですね、なんというかな、認可したあとにもですね、先ほどありましたように、問題になりそうなのがあれば何かこちらから調査をするということはもちろんあり得ますので、そういうことも含みとしてですね、この附属中学校の設置の件、それから中等教育学校の収容定員の変更に関する件、議案の2と3であります、これにつきまして、これでお認めするということがよろしいでしょうか。
委員	はい。
	はい、ありがとうございます。それではですね、次の第4号議案にいきたいと思います。第4号議案はですね、これは新しい小学校の設置の件です。ご説明をお願い致します。
事務局	第4号議案 「瑞穂の國記念小学院の設置の件」について説明
	はい、ありがとうございます。ちょっと確認ですが教職員組織、これは完成年次、6年まで子どもが揃ったときの話で、1年目はこのうちの何人かくらい、2年目は、これ開設時期の、今はどのぐらいの先生方でやれるとなっておりますかね。
事務局	開設年度につきましては、校長、教頭、教諭が6名、講師が5名、養護教諭1名、司書教諭1名、事務職員3名、学校医が3名。
	そういう年次計画みたいなものは私学・大学課の方に一応来ているということですね。
事務局	はい、ございます。
	はい、分かりました。ということであります。皆さんのほうで何かご質問、ご意見あればお願いしたいと思います。
	まずこの仕様の表ですけども、8ページの、教育課程の表記がこれでいいのかどうか。あの、外国語活動は1年から4年までであるということになってますが、内容的にそ

	うであっても、国が示している枠組みからすればこれは反していますけれども、こういう表現でいいのかどうか、ちょっと私の方が私学のカリキュラムに馴染んでいないので確認したいんですが、これでいいんですね。こういう表現を使うんですね。
事務局	国が示している教育課程というのは最低限守る、というか守るべきということでございますので、それにプラスアルファで学校が設定したり授業数を増設したりということについては、
	もともとカウントされていない、空欄になっているところに数字を入れてもいいんですね。もともとある数字を増やすということと、それはちょっと意味合いが違うと思うんですが。
	あの、外国語活動についてはいいんです。いいんですが指導要領では5年6年と今ありますが、例えば岐阜県は県をあげてですね岐阜市だとか大垣市なんかで3年から全部入れてます、外国語活動を。
	内容的にあるということではなくてそれは何か、この表の中に含んでるんですか。
	もう表の中に。
	わかりました。
	あの、公立の学校でも、今は公立の学校。で私学はですね、1年次から入れてるところもありましてこれも全部入れた形で届けるわけです。なのでこれは大丈夫です。私が仙台で行っているところでもですね、1年次から数時間ずつ外国語活動が入っています。あれはね、今学習指導要領はですね、時間数も内容もですね、最低基準という言い方になってまして、ですから学校の責任でですね、プラスをしてそれを届けられればいい、ということになってます。
	ありがとうございました。そのうえで、その最低基準にプラスアルファしているのが、先ほど特色とおっしゃった道徳が105時間、1、2年生でありますね。3倍ですね、最低基準の。そして総授業数で言うと1年生2年生は、1、3倍とか4倍とかいう実数になっているんですけど。
	あ、これ特活ですね。特活が。
	道徳は50時間です。特活が週3に充ててあるんですね。
	あ、いや、だからもともと国の基準で言うと34とか35ですからそれからいうと3倍ぐらいの特別活動の時間ですね。
	特別活動ね、道徳は50時間ですので、34か35のところを50時間。
	なのでこれに充てる教育内容はなんなのかと、それをする必要があって、こんなにその1年生、2年生に授業実数の負担を課していいのかどうかという点、この学校はどうお考えでしょうか。

	何かその辺のやりくりの考え方についてご説明はありましたか。
事務局	特別活動の中身について、詳しくこういうことをします、というところまでは聞いておりません。
	これはあれですね、週ももちろん6日、土曜日使って、ということでこれ、土曜日午前中で全部これ1年次からやるわけだけれども、これでカバーできますよねこの時間数は、つまりそれをね、あんまり7時間あるとか8時間あるんだったらね、しんどいなあ。これでだいたいいけますでしょうか。あの公立の時間数はね、少し多いことは多いんですが、ただそれでもね、今のご指摘のように子どもに無理があるようなあれであればね、これは少し言ってあげるといいますか。
	塚本幼稚園さんはご存知のように日本で一番古いと言われていた幼稚園さんでありまして、特に皇室ですかね、との関連の色々な行事で天皇皇后陛下が大阪に来られたときにお迎えしたりとか、日の丸持ってお送りしたりとか、そういった、ホームページを開いていただけたら色々そういうのはありますし、先日も安倍首相の奥様をお呼びされたり、そういった結構独特と言いますか、教育勅語を子どもたちが覚えてそれを唱えたりとか、ですので、そういったホームページを開きましたら塚本幼稚園新小学校設置趣意書というのがどーんと出ていますけれども、そこを読んでいただいたら、いろいろ分かるだろうと思いますね。
	その時間数がおそらく特別活動に。
	それにはその辺を、おそらく週1の34、35でいいところを、先生おっしゃるように3倍の105時間に充てるとか、これがね先生も何をされるのかな、とかですね。
	はい、ここは目立つのは特に3年生以上は標準的なというか最低の35時間になっていますが、1、2年生に特化しているんですね。やや不自然さは残りますね。
	幼稚園でやっているようなことの何かを持っていこうということでしょうか。1、2年生というのは。
	どこまでが小学校教育としてのものなのか分かりませんが、より小さな子どもたちですから、判断がまだ無いときにですね、非常に色濃い教育をされているかなという気がして、果たしてその教育内容についてですね、どこまで審議していくことができるのかという、あの、宗教教育とは違いますが、どちらかという思想教育のような部分がありますから、そのことは今まで例が無いものを認めていくということなので、教育と政治とそして思想というところが、歴史はおありなんだろうけれども我々普通の高校教育をやっているものから見ると、どうなんだろうというね、少し違和感は覚えますが、それを認可するということになると、やっぱりそこに公費が投入されるところも当然出てきましようし、それが限界がどこまであるかという。
	健全な学校法人が新たに学校を作られるということについては、私は非常に望ましいことでありますし、私は歓迎すべきことであろうというふうに思っております。ただ、学校法人が特に幼稚園や小学校、中学校、高等学校を作っていくことについては、基本的には継続性の担保と教育条件が日々良くなっていくと、そして学校教育の内容が充実

	していくと、いうふうなことがきっちり担保されるということが見逃せるということが非常に大きな審査の要件になろうかと思うんですね。で今少しおっしゃっていただいた内容をお聞きになったと思いますが、従前より幼稚園教育要領、幼稚園をやっておられたわけですね。それで2園やっておられたんですが、この理事長先生は、その1園は現在休園状態であります。運営の状況というのは、幼稚園ですな塚本幼稚園、南港松幼稚園という幼稚園でしたが、非常に問題がたくさんございまして、運営の内容にその保護者が非常に疑問をお持ちになっておられて、どうもおかしいんじゃないかということをおっしゃっておられたり、我々が知っておる、理解をしております幼稚園教育要領からは少し逸脱しているのではないのかなと感じられる案件もございました。そういう意味でこの大きな[]を越すプロジェクトを今後していかれて、そして永続的に小学校を運営されることについては、個人的には疑問を持ちます。それと、先ほどご説明にあった、木造の2階建て、これ見ますと3階建てですよね、木造の3階建てですよね、文字がぼやっとしてよく見えないんですが、3階と書いていませんか、本校舎。
事務局	基本的には2階建てです。一部3階があるという・・・
[]	いや一部3階でも3階建てと言うんですよね。
事務局	はい、それは私の説明が間違いでございます。
[]	そうですね。木造の3階建てというのは学校においてはかなり建築基準法で厳しいことが課せられると思いますがその辺のご説明いただきたいのがまずひとつ。それと龍池康博先生は、小学校の免許をお持ちですか。小学校の校長は免許証はいりますよね。
[]	や、いりません。
[]	いらないです。
[]	あ、そうですか。それは失礼しました。じゃあ誰でもできるということですね。
[]	誰でもできます。
[]	それと、80名、1学年80名を毎年募集されるということで、先ほどの中学校は少しやめていかれるということでしたが、一般的に小学校だけの学校に対して子どもを入れるというのは非常にレアなケースかなと。上に中学校、高等学校と付いている中で小学校への入学というのは、もちろん大きな大学法人も含めて大阪府内にもたくさんございます。そこの小学校は少し入りにくいような、なかなか入れないような競争率でされていることも仄聞しておりますが、そういう中で小学校だけを希望するというのは、アンケート調査があったとおっしゃっていたんですが、どのぐらいの精度のアンケート調査が分かりませんが、私どもの保護者にそのようなアンケート調査が来たとき私は聞いておりませんので、それは本当の、本当にアンケート調査があったのかと裏をとられたのかどうか。それから従前からの幼稚園の運営の詳細をきちにご理解をされているのかどうか、府として。その辺りを説明いただきたい。
[]	はい。事務局で分かる範囲でお願いいたします。

事務局	木造の2階建て、3階建てというところにつきましては私の説明の不足のあるところかとございます。学校からの説明は、木を多く使った建物を建てますということですので、その辺設計図面等々確認しましてもう一度学校のほうにも確認しまして、木造という言葉が正しいのかどうか、学校のほうに確認させていただきたいと思います。
[]	木造の3階建ては、校舎としては問題が出てくるわけですね。
事務局	いや、だめということではないと思いますが
[]	何か、基準がもしあれば。まあ、じゃあそのことも含めて一度確認を。
[]	それ以外のことについてはどうですか。
事務局	アンケート調査につきましては・・・
[]	どのようなやり方で、どのような段間でアンケートをとられたのか。回収がいくつあって、その2、4%の根拠を。
事務局	数ですか。
[]	根拠です。どういう段間で。
[]	まずどこがやったんですか。ここの法人がやられたんですか。
事務局	いいえ、法人が委託しましたコンサルタントの会社が実施しました。
[]	コンサルタントの会社がやられたんですか。
事務局	在園児につきましては、26年の7月に実施されております。
[]	そのコンサルタント会社はどちらですか。
事務局	高等教育…すみません、コンサルの名前が出てないものですから。
[]	大学の場合はね、先生、我々学校の名前をあげてここに何通とか、結局どこでとったということが分かりやすいですね。
[]	そうそう。大学の場合はね全部それを示さなければいけない。
[]	いけないですね。どこの誰が何票集めたか分からないデータですから。
[]	ですからその裏を取ってるのかって聞いてるんですよ。
事務局	分析の報告書はいただいております。
[]	いや、報告書というのはただ1枚もらわれているだけです。どんな段間で、誰に

	対して、何部まで、何パーセントの回収があって、それでこういう結果になっているというのが一連のアンケート調査の流れですね。その辺りについてはどうなんですか。
事務局	はい。豊中市内の幼稚園児の保護者へのアンケートにつきましては、アンケートの内容もいただいております。平成25年の10月、去年の10月に実施されまして、豊中市内の幼稚園に在席する園児の保護者宛に1200件の配布をいたしまして、回答率が60.7%。
	そうすると1200件の撒きどころはどこなんでしょうね。今豊中市内の私立の幼稚園児数は、6千何百人おるんですよ。そのうちこの1200件の抽出の精度というのはどういふような精度なんですか。
事務局	そこまでは書いていないですね。
	ですから80名来るだろうという根拠がですね、それが頼りなわけですね。それがあいまいだったら、その80の数字自身の根拠があいまいになるわけですから、そこはきちっと調べていただかないとこれを鵜呑みにして、ああそうなんだねとは言えないですね。
	その中にももちろん、ここが設置してる幼稚園の方も、保護者も入ってるわけですよ、もちろん。だいたいどこに、つまり1200件というんだけどね、1200件をどこに、というね。まず何をチャンネルして、例えば大学の設置なんかだったらこの高校にとかね、それから高校以外だったらどういうところによって全部アンケートをお願いしたところを挙げて、どこどこに何件、どこどこに何件というね、そういうのを示さなきゃならないことになっているというか。ということなんですからけれども、これはそこに書いてありませんからそれは。
事務局	それは豊中市内の、今申し上げたように幼稚園在園者の保護者ということで、どこの幼稚園に協力いただいたかということが、そういうことが書いてございませんのでそれは確認させていただきます。
	はい、わかりました。それからほかにね、ご指摘で2つあって幼稚園、1つは休園している。今やっているところは、どのくらい園児が来ているんですか。収容定員に対してそれを満たすくらい来てるかどうか。何人くらい来ているのか。
事務局	現在、塚本幼稚園の方は認可定員が315名ございまして、実際26年度5月1日現在の人数ですが196名。
	そうか。だから卒園児が60人くらい。
	年長は何人ですか。
事務局	5才児が75名ということになっております。
	継続性、安定性だけでも借金なんかはどうなってるの。つまり自己資金だけでこれ

	だけまかなうとおっしゃっているんだけど、その自己資金の余裕というかな。そういう財務的なあれはどうなってますか。
事務局	この設置に関わる費用につきましては、残りのを寄附でまかなおうということございまして、寄附については寄附予定である方の寄附申し出書であるとかその辺りで寄附がされるということの確認はさせていただいております。
	自己資金のいくらというのは？
事務局	26年3月末現在の法人の財務状況の中で、流動資産の中で預貯金等を含ましては十分まかなえるという残額証明などは、確認させていただいております。
	すみません、学校法人がもともと幼稚園法人でしたので、幼稚園振興グループの方で全ての経理情報はお持ちだと思うんですね。それで、従前から過去5年間にそれだけの資金がそのような形で、フローの中であったかどうか。その辺についてはいかがですか。
事務局	帰属収入が、平成20年度から申し上げますが、平成20年度2億1700万に対して、消費支出の合計は、1億5700万というふうになっております。21年度につきましては帰属収入の合計が2億1100万、対しまして消費支出は1億7700万。平成22年度でございますが帰属収入が2億700万、対しまして消費支出の方は1億6300万。23年度でございますが、帰属収入が2億2600万に対して、消費支出が1億5200万。それから平成24年度でございますが、帰属収入が1億9100万に対して、消費支出の方が1億3100万円。昨年度、平成25年度が1億5600万円に対して、消費支出が1億2300万円という形になっております。
	ついでにだけどね、普通で言うところ私立学校会計基準というね、あれでいきますと、こういう新しい校地校舎をやるときは第2号基本金という形でね毎年積んでくことになるんですよ。予算的にやっちゃいけないという指示が文科省からですね。今から10年ぐらい前に出ててね。つまり来年こういう出費があるからとか再来年あるからとかいうことをここから流用しますというのではなくてね、このこういう理事会決定に基づいて、こういう構想があるから校地校舎等の建築資金を第2号基本金という形で積み立てていくようにという指導なんだけれども、その辺のあれはありますか。第2号の、まあただ単に内部流用がありますというだけではなくて。
事務局	平成25年度のもののなんですが、第2号基本金はゼロでございます。
	ああそう。
	ちょっとすみません。今のキャッシュのフローは分かったんですが、貸借対照表における、流動資産等の、それから基本金等の積み上げはどんなふうになっていますか。
事務局	25年度でございますが、流動資産につきましては2億4100万でございまして、現金預金がそのうちのになっております。

	その前の年は。
事務局	その前の年は、すみません、今手持ちでは、申し訳ございません。
	急にこのためにどこからお金を動かしてきているということなのか、計画的にきちっとそうやっているのかということが分かれば。
事務局	その前の24年度でございますが・・・
	2号基本金ゼロやったら計画性は無いわな。それは、だから消費収入の超過額が今の金額をクリアしているのか、流動資産なんかなんぼあったって借り入れあったら意味無いんで、その辺のバランスシートだけを見たら、思いつきで始めたか、だいたいおかしいですよこれ。子ども読まれへんような難しい漢字でね。それと今たまたま、すみせん会長手も挙げんと、先ほど[]がおっしゃってたように南港の方は募集停止してると、まあおそらく直接関係無いですけどもここに校長としての略歴として載ってますけども平成7年のこれ、森友学園ですか、カッコ現在に至ると書いてあるんですけども、ひとつ前のさくら幼稚園及び学校法人南港桜学園理事長就任やけどもこれは今に至ってるのか至ってないのか、ということも今の閉鎖の話を聞いたから不思議に思うんですけども、やっぱり同じ幼稚園のお仲間というか同じ校種の中ではいろんなええ話も悪い話も入ってくるんやないかなと思いますんで、その辺やはりちょっと気になること多いですね。
	ちょっとあのね、事実関係を。学校法人南港桜学園というのは別法人ですか。
事務局	別法人です。
	別法人ですか。これは今どうなってるんですか。
事務局	今その、もともと南港桜幼稚園というふうに名称を名乗っておられましたが、
	で、これが休園してるんですか。
事務局	そちら開成幼稚園と名称を変更されて、この近くでございますが、今26年度から休園しておられます。
	じゃあもうひとつの、つまりこの法人としては1つしか持っていないというわけですか。幼稚園を。
事務局	開成幼稚園は、はい。
	いや、ごめんなさい、今度小学校を作る方の法人というのは幼稚園は1つしか持っていないという。
事務局	はい。
	それでね、先ほど流動資産のあれだけども、その借入金というのはどうなってます。

	その辺がね、見せ金になりますのでね、下手すると。
事務局	借入金のほうはですね、これ25年度末でございますが、[]
	借り入れがね。つまり今持っているものよりもオーバーしてるわけですね。それからもうひとつですが先ほどの帰属収入、それから消費支出、その消費支出の中にあの、減価償却、これはちゃんと入ってるんでしょうか。
	減価償却引当金の何パーセントとか。
	入ってますか。
	あの、人件費の割合が薄いですよ退職金の引当金とか。いっしょくたになってるんですよ。お金あるあるって言っても実はそれは使ってはいけないお金だったりしてね。
	だから、そうなんです。あれで出て流動資産がいくらある、というのは危ないんですよ。使えないわけだから。
	分からない人が見たら使えると思って使っちゃうとなってしまうそう。
	法人の設立やったらそういう資金面がこの紙に出てくるんでしょうけどね。逆にこっちの方がたち悪いですよ。まして6年ですよ。そして今たくさん学校経営者の中で小学校だけ作ろうという発想がまたなかなか珍しいような気がしますよね。
	よっぽど違うところから毎年お金送られてきて送金してもらうんやったら別ですけどね。
	条件が整ってればね、それでもまあね、やってみてはどうですかと、あと可能であればいろいろと指導なんか。借金の方がね多いんであればこれは財務的な基盤が、という話になりますので。
	ちょっといいですか。
	はいどうぞ。
	南港桜幼稚園が、販売に、競売じゃなくて販売に出ている情報が裏づけなしで入ったので、私、私学課のほうにそういう話聞いておられますかと聞いたらご存知なかったようで、ではすぐ調べてくださいと。じゃあその園児はどうなるんですかと言ったら、塚本幼稚園の方に、半強制的に吸収しちゃってるように聞こえてきて、裏づけは無いんですよ。で、今言ったら開成休業中みたいな形で、だからそこを売却したものを資産にしようとしているのかなと私思うんですけども、そのところは結局どういう顛末になったのか、私はそういうようなことを聞いて、きちんと私学課に調べてくださいということがひとつありましたし、それから回りまわってですが、確かに[]おっしゃったように保護者の不安とかが聞こえてくるわけですよ。多分僕は理事会の議事録なんかもちょっとどうなっているのか、2号基本金積み上げていないということで、基本的

	に予測できるんですか？先生おっしゃるように、どういう決定の仕方が理事会であったのかという議事録を確かめておられるかどうか、ということがひとつあるかと思えます。でないと本当に理事長のワンマンの思いつきでという、計画性の無いものというのがそこでまた裏付けられてくると思うんですけど、結局、売りに出ているものが私学課から声かけられたあとどうなったのか、教えてほしいんですけども。
	どうですか、今の売りのは。
事務局	の方から売却されるんじゃないかという情報提供を受けまして、すぐに当学校法人理事長の方に連絡を取らせていただきました。そんなことはないというようなことで、
	チラシかなんか出てたんですけどね。それが入ってきたからそんなことは無いはずは無いと思うんですけども。
事務局	実際そういう形で不動産、不動産というかそういうチラシも出ておりますよということをお願いしたんですが、それは法人の理事の中で勝手にそういうことをした者がおったので、私の知らないところでそういうことがされてたということをお話をお伺いしました。
	あの、ちょっとね、まずね、それは別の法人になってるわけね。で、そこが出したと。
事務局	はい、そうです。
	ひとつのやり方はそこでお金が入ったらもう一つ別の法人に確かにね、寄附するなりね、なんなりできることないわけではないけれども、その辺の見通しみたいなものは知っておかないと、財務的な基盤が安定してるかどうかという審議会の判断の材料としては、ということとはひとつありますよね。ですからこれはもう少し調べてもらわないといけないですね。これね、28年4月ですからそれまでにですね、確認するもし必要があればね、今ここで却下するんだったらもちろんそれでいいし、あのちょっと保留みたいにするんだったらそのやり方があるし、あるいはこれを受け付けておいて、一応ですね認可しかるべしにしておいてですね、28年までに調べてもらうという、3つあると思うんです。やり方が。ただその今のね、そういう答えの仕方は、その法人の誰か理事が知らんときにしたという、これはちょっと困るなあね。つまり今理事長しかいないですよ代表権が、学校法人には。それしたらですね、ある種の背任行為なんです。これはね、代表権無いんだから。これは学校法人の運営についてですね、違法ということになりますね、これは。いや行き違いですと、それで済まない話なんです。ですからこれを確認してもらうというのがひとつ。もうひとつですね、理事会記録なんかですね、今ご指摘があったけど、今いろいろところで理事会記録というのはチェックされるんですよ。私も仙台のところで、だからきちっとしていつでも出せるようにして、何かあると見ていただいたりしておりますし。あるいはですね、大学を持っているところはおもって厳しいですよ。これは文科省が非常に厳しくてですね理事会記録というのはですねいろんな機会に出さんといかん、コピーをね、ということがありますが。なんかその理事会記録と言いますか、これにどういう議論があってどういう風に決定されたというプロセスは何か掘っておられますかね。

事務局	理事会の議事録としましては、豊中でこういう土地が国から売りに出るということで、それを購入して小学校を作ることとしたいという理事長からの発言に対して、異議無く了承されたという理事会議事録を、提出いただいております。
	その前後は、なし？
	たとえば、すみません。
	はいどうぞ。
	たとえばその理事会で物事を決定していくときに、理事長からの提案があつて先ほど私がたが質問したような、理事の方もつぶさに分からないところがある。そういう質疑応答が普通はあつてですね。例えば今の2号基金が積みあがっているのか、とかですね、あと寄附の先はどなたなんですか、とか、ここに資料集の6ページのところに、10年間で満了して契約に基づき、うまく返済が、買取ができなければですね、更地交換だと書いてあるわけですね。ということは10年間運営が順調にいて、そのお金が、底地を買い上げる費用がきちっと出来たときにはその先11年目があるんですけど、そうでなければ残念ながら更地になったので皆さん退学してください、とそういうふうな憂き目にあう人が出る可能性があるわけですね。だからそのことを以て考えても、私どもがこれを認可の方で物事を進める気には私はならないんです、個人的に。そんなに不安定な学校を、出来てそこに賛同して来られる方が例えばおられるとしても、それがたくさんの方の人数かどうか分かりませんが、安定的に運営ができる可能性が非常に心配されるということをおもって考えてもですね、教育内容というのは様々なイデオロギーありますからそれはそれといたしまして、その小学校をされたときに運営の内容がどうなのかというのにつきましてもそこから推して量れば厳しいのではないのかという想像をするのは、そんなに不合理ではないと思います。
	はい、一番大きいのはお金の問題ですまずね。スタートするにあたってですね、いわゆる手持ちの運転資金的なものがいくらかある、では困るんですよねこれは。今のひとつはですね借り入れ金との関係、もう一つは手持ちの資金でほかに向けなきゃいけないものが必ず学校法人の会計ではありましてですね。手持ちのものはそのまま使えないんですよ。ここはどうなってるのか知らないですが、退職金財団にいくら払わないといけないとかですね、それからですね普通は余裕というのは減価償却を抜いた後の話なんです。ところがキャッシュフローが見えてこないんです、減価償却で。ですからそここの問題がどうなってるのかとかですね、貯金があるからと言ってそれではだめなんです。ちょっとこれはね、調べてもらわんとはいかんかもしれないですね。
	すみません。
	はいどうぞ。
	小学校のこと分かんんですけど、今会長がおっしゃったように大学設置に関しては当然完成年次までの細かいお金の流れを全部、やいやいやいやい出さされますよね。小学校の場合は完成年次までの、もちろん収入、支出ですね、そういったものというのは申請のときに資料としてつけないといけないのか、そうでないのかということ、もしつけなくていいのであればあれですけど、つけなければいけないのであればこれ前提が借り

	れたらということですから、じゃあただで借りるの、と。家賃はどれぐらい、地代はどれぐらいいるのという話も大きな経費の中でですね、地代というのはバカにならんと多分推測するんですけれども、そういった附属書類というのは小学校の設置には必要なのか、というところをお教えいただきたいんですけれども。
	何か出てますか。
事務局	資金の収支の計画といたしましては、向こう10年先のところまで家賃がどのぐらいかかる予定である、そして何年先に土地を購入するのにこの時点でいくらかかるということにつきまして、平成37年までの収支の計画は提出いただいております。
	でもね、初年度なんかはかなり赤字になってるわけでしょ。
事務局	初年度、というより開設前年度は赤字になってます。
	ああ、そらそうですね。
事務局	生徒数が定員いっぱいまで来ると、初年度から黒が出るという予定でございまして、開設7年目には借入れをすることなく土地購入まで出来るという、そういう計画を出していただいております。赤黒のボーダーにつきましては、生徒数が募集定員の75%といえますので大体60人から61人を上回れば、7年後に借入れをせずに土地が購入できるボーダーだと聞いております。
	それは、かなりチェックしてもらってますか中身。というのはね、普通最初の年度から校長教頭はいるしね、それから家賃は最初も最後まであまり変わらないはずだしね、私もいくつもの設置を自分で準備したから分かるんだけどでもどうしてもね、1年目2年目なんてのはね、なかなか、というところがあってね、そここのところの計算がどうなっているのか。つまり60何人でね、運営するというのはね、これは、どういう、確かに授業料は高い。高いということはあるんですけどね、それでもというところがありますね。まあただしそれは後でチェックしていただくということにしまして、まあ一応出ると。なのでそれが合理的な計算であるかどうかチェックしていただいて、ということになりますね。ほかにもうひとつ、
	いいですか。
	はいどうぞ。
	私もこれどう考えても借地も、定期借地権なんて一般の貸借によって購入金額のときに変わってきますし、借地料を払ってしかもそれお金をためて本当に大丈夫、というのが腑しもうんじやないかなあと。だからそれを精査する、申請されたものをそのまま受けるんじやなくて精査されたのかどうか、本当にこれで永続性が担保できるのかどうかという判断をされたかどうかを聞きたいですね。ここですぐ計算できないですからね。根拠が示されたうえで、それだったら大丈夫だなあとということだったらいいと思うんですけど。
	すみません。

	はい、そして
	兵庫県で5、6年前だったかと思いますが幼稚園法人が私立小学校をポートアイランドだったか島に出されたんです。その設置者の方も私はよく存じ上げてる方でした。で、考え方がこのケースと、この理事長とよく似ておられる方ですが、その小学校は大変苦戦なさっておられます。何が悪いのか私はよく分かりませんが、シミュレーションが、どこまで精査して、どこまでシミュレーションが可能なのかということなんですね。この精度が狂っていると、シミュレーションとしてはいけていますということをお聞きしたときに、それだったらいいんだという判断を例えばしてですね、もしもそのシミュレーション通りにいかなかったら、誰が責任をとるんですか。そしてそこで非常に迷惑を被った保護者や子どもたちについて誰が責任を取れるんですか。それはものすごく私は重要だと思いますよ。そうじゃないと、学校自身がつぶれることはそれは時と場合によってあるのかもしれませんが、そこで迷惑を被る、これは通信制の高校だってみんな同じですよ。そこがきちっと担保されてるかどうかという精査は、府庁の中でどのような形でされているのか、専門家がきちっと入られてそのことの精査がされてるのかというのはいかがなんでしょうか。
事務局	収支の予定につきましては、職員給与の額ですとかその給与が年間何パーセントを占めるとかそこまでの精度を持って出して来られております。生徒数につきましても。生徒数かける徴収する予定の授業料の額に間違いはございませんし、大阪府からの補助金につきましてもだいたい一人あたりどれぐらいというのを簡易の無い範囲で出して来られておりますので、それを以て計画という中身については計算上おかしいところは無いという判断をしておりますが、これに対して専門家が入るということはございません。大阪府の職員、私学・大学課の行政の職員がチェックをしたうえで、適切であるという判断をさせていただいております。
	会計士レベルなのか、よく分かりませんがそういう方々のひとつの見識というのは私はいるんだろうと思うのと、そこが一番前提になっているのは入学者数ですね。これの先ほどの調査が、精度がどうなのかという問題も先ほど私申し上げましたが、そこはきちっとわれわれに開示していただいて、こういう調査会社がこのような形式でどこに対してどんな風に、ということが分からないと、我々はその数字を信じることは出来ないですよ。
	はい。
	建築日数見てましたら27年の3月には着工となっておりますね、工事が。ここではつきりしておかないと、どんどんどんどん借金だけ膨らんでいくのどうなのかと思いますし、もうひとつはコンサルティング会社とかNPOとか、いろんなスタッフが我々私学をだまそうというふうには、いろいろコンサルティング入ってくるんですよ。そのコンサルタントは悪いことは言いませんので、もおっしゃるように良い絵を描いてくるんですよ。そして美しい絵を見て、絵に描いた餅を見て、これやったら食べられそうやなど判断してしまうことも無きにしも非ずだと思いますので、見切ってますね、どんどんどんどんこれを延ばして延ばして延ばしてということが果たしていいのか。延ばしてる間に校舎が建ったから許してくださいということになってしまうということもあり得るということですから、どこかきちんと話を整えて、結論を出さないと、どんどん先行していってしまうと、予感がする今日この頃です。とても危険かなあと感じます。

	すみません。
	じゃあ、ちょっとごめんなさい、今のことにしてもし何かあれば。
事務局	土地の契約につきましては来年2月に国の審議会を通した上で契約を交わすということになってございますので、その来年2月の審議会については大阪府の私学審議会でも認可しかるべしという答申が出るという前提のもとで国の審議会が行われると聞いておりますので最終的に土地を借りられる契約につきましては2月の審議会の後ということになりますのでそこが通らないことには土地を借りるという話も進みませんし、当然そこに建設されるという行為が進むこともない。
	はい、今スケジュール的な、あとでもう一度ですねその辺をまとめてですね、整理していきたいと思います。
	はい、どうぞ。
	恐れ入ります。あの、議論尽くされているかとは思いますが、いずれの校種についても慎重な議論が必要かと思いますが、とりわけ小学校に関しましては教科教育のスタートにあたってこのことに関する影響というのは本当に大きなものになります。今回の審議会、随分とこの時間も費やしているという重要な観点で様々なご意見が出てるところですけれども、会長先ほどおっしゃったように3択でしか進めていけないことではあるんですが、その前に事務局の方にやはりこう申請があった段階で、これまでの却下の事例であるとか必要最低限度のやはり対応をですね、ここにあげてきて想定されることについては精査していただいて、あげていただくことをよりこれまで以上に慎重にしていけることが必要ではないかと、感想的大変恐縮ですが、今回特にこの小学校ということで感じたところです。蛇足的ですが、
	ありがとうございます。全般的なあれで皆さんほかにありますでしょうか。
	先生そうですね、これも本当に認可しかるべしということになってしまうと年を越えましてら小学校の子はそれぞれ新しい28年度の入学試験に向かってのものをどんどん出していきますので、ですから認可申請中ということでこちらの方も情報をして、もしかしら3月ぐらい、4月になりましたらもちろん入試説明会も開かれますでしょうし、入学試験が大阪の場合は10月ぐらいからスタートしますので28年度4月1日、時間があるようで時間が無い、という風に思います。
	そうですね。私やっぱり中身の問題もあるけど、財務的なことが非常に不安に、今うかがってね、非常に不安になってきてましてですね、これをやると、まあはっきり言う借金をしてね、それから今の確かに寄附のあれもね、変な話ですけど、あてにしているわけです。それはどこが出しますというのね、どういうことで信用したらいいのかというね、私も出す方も受ける方もいろいろとやってきましたんで、大学レベルですけどね。設置もやりましたし。そうするとですね、余程慎重にやらなきゃいけないなあというのがありまして、一つはですね、今ありました園の方がこの土地を貸すかどうかというのを、この大阪府の審議会の結論を待っているということがあります。ですので今結論を出すか、2月に国の審議会の前に出すか、というのがひとつあるかと思えます。それで、今結論を出してですね、これはやっぱりまずいという出し方もひとつあるでしょうし、あるいは先ほど出たいろんなことについてですね再度資料を集めていた

	だいてね、財務的なこともあるしほかの、つまり財務的に一番あれなのは借金との関係ですね。それと今手持ちのものがひも付きのものであればこれはできませんのでね、預金の話だけでは出来ないという話ですね。それも含めてやっていただいて、そして事務局はですね、まあいけるんじゃないかという判断があれば2月にですね、2月じゃなくて向こうが2月でしたっけ、国が。
事務局	2月というふうに聞いております。
	1月の末にですね臨時の審議会なり何なりを開いてですね、判断するというのがひとつ、二つあるんです。今ここでだめというふうに出すか、あるいは資料をもう一度出してもらって、1月の末に、もう一度やってもらってそこで判断を出すかということなんですが、皆さんの方で何か。確かに臨時をやるといのはしんどいはしんどいんだけど、慎重に我々で丁寧に丁寧にとすればそういうなあれになるんですが、皆さんの方でご意見いかがでしょうか。
	少しだけ質問よろしいでしょうか。
	質問、どうぞどうぞ。
	今、借入金の残高が、いくらとおっしゃいましたよね。小さな幼稚園法人ですので、返済計画というのが当然あるわけで、更にこの小学校を作るとなるとまた借り入れられるわけですね。その借り入れの返済計画が最後までちゃんと見えるんでしょうか。
事務局	今現在幼稚園方で借りられているのが、あるということで、毎年、を年間の償還額として積み上げて、すでに今現在からずっと返されてます。それが平成37年までの償還計画として返されるということで、それをもちろん差し引きしました幼稚園の収支というのがプラス、で出ますので、今借りてる負債の償還の計画については問題ないとしてます。今回建てることによりまして負債を増やすということは考えておりませんので、償還計画についてはこのまま引き続き返していくものだと思っております。
	小学校を、ぐらいで建てるということですね。
事務局	今度の小学校を建設するための、については自己資金、のほかに寄付金が、見込まれてますので、寄附は受けましても、新たに借り入れを行うことは、借り入れが増えることはないです。
	ちょっといいですか。
	すみません、ちょっと待ってください、はい先に。
	すみません。ここは今さくら幼稚園、学校法人南港桜学園となっておりますが今は開成幼稚園で、学園名は龍池学園となっております。龍池先生のほうからも開成幼稚園が閉められたあとで先生どうされるんですかと言ったら、27年度から開けますと、私にも言っていたいていたんです。それが何か今のところ27年結局開けないという形になってるようなんです、私学課のほうに聞くと、その辺りで私危機するのは、法人で動いている

のにその理事長が来年からやるって言ってたものが、今の時点でもうやらないと、そういうようなところで理事会運営が、きちとなされているのか非常に、先ほどの議事録も1回、1回出てきて、小学校をつくるという一文で終わっているような、そこらへんで理事会機能がちゃんと理事会が機能しているかどうか、学園の、そこらへんが非常に不安なところがあるので、そこらへんが精査できるのであれば、聴取するとか理事会のときに議案書みたいなのがどういった資料でどういうふうに説明して、というのがちゃんと出てるのかということもチェックされた方がいいような気はするんですが。

あ、私立学校法ではね理事会運営についてチェックせんといかんとなっているわけですよ、今はね。ですからそれで理事会記録、例えば署名してもらって、まあはっきり言いますと作ったものを出すところがあたりしてこれはばれると国の場合はですね、本当にすごいペナルティがあります。何年間か申請が全然できないとかね。そしてそれが重なれば、さっきのですね役員の入れ替えの命令というふうに国の方はなるわけですけどね。まあちょっとその辺も調べてもらわないといけないですね。理事会がいつ開かれて、どういう決定がどういう手順でやられてるか、というのをね。はい、どうぞ。

私も資金のことでよく分からないんです。本当に基本的なことです。先ほど、総収入に対して園児数が出てまいりまして、現在の塚本幼稚園の方ですが、これに對しまして、だいたい年間に1日あたりざっくりわって、ぐらゐの収入じゃなかったかなと思うんですが、もちろん補助金やいろんな形のものがあるって総収入ができておるんですけれども、確か190人ぐらゐで、とかおっしゃったのではなかったでしょうか。

学生生徒納付金とそれから今おっしゃっていただいた補助金、経常費補助金等の収入以外に何か収入がありますよね、も入らないから、必ず何か別の収入がある。

それで寄付金が、とおっしゃった気がするんですが。私もメモしておりますが。

事務局

授業料、まあ保育料、入学金それから補助金を除きますと寄付金というのが、毎年のように、最近でいきますと、とか、とか。

まあ言ってもせいぜいそのぐらゐですか、

それ以外の収入はないですか。

そうそれ以外の、それが1桁違えば分かるけど。

そこらのやはり寄付金のもが、やっぱり決してだからって悪いとかそんなことは私一切申しませんけれども、一定の団体、もちろんそれはひとつの何かの目的を持って集まられた団体ということもありうるかなと。

その辺もひとつね、調べてもらって分かることであれば、いずれにせよ我々ではですね幼稚園から小学校を作ってはいけないなんてことはあり得ない。これはやれたらやったらいいんです。それから指導要領に基づいていけばプラスアルファがあったとしてもそ

のこと自体はですね、少し特色を出してやっていただくのは当然いいわけですね。ただし問題は、それが安定した形でやれるかということがひとつ。これは財務的なことがあって、初年時から黒字の計算というのは、私も実は書類は最後まで目を通す方ですがこれはすごいなあと、普通はなかなか無いんですね。完成年次に近づくと黒くなっていきますけどね。この問題なんかちょっとチェックしていいかなとね。まあはっきり言う数字は上手に作れと言われれば作るんですよこれは。ただ我々も別に性善説でやってんだけど、けれども場合によって我々が非常に大事なことを見落としてたということになるとわれわれ自身の、責任にもなりますので財務的なことをチェックするというのがひとつあります。それから二つ目にこれまで声が、色んな声が、がおっしゃるようになっていまして、たまたまやり方については色々見方があるからその範囲なのか、あるいは強制やらパワハラやら色んなものを伴う形で社会的に問題になるものがあるかどうか。手法はね、荒い手法があってもいいし、いいしと書いたらおかしいけれどそれで文句言うわけにもいかないしね。手法はあれでいいけれども、その手法の中身にですね、あまり社会的にね、ご理解がいただけないようなものがあるかどうかということやはり先ほどのご指摘であると思うんですよ。それから第三番目にですね、特色はあっていいんだけど、それが本当にある種の偏ったもの、これは語弊がありますけれど今ヘイトスピーチがものすごい問題になってまして、これはどこか大事な部分があるんじゃないかという話もあるけれども少なくともまあいう形でやるのは社会的には理解が得られないということがありますので、そこまではないにしても教育内容、教育理念についてですね、やはり世の中的な理解が得られるか。特に教育理念はね、そのためにここに特色を持たせてこういうやり方で、というのは少し調べてもらわんとはいかんかもしれないですね。まあ今私が皆さんの話を伺っていてですね、3点くらいあると思うんです。それで、ここからの振り方が2つあってね、この段階で問題があるからもう一度考えてください、というのがひとつ、もう一つはですね、時間を置いて今出したものを全部向こうに投げて資料を出してもらって、これはまず事務局で判断せんといかんですね。だいたいこれでいけそうだっていうことになれば1月の終わりに臨時の審議会を開いていただいてですね、再度議論してですね、これについて結論を出す。この2つがあると思うんですが、皆さんいかがでしょうか。はい、どうぞ。

やっぱり今、がおっしゃったように教育ソフトの中の考え方というのは色んな考え方があると思いますので、やはり現実問題として今ここに校舎4400平米、それと校具、教具、図書これを開校時期までに、もしくは順次段階取りをしますということですよ。そうするとお金の面で委員は皆非常に心配していると。校舎4400平米を建てようと思うと、木造だったら分かりかねますけれど普通の鉄筋だったら10億くらい。9億から10億くらい。木造だからといって半額でいいというわけにはいきませんけれども、先ほどちらっとお聞きしたバランスシートからしても考えにくいですが、10番の、これは学年進行とともに6分の1ずつ買っていくとしてもこれはお金はどうされるんですかと、それから理事会の満場一致はいずれでも、理事会としてはこういう構想があってこういうふうなシミュレーションを持っててこういうふうな機能していきますというようなことがあって、賛成を普通はすると思うのでその辺の議事録は一回のことで異議無く賛成したので新しく小学校を作ろうという議事録もなかなか珍しいというのがありますし、まずは僕は一点、お金のことが一番分かりやすいと思いますのでその中では今年もうすでにお出しになっている、今年3月末のバランスシートをベースとして、どういうふうな調達でどういうふうな計画で、この10年先までのシミュレーションをお出しになったのか、その信憑性というものを以てもう一度1月に判断

	の材料としたいということが一番、主観が入らなくてお金は客観的に判断できるからいいんじゃないかなというふうに思います。 では随分議論しましたので、今日は保留とさせていただきます。今出たですね、私は3点ほど念頭にあることを申し上げましたが、それを裏付けるお金の資料や、それから今の理事会資料、理事会記録、これは理事会は年に何回か開かなければいけないことになってますからね。あるいは評議員会記録ですね。この辺ですね、どういう形で今までのことが了承されてきたのかと。例えば寄付金を集めることにしても、理事会でどのような説明がありどのように了承されたのか。集めるというのはなかなか大変ですからね。ということがありますのでそういうことも精査していただいて、そして今日出たことを全部ですね、メモしてあると思いますが、全部含めていただいて、資料を出していただいて、今日は保留。そして資料を出していただいて、事務局の方できちんと検討していただいて、これをもう一度かける必要があるということになれば、1月の終わりにやって、その間に必要があれば私と事務局の相談に乗るということで、今日は保留ということはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。資料の最終的な判断が必要があれば、私も両方ともお金の問題では苦労しているあれですからね、見せていただいてね相談に乗るということにしたいと思います。ではこの議案はこのあたりにして保留ということにしたいと思います。 それでは第5号議案については、賢明の通信制の課程ですが、これについては特別委員会を4回開催し、特別委員会としての結論を出しましたので、その報告をしていただいたうえで、第5号議案を皆さんにご審議いただきたいと思います。
事務局	説明は報告事項と5号議案を。
	じゃあ、両方お願いします。
事務局	報告案件1 「賢明学院高等学校通信制課程設置に関する特別委員会の報告」について説明 第5号議案 「神須学園高等学校の設置及び学校法人神須学園の組織変更の件」について説明 まず、特別委員会の結論、そして賢明学院の通信制の申請。これは準備不足ということで申請を取り下げたということ。本来であれば特別委員会の結論が出てから審議会にということですが、その前に特別委員会の結論を法人にお伝えしたところ、申請者が「取り下げる」ということですので、ここにはかけません。これについては皆さんご了承いただいて、この特別委員会で議論した色んな条件、あるいはその前にのときに付したいくつかの条件、これはすべて前例になりますので、したがって今後の通信制の申請については、事務局できちんと整っているという判断がつくくらいの資料を集めていただいての申請になるかと思えます。 従いまして、今回の第5号議案については継続審議としまして、資料が整い次第、皆さんにご議論いただきたいと思いますが如何でしょうか。よろしいでしょうか。
各委員	(各委員意見無し)
	では次に第6号議案の説明をお願いします。

事務局	第6号議案 「関西大学高等部の学科設置及び学科廃止並びに収容定員の變更に係る学則變更の件」について説明 高等学校の学科新設の場合、ユニークな特色がないと認めないとなっています。この学校の場合、最初は安全科学科というユニークな学科にするから認めて欲しいということでスタートしました。以後、特色は発展的にするので普通科に転換したい、と。府教委の高等学校課に「特色があるか」を相談しておりました。特色は2つありますが、1つは安全教育と防災教育。これとプロジェクトフォー、今は少し流行りになりつつあるアクティブラーニングですね。アクティブラーニングを位置づけていくという、次の指導要領の1つのウリになっているのですが、アクティブラーニングをやっていくということですね。こういう2つの特色があるので認めていただきたいと。私はまだポピュラーにはなっていないと思うんですが、先導的にやっていたくのはいいのかなと思いますし、府教委の高校教育課もそんな見解を持っておられるやに伺っています。皆さんのご意見を伺いたいと思いますが如何ですか。
	普通科であればお認めをいただくことができないという？
	認められないということではないのですが、その場合はよほどの特色を持たないといけない、ということで安全科学科にしたと思います。
	通常の普通科を作りたいという申請をしたのでは、なかなかお認めいただけないという前提条件があるわけですね。
	普通の普通科のカリキュラムでは難しいということですね。
	当時の大阪府の設置の基準が厳格にありまして、少子化に向かっていく中で、普通科の人数を増やすことについては、よほどの特色がないといけない。特定のコースを作りたいというような指導があったんですが。平成何年でしたか？2年前でしたか？
事務局	平成24年ですから2年前です。
	ということで基準が緩和されましたので、新規参入が比較的率になったと。間違っていたら言ってください。
	ということは、私学・大学課の方針が何かお変わりになったということですか？
事務局	そうです。平成24年度以前は、極端な言い方をすれば、普通科の設置はお認めしないという方針でございましたので、衛生看護科であるとか、安全科学科という特別学科の設置をお認めしておりました。 平成24年度に特別委員会を開催し、審査基準の見直しを行いまして、普通科についても特色のある教育内容を備えておれば、認めていこうという方向転換をしたところです。
	先ほど言われた内容で行きますと、今後も学生生徒数が減少していくという現象は変わらない訳ですね。そういう中で、普通科を若干特色をつければお認め

平成26年度大阪府私立学校審議会 臨時会（27年1月）議事録

- 1 と き 平成27年1月27日（火）
開会9時45分～閉会11時05分
- 2 ところ 大阪府大手前庁舎2階 第四委員会室

3 出欠状況

出席委員 (14人)	梶田教一委員（会長）、草島葉子委員、重山香苗委員、 天野久委員、山北浩之委員、安家周一委員、福田益和委員、 石田和孝委員、上田哲也委員、古武一成委員、木原俊行委員、 善野八千子委員、辰巳正信委員、横倉廉幸委員
欠席委員 (4人)	坪光正躬委員（副会長）、水谷豊三委員、満田育子委員、 辻川圭乃委員

- 4 議事録署名委員 石田和孝委員、福田益和委員
- 5 議 案 別添のとおり概要
- 6 議事概要 別添のとおり

以上の審議の結果を証するため署名押印する。



発言者	議 事 録
事務局	・私学・大学課長あいさつ ・会議の有効成立を報告
梶田会長	・梶田会長あいさつ (議事) 議事録署名人に石田和孝委員と福田益和委員を指名
事務局	「瑞穂の国記念小学校設置の件」について説明
	はい。ありがとうございました。 以上の通りであります。12月の定例会で皆さんからご心配いただいた件について、事務局から申請者に問い合わせさせていただいて、今のよう状況というか、事実が明らかになった訳です。ですので、皆さんどこからでも結構ですので、ご質問等いただければと思います。
	2つ教えていただきたいのですが、アンケートの件なんですけれども。アンケートの仕方の根本の所で、最初に園内の方については当然園から直接配られるということで、51%くらいの回収率ということであると、それに対して園外の豊中市で撒かれた分については「人脈を頼りに」というところが引っ掛かっています。申請者の考え方に賛同しておられた方を伝えて配布したということは、その色が染まった方にもアンケートしているということですので、一般的なアンケート集計の方法になっておらず、小学生の数字も箕面自由学園さんと比較しておられますが、果たしてその数字は信憑性があるものになるのかと。 また、幼稚園の経営の件ですが、「安定している」との記載があり、年間〇〇〇〇の剰余金が出ると、園児数198名の規模ではそこまで出ないように思われます。どういう風な経営をしておられるのかと。例えば人件費を削るとか、特別支援の園児も居られると思いますが、そういった園児に対する人件費を削れば可能な数字かと思われるが、そういった部分を幼稚園振興グループでチェックされた上で「安定している」といっておられるのか。また、特別活動の公式行事の内容を具体的に把握しておられるのか、そういった点についてもお尋ねしたいと思います。
事務局	アンケートの回収については、委員ご指摘のとおり、現在の塚本幼稚園の保護者、それから、OBに協力いただいて、その方々の知り合いを通じて、その知り合いの知り合いというような形で書いておられますので、実際、塚本幼稚園の内容に賛同される方に近い方に撒かれているという事実は否めないと思います。但し、母数が1,900撒いて1,200という数に上がっておりますし、その中で2.4%という「入学したい」数字については、保護者・OB会からの件を割り引いても、まったく信用できないということまでは認められないと考えております。120数名の志願があって、80名の定員には足りるという結論に導かれていますが、ある程度の定員に近い数字であると思っております。

	そこで気になるのは、アンケートが園内で52%、園外が60%を越えている点。通常は園内の率が高くなるはず。今回の場合は逆にになっているが、何らかのプレッシャーが園外にあったのではないかと。大阪府からノーマルなアンケートをするように指導できるのかどうか。
事務局	実際、回答いただいた方は「回答してもらえ方」に撒いたものかと思われる。府への申請書に添付する園児数の確保（見込み）については、アンケート結果によるものとはしておらず、また手法も定めていない。
	アンケートの件ですが。大学の学部を設置するときもアンケートのようなものをつけることがあります。今回の場合、「知り合い」でやったアンケート、これ自体問題は無いと思いますが、その数字と箕面自由学園との数字の比較を行ったこと、ここは問題になると思います。ただ、ある程度入学希望の意思表示はあるということだろうと思います。
事務局	次に特別活動の行事ですが、先ほど申しましたように、入学式、卒業式それから始業式、終業式というものについては、当然、学校の公式行事になりますが、それ以外にも1年生から宿泊行事ですか、塚本幼稚園で今、皇族などが大阪に来られた際のお出迎えとかに行っておられることがございますが、小学校でもそういうことを、教育基本法で定める愛国心を育てるということの一貫として、そういう行事に参加させることを1つの手法として、カリキュラムに位置づけて練習といいますが、授業の中の特別活動に位置づけるということになっています。また、囲碁将棋やラグビーなど、スポーツ系の、日本古来のそういった内容を行っていきたいという風に伺っております。 続きまして幼稚園の経営についてご質問がございましたので、ご説明します。当該法人が経営する幼稚園と他の幼稚園と収支構造を比較しましたところ、何が違うかと申しますと、寄付金の割合が他の幼稚園に比べて多いということ。そのほかには人件費が低いということが挙げられます。特別支援の関係については、他の幼稚園に比べて多いということはありません。
	皆さんお分かりとは思いますが、補足させてください。例えば特別活動の中身だとか、総時間数とか。2008年の幼、小、中の新しい学習指導要領では、「最低基準」とされました。以前は「標準」と言われていたんですね。だからかなり「こんなことまでやらせていいの？」ということも中にはあるかと思うんですが、指導要領に書かれていることを踏まえれば、よほど社会的な常識に反することでない限り、プラスアルファ程度のものであれば、最近の私立の小学校でも色々な工夫をして増やしているところもかなりあります。個人としては、政治色の強いものはどうかと思うんですが、社会的常識を超えない限りであるならば、やってもいいということに（指導要領では）なっていますので、それはそれでということになります。最低基準という建前になっていますので、そのあたりは皆さんご承知ください。
	アンケートの回収率のことで、本当に1,200件あったんでしょうか。数をきちんと確認されたのでしょうか。
事務局	基本的には申請書提出時に添付されている分析結果をいただいているのみです。事務局が数を数えるとか、そういうことはしていません。

次に、財政についてですが、学校建設費用の妥当性について、資料に記載いた
 っていますが、建築費用が全国的に高騰している中で、寄付金であるとか、空調設備
 の説明もありましたが、それを差し引いてということ、建築の専門家、第三者
 などの意見を聞いて妥当性があると思われたのでしょうか、この点についてお答えをお
 願います。

それともう1つ、財政について。資料に約[]を超える借り入れ残高がある状況となっていますが、流動資産は確実に[]、森友学園は持ち手なんですか？

預金残高の証明書で確認できております。

事務局

現在、正確な数字を確認いたしますが、大体〇〇くらいだと思います。

事務局

いつ発生したのかは確認できておりませんが、8年前に建て替えをしておりますので、そのころからではないかと思ひます。また、金利の関係もございますので、借り換えをされたとのこと伺つております。

事務局

返済計画に基づき毎年返済され、その上で黒字が出ていることを財務諸表から確認しております。

事務局

年間で だったと思います。

毎年[]返済して、なおかつ余剰金が[]出るということは、[]の。

事務圖

提出された財務諸表に添付されている、公認会計士からの書面を確認させていただき、適正なものと判断をしているところです。

はい、

丁寧な説明を私学・大学課の方からいただきました。細かなところで様々な疑問が出てくるのは当然のことなので、今後どうなるのかということについてもやはり戸惑うことがあるのですが、先ほど会長がその先チェックポイントが出てくると仰いました。私が一番迷った方がいいんじゃないかと思うのは、児童・生徒を募集した後にこの計画が傾斜した場合、開校したものの児童が集まらずに、結果的には運営ができなくなった。この場合、社会的・道義的な審議会への責任や、他の私立学校に対する審査やそれに対する府の指導、これらのことと連動するのではないかと。児童生徒を募集する前の段階で一定審査をして、例えば寄付金の申し込みの内容の検証、寄付が実行されているのかどうかなどが児童募集前に行われているから、また、工事についても入札が本当に前記で行われたのかなど。工事業者からの書面についても、支店の証明ではなくて、あくまで担当者の書面ですから、現実には落札されたのかどうかなどの確認も含めて、次回3月審議会が1つ目の関門を通過すると。次に、寄付金が入った段階で次の関門を通過する。こういう手順を明らかにしていただいて、その手順が整った段階で私学・大学課として整理された内容を皆さんがいいのかどうかという判断に任zうかと思います。細かいことを言うと、ありえないような内容ばかりがあり、こんなことがあるなら僕もやってみたいと、冗談ですけど、思うぐらいのことですので、こんな検査事でうまくいくとは私もとても思えないのですが。審議会としてはそういう手順が明らかにされるのが大切なのかなと思います。

今、[]の話にもありましたように、3月や7月に審議会がありますので、3月には入札の状況、7月には今期の決算が分かりますから、それだけの剰余金ができるかどうかを私学課にも確認いただき、当然、監査法人が入って、その責任で決算しているはずですので、やはり心算的な把握をしないといけないのかなと思います。ただ、仮にもこれをGOとしないと、プロセスとしては進みませんので、一旦はその方向で進めますが、8月、7月の審議会では必ず報告をいただくべきと思います。ほかに何かありますか。

最後に1つ、今のお話を踏まえて、入学予定者の話がありましたが、どれだけの入学者が集まれば、収支トントンになるのか、私学・大学課として見通しというのか、予想はつけておられるのか。

事務局

経営が成り立つ収支トントンというラインが7割、80人ぐらい集まれば何となく赤字にはならないであろうと予測は立てております。ただし、開校時に50人になりましたから認可できませんということにはなりませんので、50人ならば50人で行った、その先に80人にはならないでしうから、大体50人ぐらいで推移したとしてどういう収支に

	なるかを出し直していただいて、その上で頑張ってくださいということになるかと 思います。
	最後に1点。私ばかりで申し訳ないですけど、国有地の借り上げですが、10年後に購 入ですか？
事務局	10年以内に、です。
	この計画ですが、国有地の借り上げについては、今回の私学審でOKが出れば、おそ らく借り上げ申請されて、OKがでるんですかね？
事務局	国有地の方は、実際、国が優先的に売却する相手先としては公益法人となっており、 今回、森友学園が学校教育法的一条校である小学校を作るということで認められるとい うことになっています。本審議会での認可の条件は土地が所有できるということであ り、国の土地売却に関する審議会では、一条校ができるということが条件となっていま す。双方で認可が下りるということを前提で話を進めておりましたので、2月7日に国 の審議会がございまして、例えば12月の審議会でもOKとなっておりまして、その 契約条件の細部の詰めに入って契約に移るということでしたが、1月の臨時会にという ことになりましたので、条件付で認可しかるべしとなりますと、国は契約に走ると、そ ういう手はずになっています。
	国との契約は売買契約ですか？
事務局	10年間の定期借地契約を行ったうえで、その契約期間内に購入予約をするという内容 で締結すると聞いております。
	計画が頓挫した場合は、土地は国に戻るのでしょうか？第三者への転売の可能性は？
事務局	国に戻りますね。
	それが確定ならば、懸念は払拭されますね。
事務局	購入前はあくまで借地です。
	借地権を転売されることも当然条件では・・・
事務局	相手が国ですので、そういった点は国できちんとされると思います。
	私も少しそのあたりの経験がありますが、通常、借地権は転売できないようになって います。
	大丈夫ですか、第三者に転売されて権利関係がややこしくなるという話もよく聞か すので。
	その点、国はしっかりしてますから。

	はい、分かりました。有難うございます。
	ほかの委員の方は如何ですか。では、
	結論からすると、 が仰るように、明らかにおかしいという訳ではないので、 認める方向に動いている点については、私はいいと思うのですが、一方で、法人に勉強 していただかなければいけない部分があるように思います。私は経営面よりは教育課 程、教育内容といった専門面にどうしても目が行くんですが、いただいた回答書の中で、 例えば特別活動を科目と呼び、学習指導要領を正確な言葉を使わなくて、指導要領とな っているとか、素人臭いんですね。それから、第一、第二学年に書かれている特別活動 の内容を伺いましたが、これは通常第三学年以降ですべき内容であるところ、それにも 関わらず第三学年以降では、それが35時間で運用され、一二年生だけ105時間とな っているとなっている矛盾。あるいは総時間数について先ほど説明がありましたが、低 学年の子どもたちでも放課後学習でやるような内容を本科でやるということでしたが、 しかしそれを含めた内容を特別活動にという風になっていて、教科学習のそんなに増え ていないという矛盾。出していたいていた時間割、普通であれば、図画工作や生活は 授業時数を減らして5時間目と6時間目でやるべきところを、横並びにしていると、挙 げればキリが無いほど、ちょっとした違和感が残ります。手早く教育課程を組もうとさ れた結果、ちょっとした齟齬が生まれたと思いたいの、さらに結めてより小学生の学 びが充実されるようカリキュラムを組んでいただくよう私学・大学課の方から指導を いただければ、私としては良しとしたと考えております。
	人件費比率が30%行かないような状態で小学校を経営できるのでしょうか。高校の場 合でしたら、相当ひどいことをしないとできないと思います。
	事務局のほうで何か。
事務局	平均的な幼稚園の人件費比率は、歳入収入に占める人件費の割合が50数%を占める ということになっておりますが、こちらの幼稚園では40%台前半であり、他の幼稚園に 比べますと低い状況です。
	50%から40%前半の10%台の差は覆されると思うんですが、この40以下の30% という、このあたりの10%を削るということは私には想像がつかないです。
	5月に判明する決算の内容を踏まえて、私学・大学課に例えば寄付金のことであると か今の話についても7月の審議会に報告をいただきたいと思います。いくら監査法人で OKが出たといっても、報告は必要だと思います。我々委員や事務局がまとめて議され たということのないようにしたいものです。
	審議の提出はありましたが、それぞれに何の根拠も無いということが散見されます。 特に決算審議資料の3ですが、我々学校法人は通常、監査資料に関して税理士に依頼をす るということは極めてまれです。ましてや資料の2の の資料はM学園の小学校 を受注しました、というような資料を提出して、すでに先々に進んでいますということ なのではないでしょうか、なぜこんなことになったのかと今後新聞沙汰にならないようになら なければ心配です。また、行事の問題やカリキュラムの問題など、この小学校に小学校 の専門家の先生が関わっておられないようなことであるとか、そういったことも非常に

	心配です。アンケートの件もそういう不安材料の1つです。もし何かあった場合には何故認めたのか、といった話にもなってくるわけです。従いまして、認可しかなるべしなのか、認可しかなるべしの方向で色々な書類の提出を求めていくのか、そこははっきりとさせなければいけないと思います。 こういう申請は悩ましいですね。やりたいということはやめなさいと言えない。規制緩和の時代ですから、うまくいくんだったら、やってみてはどうですか。しかし、■が仰ったように、子どもに被害が及んじやいけませんので、ある種の見せ掛けだけで事実と反することがあってはいけませんので、今は色んな心配の種を出している段階であると。条件付の認可しかなるべしにして、途中いくつか出してもらいながら、まずい場合は認可しかなるべしを取り下げる、あるいは撤回しますよと。まだ1年先ということもありますので、今後、様々なチェックをかけて、事実と違うようなことがあれば、それだけでアウトです。今後何回かチェックを掛けていただく中で、虚偽の内容があれば、その時点でアウト。また心配な点がより一層明らかになれば、指導をして、指導をしてもダメな場合は、その時点でまた別の判断を考えないといけないのではないかと。1度GOにすると、お墨付きをもらったようになってしまっずと行ってしまおう困りますので、ついでに申せば、私立学校法が改正されて、まずい点があれば、いろんな措置が取れるようになりましたし、そういった点も踏まえて考えないといけないと思います。 この小学校の教育の内容については他と違って、特色が強いということを知っています。思想的な理念に賛同する政治家だけではなく、色んな企業もあると。他の私学とは違った点といえますか。入学希望者からすると魅力にもなると思います。基本的な部分は外れてはいけないとは思いますが、私立学校には特色にある教育というの求められますし、色んな特色のある学校があってもいいと思います。確かに、理解しにくい部分もあると思います。■が仰ったような懸念材料もあると思いますので、今後、常に目を光らせながら、設置に向けてどのように動いていくか、会長のお考えと同じ方向で考えたいと思います。 率直に申し上げて、様々な議論がある中であっても、条件付認可となると、やはり後段に記載の言葉から考えますと「認可」、ということになるので、提出された資料が妥当であると認めることになるのではないかと違和感を覚えます。もう1点は、アンケートの回収率が、園内の保護者からの回答率が極端に低いと。一般的に幼、小、中、と学年が上がるごとに回収率が低くなるのは理解できるんですが、園については大体100%というのが通常の、とっております。在園児の50%以下の内容ではこれを以て良しとすることは納得がまだいかないように思います。 私も全部良しとすることはほとんど難しいと思っております。今後、計画の中で事実確認をする中で、今回提出のあった資料を確認しようとなっておりますので、今後のプロセスの中で明らかにしていくのではないかと考えております。 会計やカリキュラムのことについても、本来であれば、第三者委員会のようなものを作って検証すべきことかと思うんですが、府の経費の問題もあるかと思えます。ただ、法人が作った内容、税理士が確認をしたという内容だけでは不十分であると思います。何らかのチェックを私学・大学課ですべきであると思います。
--	---

事務局	決算報告書は監査法人のお墨付きがないといけませんし、現状の税理士のチェックだけではダメだと思います。そのあたりはどうですか。事務局、できますか。はい。
事務局	申請者側に今後、責任を持ってカリキュラムや会計の内容をしっかりと見ることができける方は居られますか。
事務局	今のところ理事長が中心となって、コンサル担当の会社も入っておりますが、今回の申請書類をまとめることが中心ですので、今後学校の経営や運営に入っていくようなことは多分ないと思われます。ですので、小学校の校長や教頭の経験者を早く見つけていただいて、その方を中心としてカリキュラムや会計の内容を作成するよう指導するということになるのではないかと思います。
	開校するまではもちろんのこと、開校した後も、今日色々ご指摘やご意見のあったカリキュラムや財務的なものなど、とりわけ入札の結果は3月審議会に、また会計に関する内容は7月の審議会に報告いただくようにしていただくということを条件付きとして配属にとどめて、今日の原因として認可しかなるべしということで皆さん如何でしょうか。 (反対意見なし)
	これから難しいところがあるかと思いますが、今日の審議会の結論はそうにします。ありがとうございました。
事務局	本日は委員の皆様、ありがとうございました。最後になりますが、吉本課長からご挨拶がございます。
吉本課長	今日は条件付きということでございますので、先ほど堀田会長はじめ、委員の皆様からご意見をいただいた内容として、寄付の状況や工事の価格については3月審議会に、また7月審議会には監査法人の監査を受けた決算書についての報告、また小学校の教育課程についてもご意見とご懸念をいただいておりますという内容を森友学園に伝えまして、きっちりしていただくよう、またどういった体制でやっていただくかということで、カリキュラムについては今、いつになるとは申し上げられませんが、どこかの段階で報告いたします。よろしくお願いいたします。本日は誠に有難うございました。

平成26年度大阪府私立学校審議会平成27年3月定例会議事録

- 1 と き 平成27年3月24日(火)
開会14時20分～閉会16時30分

- 2 ところ 大阪府咲洲庁舎45階 会議室

- 3 出欠状況

出席委員 (11人)	梶田叡一委員(会長)、重山香苗委員、天野久委員、 安家周一委員、石田和孝委員、水谷豊三委員、 上田哲也委員、古武一成委員、善野八千子委員、辻川圭乃委員、 横倉廉幸委員
欠席委員 (7人)	坪光正躬委員(副会長)、草島葉子委員、山北浩之委員、 辰巳正信委員、福田益和委員、木原俊行委員、満田育子委員、

- 4 議事録署名委員 上田哲也委員、重山香苗委員

- 5 議 案 別添のとおり

- 6 議事概要 別添のとおり

以上の審議の結果を証するため署名押印する。



	次の第54号議案について、事務局から説明をお願いします。
事務局	第54号議案「学校法人吉田学園の設立及び大阪アミューズメントメディア専門学校 の設置の件」について説明
	すでに無認可でやっておられた教育内容を学校法人化するので、お認めいただきたい という案件です。皆さん如何ですか。
	教員の専任22、兼任8名の合計30名でここに書かれているこの科目全部を教えられ るんですね。
事務局	教員ということではそうなりますが、この他に、各分野で一線活躍されている方に 委託講師という形で教えていただく方がおられます。
	(学校法人化という)きちっとした形で申請されたことを私は評価したいと思いま す。皆さん、よろしいでしょうか。
	では、第54号議案について認可しかるべしと答申したいと思います。 次に第55号議案について、説明をお願いします。
事務局	第55号議案「学校法人愛甲学院大阪の設立及び愛甲農業科学専門学校の設置の件」 について説明
	兵庫県ですでに学校をしておられる愛甲学院が水耕栽培についての専門学校を設 置したいということですが、皆さん如何でしょうか。
	よろしいでしょうか。個人的には生徒が来るのかどうか少し心配な部分もあるん ですが、お認めするという事でよろしいでしょうか。
	では、第56号議案と第57号議案について説明をお願いします。
事務局	第56号議案「国際東洋医療鍼灸学院の目的変更の件」、第57号議案「国際東洋医療 柔整学院の廃止の件」について説明
	個人立で柔整と鍼灸の2つの学院をしておられた訳ですが、これを統合すると。皆 さん何かございますか。
	先ほどの愛甲学院もそうなんです、こういう校舎や学校種が耐震基準を満たして いるかどうかについては認可の条件の中に入っているんですか。
事務局	専修学校の設置基準に耐震化の件について明確な記述はありませんが、校地・校舎 として適切な施設であるということでございますので、必ず当該市町村等にはきち と基準を満たしているかどうか確認しているところです。
	校舎の資産価額からすると[]かと思ったのですが。
事務局	そんなに[]でもないようです。取得価額で上げられたようで、[] されたようです。

	よろしいでしょうか。では、第56号議案と第57号議案について認可しかるべしと答 申したいと思います。
事務局	では、第58号議案について事務局から説明をお願いします。
	第58号議案「大阪アニメーションスクール専門学校の文化・教養高等課程の廃止の 件」について説明
	高等課程の部分ですね。ご意見があればお願いします。
	よろしいでしょうか。では第58号議案について認可しかるべしと答申します。 これで審議案件は以上ですが、報告案件がありますので、事務局から説明をお願い します。
事務局	報告案件「瑞穂の國記念小学院」について説明
	今、進捗状況について事務局から報告がありましたが、この案件は今までの審議の中 で心配な点がありましたので、これからも逐次報告をいただいて、指導もいただき たいと思いますので、よろしくお願いします。
	では、今日は長時間多くの議題をご審議いただきまして誠に有難うございました。 では、進捗を事務局にお返しします。
事務局	皆様、本日はお忙しい中ご審議くださりまして有難うございました。

平成27年度大阪府私立学校審議会平成27年7月定例会議事録

1 と き 平成27年7月28日(火)
開会14時00分～閉会17時00分

2 と ころ 大阪府咲洲庁舎45階 会議室

3 出欠状況

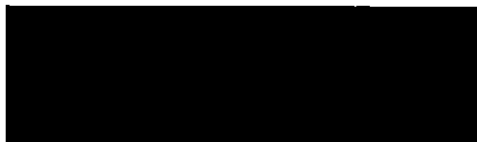
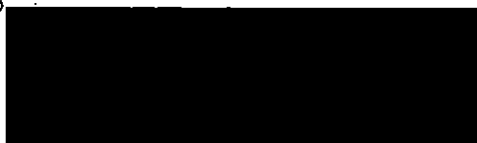
出席委員 (17人)	梶田叡一委員(会長)、坪光正躬委員(副会長)、草島葉子委員、 重山香苗委員、山北浩之委員、天野久委員 安家周一委員、石田和孝委員、水谷豊三委員、辰巳正信委員 福田益和委員、上田哲也委員、古武一成委員、善野八千子委員、 満田育子委員、辻川圭乃委員、八重樫善幸委員
欠席委員 (1人)	木原俊行委員

4 議事録署名委員 山北委員、水谷委員

5 議 案 別添のとおり

6 議事概要 別添のとおり

以上の審議の結果を証するため署名押印する



	おいでください。よそでやっていたら、それは本当はよそでそこがいけないと言わなければならないのですが、大阪でそういうルールについてはご指導して場合によってはよその県でもやらないようになるのが私は望ましいと思うんです。一条校全体に対する信用失墜行為になるだろうと私は思いますので、是非よろしくこれはお願い致します。ほかに、いかがでしょうか。 それでは、このルネサンス大阪高等学校につきましてさらにまた問題が無いようによろしく願います。もうひとつ報告がございます。瑞穂の國記念小学院設置の進捗状況につきましてご報告をよろしく願います。
事務局	報告案件 「瑞穂の國記念小学院設置の進捗状況」について説明
	ありがとうございます。お金はどうも集まっているようなのですが、着工がされていなくて校舎が最初に認可した開校時期に間に合うかどうか分からないということでこれは引き続き私学・大学課、事務局の方で見ていただいて、本当に間に合えばまた次の措置に繋がっていくということでもあります。何かご質問、ご意見あればお願いします。
	よろしいでしょうか。
	はい、どうぞ。
	小学校の方からなんですけれども、小学校の方は今17校で大阪府の連合会を作っているんですけれども、今までは新しい学校を作られたときには中・高をお持ちの学校さんが小学校を作られましたので、連合会には普通の流れとして入っていただいたと。連合会の事務局の方にはその辺り新しく作るので連合会に入りますとか入りませんか、連合会はどういうものですかというような問い合わせも何も無いような状況なんですね。ですので事務局の方から小学校にも連合会があると、幼稚園連盟に入っておられるはずなんですね。塚本学園さんへ入りませんかではないですけども、そういうようなお声がけはしていただけないでしょうか。我々は今待っている状態なんですけれども。
事務局	昨年度学校側とお話したなかでは、幼稚園連盟と同じように小学校連合会にも加入の意思はありますかとお聞きしたところ、それはあります、というお言葉は聞いています。ただ具体的にまだされていないということです、この先あと半年余りになりますので、早急にその意思表示、加入の手続きを取るかということを問い合わせいただくように、こちらから連絡することは可能です。
	そうですね。大阪の連合会に入られて、次に西日本の、そして日本、ということですね。順番に移っていかねばなりませんので、そういったものがまずは大阪の連合会の方で認めさせていただくということです。そういった手続きがございますので、総会に諮らなければなりません。
事務局	その時点からご意思が変わっていなければいいのですが。
	いや、ということをお願いしたいと思います。

	ではその辺よろしく願います。 はい、どうぞ。
	先ほどのご説明で請負契約がまだ決まっていないということがあったと思いますが、実際にその入札行為であったり案内であったり、入札の前の、そういうものはどこまで確認されているのですか。
事務局	相見積もりを取るための条件と言いますか要項は学校のほうから提出されたと聞いています。
	ですから具体的にいつどのように相見積もりを出すとか、という日程の方は。
事務局	7月末までに出すようにということです。
	今日はもう28・・・
事務局	ですので明後日ですね。見積もりをその日までに出すようにと。
	それに対して通常、入札なんかの場合は建築総合点というんですか、点数で何点ぐらいの業者をこの応募の対象とするかなどを一定決めて、公募の対象となさると思うんですけどね。そのあたりの事務的なことは。
事務局	点数は特段ここには書いてはおりません。
	現実にはそれは公開されて何らか公示されているんですか。
事務局	個別にいくつかの業者に投げられたのではないかと、確認はしていませんけれども、公示はしていないで、何社かの業者に投げたのだらうと思っています。
	まだあやふやな感じがたくさん残っていますが、8月9日に確認してもらわなければいけませんね。8月に着工でしたっけ。
事務局	8月に着工です。
	まあこれは、見ていかなければしょうがないですね。
	以前うかがったときに、建築会社[]が建築をするということで補助金をつけて、かなりお安い額で見積もりを出されていたと思うのですが、その[]は手を引かれたということですね。
事務局	学校からは入札で決めるべきだということをおっしゃっていましたので、結果的に別の業者に行く可能性はあると思います。 []に関しましては、今現在、現地に看板が出ておりましてそこには施行業者は[]とあるんです。実際その[]というのは今説明しましたように、[]ということ、[]にその契約は先にしているようです。そしてそれが終わってから本体の工事をするのに[]、[]を含め

	て相見積もりをとったうえで決定するというようにお聞きしております。実際そこで を出してくるかわかりませんが。
	ということで今のところまだ不確定、不透明な要素がありますが、引き続き実情を見て いただきまして、開校の時期、来年の4月に間に合うかどうかというところをみてい かなければいけないだろうと思います。この審議会次は、12月でしたっけ。
事務局	12月です。
	そうですね、そのときにははっきり、まあ間に合うかどうかは
	入試日は10月の何日ともう出ていますよね。
	そうですか。
	出ていますよね、入試日。
事務局	はい、募集は9月から始めることになっているようでそれまでには一定の結論をこち らももらわなければいけないと思っています。
	それはそうですよね。募集して、入試があって、やっぱり4月に開校できないと大変 ですの
	4月に開校できないのはありえないので、それは入試自体を止めざるをえない。
事務局	最低限、校舎の建設の見通しが立って、その契約の中に3月までに引渡しができま すよという中身の契約があるという確認が、最低限それがとれなければ、28年4月開校 の認可というのはしんどいと思っています。
	この辺もよく見ていただいでですね、これは本当に認可までも随分ご心配があった学 校ですけれども認可後もまだまだ心配があるようですので、事務局で
	すみません、これはやっぱり入学予定者と言いますか、入学を考えておられる方に不 利益がおきたらいけないので、私たちが配慮しなければいけない、となると認可がまだ されていない段階での募集要項とか選考試験があるんだったら、必ず保護者がまだ認可 されていないんだ、ということを知っておく必要が、それは最低限審議会としての責任 を果たすためにもいるんじゃないかと思うんですけれども。
	一応認可はしたんですよ。
	その後止まっているので
事務局	認可の手続きは、3月になって先生の確保が出来ている、机も入っている、図書館に 本もあるということを見てから認可がありますので、それまでは（認可申請中）という 文字を必ず入れるようにと指導しておりますので、神須学園にしろ、大阪学芸中学校に しろ、必ず…

	だから認可を受けるのは3月31日とかでしょ。そのことを明記しておかないと、一 旦今はそういう状況なんです、と、万が一何かがあったときに困る、そのことを含んで 入学の行為を、試験を受けるとかいうように
	それはね、ルールがあってもちゃんと書くようになっています。
事務局	ホームページにそれは書いておりますので、瑞穂の国記念小学院については…
	それをはっきりとさせておいたほうがいいかなと思って。ふわふわとやっている結 局困られるのは保護者と生徒の方です。
	そういう意味ですね、今かなり入念に見ていただいているのが実情ですので、もち ろんその中では事務局の方で、先ほどからもありましたように、実際の入試の ときに見通しが立っていないということになりましたら、こちらから言わないと、まさ に子どもたちが不利益を被ることになりますので、それを含めてこれから入念に事務局 の方で見ていただいて、もちろんその中に審議会が加わらなければいけないことがあれ ば、これは聞いていただくことになると思います。
	すみません、入試日はいつですか。
事務局	認定が3つほどあるんですけれども、一番早いもので言いますと、親子面接が9月 25日から26日、筆記試験が10月3日から4日です。
	先ほど着工が8月の中旬とおっしゃった。だから8月の中旬がたとえばその9月にず れこんでいたりということになると、この9月25日の親子面接の段階では着工もあつ て、3月末の竣工がある程度間違いないということでないこの入試行為というのは非 常に保護者にとったり子どもたちにとっては、酷なことになりますよね。そのあたりの チェックは必要かなと。
事務局	はい、そう思っております。
	なかなかですが、はい、どうぞ。
事務局	もうひとつだけ情報提供をしておきますと、国との賃貸契約の中でこの土地は小学校 として利用すること、28年の3月31日までに大阪府の認可を受けて4月1日に開校し ない場合は違約金を、ということで国との契約に謳われていますので国の方も担保して いただいています。学校のほうもそれがありますので、きっちりやっていただけるもの と考えております。ただ、それがあからと言って突貫工事で変な建物を建ててもらっ ては非常に困りますので、そういうことのないようにチェックしながらしていきたいと 思います。
	ありがとうございます。ほかに何かございますか。
	よろしいでしょうか。今のように、本当に心配の種はいろいろとありますので今まで どおり、今まで以上に入念に事務局の方で、私学・大学課の方で見ていただく、あるい は問い合わせが必要ならばしていただくということをお願いしたいと思います。

平成27年度大阪府私立学校審議会平成27年12月定例会議事録

1 と き 平成27年12月24日(木)
開会14時00分～閉会16時00分

2 ところ 大阪府咲洲庁舎45階 会議室

3 出欠状況

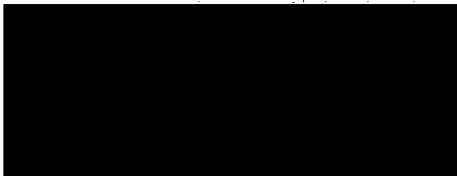
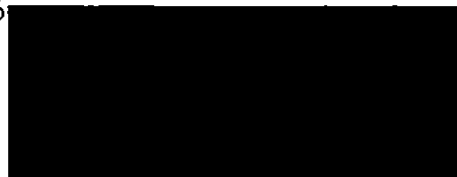
出席委員 (17人)	梶田勲一委員(会長)、坪光正躬委員(副会長)、草島葉子委員、 重山香苗委員、天野久委員、 安家周一委員、石田和孝委員、水谷豊三委員、 福田益和委員、上田哲也委員、古武一成委員、善野八千子委員、 木原俊行委員、辻川圭乃委員、八重樫善幸委員
欠席委員 (1人)	山北浩之委員、辰巳正信委員、満田育子委員

4 議事録署名委員 安家委員、古武委員

5 議 案 別添のとおり

6 議事概要 別添のとおり

以上の審議の結果を証するため署名押印する



事務局	報告案件 「認定こども園の認可状況」について説明
	こちらの表は大阪市や堺市が入っていないが、それらはじきにホームページ等で公表されるということですね。
	大阪府所管のもの以外の認可の件数は何件でしょうか。
	堺市では社会福祉法人立も含めて、約70近い施設が認可されています。
	はい。この私学審議会で認識できていない部分がありますね。
	1号こどもの利用者負担が低い市町村があり、その市では、利用者負担の安い1号こどもに希望が流れるといったことがあります。特に、待機児童が見込めない市町村で、各市町村がどういう認可をしているのか、気になります。
	私学審議会として幼稚園認可とバッティングする部分あれば、審議会として関係機関に意見を送ることも出来るのではないかと考えています。本日は問題提起ということで認識しておきます。
	ほかによろしいですか。
	はい、ありがとうございます。では、続いて瑞穂の園記念小学院について事務局からお願いします。
事務局	報告案件 「瑞穂の園記念小学院」について説明
	納付金が大幅に下がった印象を受けますが、ご意見はありますでしょうか。
	寄付金とあるのですが、これはどういった形で寄付されたのですか。
	1人が寄付されたものか、複数が寄付しているのかどうかで、全然状況が違うと思うのですが。
事務局	1人の方が寄付されています。
	1人の方なんですか。どういった方ですか。
事務局	すみません。把握しておりません。
	どういった方かで、全く意味合いが異なると思うので、把握する必要があると思いますが。
	ありがとうございます。お金というのは出所も大事だと思います。きちんと事務局のほうでは把握しておく方がよいでしょう。どのような方からの寄付であるのかの確認は必要かと思います。3月の審議会で報告をお願いします。
事務局	分かりました。

	他にご意見はありませんか。
	はい。すでに入札等終わられて、来年の1月には工事着工かと思いますが、施行主や工事内容等はどうなっていますか。内装を簡素化することですが、建築確認の申請書は出ているのですか。
事務局	建築確認がどうなったかは把握しておりませんが、1月から着工できるとのことなので、手続きは済ましていると思います。
	建築業者とはいくらで契約したのか。
事務局	業者はとあるところで、法人負担はとあるところと聞いております。
	認可の条件として、工事請負契約の締結状況を報告することになっています。1月着工であれば、契約締結済みと思われます。以前の審議会で、随時ご報告いただくことが条件になっていたかと思います。書類を確認せずに、口頭報告を受けたのみであれば、遺憾に思います。
	やはり、この事案は、ある意味、条件付きの認可のようなものなので、逐一ご報告をいただきたいですね。次の3月にまとめてご報告いただくか、何か重要な変更があれば、その前に各委員にご説明いただくようお願いします。
	ほかに、なにかよろしいでしょうか。
	はい、ありがとうございました。
	では、続いて「ルネサンス大阪高等学校の評価」について事務局から説明をお願いします。
事務局	報告案件 「平成26年度ルネサンス大阪高等学校の評価」について説明
	資料の「1 趣旨」のところに、私学審議会にて認可に当たって条件を付したということを書いてください。認可に際して本審議会において条件を付しており、それを評価したという視点が必要かと思います。
	この学校はいろいろあるようです。とんでもないチラシを配ったし、このN学園高校に転籍しているが、それでもめているようです。チラシについては、指導したのであれば、その旨も書くべきだと思う。後に、この学校が問題を起したときに、ちゃんと府として指導したという形跡を残すことは必要ではないでしょうか。
	社会的信用でまわっていく話ですので、信用詐欺、人を騙すようなチラシには強く指導していくべきですね。
	特区になったのは、民間だからできる成果が期待されるからこそだと思うが、試みて良い悪い、の判断があるだろう。この評価は普通の項目ばかりであり、甘いのではないかな。のご指摘の件も、校長の資質が問題なのか、コンプライアンスが問題なのか、きちっと担保をとっておくべき。東大に設置されていた株式会社立の保育所が撤退

平成27年度大阪府私立学校審議会平成28年3月定例会議事録

1 と き 平成28年3月23日(水)
開会14時00分～閉会16時20分

2 と ころ 大阪府咲洲庁舎45階 会議室

3 出欠状況

出席委員 (14人)	梶田叡一委員(会長)、山北浩之委員、草島葉子委員、 重山香苗委員、天野久委員、安家周一委員、石田和孝委員、 辰巳正信委員、水谷豊三委員、福田益和委員、上田哲也委員、 古武一成委員、善野八千子委員、八重樫善幸委員
欠席委員 (4人)	坪光正躬委員(副会長)、木原俊行委員、辻川圭乃委員、 満田育子委員

4 議事録署名委員 福田委員、草島委員

5 議 案 別添のとおり

6 議事概要 別添のとおり

以上の審議の結果を証するため署名押印する



	ったようにいろんなかたちでの第3者評価も含めての社会的な信用の担保の仕方ですね、これは考えていかなければいけないし、我々私学審議会としても必要なら議論していかなければいけない。 諸外国ではいろんな方法で自分たちが評価できるスケールを作っているんですね。日本の場合はスケールが現在のところ無いものですから、自己評価・関係者評価においても、客観的にみてどうなのかというのが、実はあまりよくわからないというのが現実としてあります。我々も自分たちが自分たちの学校をきちっと評価できるような評価スケールをつくる必要なのかなというふうに問題意識をもっている。小中高の場合は、学習指導要領がある程度明確になっておりますから、単位できちっと履修されているので、それはそれで一定担保されていると思いますが、我々の場合と少し違うのかなと思います。 実をいうと東京都が、幼小中高について学校評価のスケールをつくったりしています。スケールというのは評価項目ですね。まあそういうこともありますので、今の問題提起は非常に大事だと思いますので、幼稚園なら幼稚園でどういう項目からチェックするとか、プラン・ドゥー・チェック・アクションですね、こういう点からは問い直して、十分でない部分があればどう改善するか。十分であればその上に何を付け加えるか。幼稚園・小学校・中学校・高等学校・専修学校・各種学校の種別ごとに考えなければならぬ。お互いに頭において必要な整理をしていきたいと思っています。 からお話がありましたので、蛇足になるんですけども、私大阪府のをさせていただいております。年間5回にわたってかなり綿密にチェックをしております。府立高校に関しても、振興室からの様々なデータによって、それから市町村立学校に関してはなかなか府立との連携が、十分でないということを合わせて幼小中までと高校までの部分の分担が分断されているということも合わせて、指摘させていただいております。今おっしゃったところのPDCAのチェックの部分を私学としては私学の立ち位置で、特色ある部分をどのように、プランに基づいて、評価項目にありましたような形は作っていく必要はありますし、また現実にアクションプランの部分を私学の質の担保向上のためにどのような観点で評価していくかということがやはり大阪府の私学をいっそう質の高いものにしていくことになるのかなと思いますので、のご発言の部分もやはり私学としていかにエビデンスに基づいて、改善してんだと誇れるようなものにしていくためには、いっそう必要なことになるのかと、感想で恐縮ですが思うんです。 ありがとうございます。今のようなことをお互い念頭に置きながらこれからも行政一本化といいますけれども、実質は2本になってますけれども、そういう新しい体制のもとで、社会的な信用をよりいっそう確保するという意味で、いろんなことを考えていかなければいけないなと思います。ありがとうございます。それでは次ですね、瑞穂の国記念小学院について事務局から説明をお願いします。 事務局 瑞穂の国記念小学院について説明 はい、ありがとうございます。今ご報告ありました瑞穂の国記念小学院につきまして何かご質問、ご意見ありましたらお願いしたいと思います。
--	---

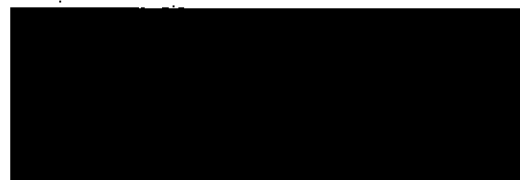
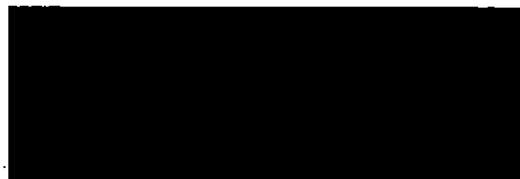
	入試日につきましては、まだ次回でというふうにおっしゃいましたが、私の方では9月24日土曜日を今のところ予定していると聞いておりますね。それから大阪の私立連合会への加入申込は4月になりましたら行いますよということで、連合会としましては、4月25日月曜日に28年度の第1回総会を行いますので、そこで審議をしまあその中で、仲間にはいつにいたいただくという形になるのではないかと考えております。以上でございます。 はい、ありがとうございます。なにか他にご質問・ご意見ありますでしょうか？ また次の審議会のおりにも進捗状況をご報告をお願いします。次にですね、認定こども園の認定状況につきまして事務局からお願いします。 事務局 認定こども園の認可状況について説明 はい、ありがとうございます。こういうですね、一覧表をだしていただいて幼保連携型の認定子ども園、皆様の方で、何かご質問、ご意見等ありましたらお願いしたいと思います。 こういうのがないと、どうしても他に幼稚園型の認定子ども園と保育所型の認定こども園があるわけですが、就学前の教育施設について、結局全体の状況はわからないということになります。またおりにふれて、こういう資料をだしていただくとお願いしたいと思います。ありがとうございます。それでは、次にまいりたいと思いますけれども、大阪府私立幼稚園の設置基準の改正について事務局からお願いいたします。 事務局 大阪府私立幼稚園の設置基準の改正について説明 今までですと、幼保連携型こども園も審議会でも幼稚園の審査をしていたが新制度ではそれをしなくなった。ここで我々が審議しなければならないのは、幼稚園そのまま、幼稚園型こども園、これだけになりましたので、幼保連携型の部分を削除するということでありまして、法令改正での手続上の問題であります。何かご質問、ご意見あればお願いいたします。 よろしいでしょうか 委員一同 (異議なし) はい、ありがとうございます。それでは最後に学校法人杉田学園と学校法人マサキ学園の合併について、事務局から説明をお願いします。 事務局 学校法人杉田学園と学校法人マサキ学園の合併について説明 はい、ありがとうございます。入学定員はありますが、実際はどれくらいおるんですか。大和幼稚園は。 事務局 昨年5月1日現在では、118名いらっしゃいます。
--	--

平成28年度大阪府私立学校審議会平成28年7月定例会議事録

- 1 と き 平成28年7月26日(火)
開会14時00分～閉会16時00分
- 2 ところ 大阪府庁新別館北館1階 会議室兼防災活動スペース2
- 3 出欠状況

出席委員 (14人)	梶田叡一委員(会長)、森眞太郎委員(副会長)、天野久委員、 重山香苗委員、辻本賢委員、山北浩之委員、安達譲委員、 石田和孝委員、白江眞由美委員、辰巳正信委員、古武一成委員、 福田益和委員、辻川圭乃委員、八重樫善幸委員
欠席委員 (4人)	上田哲也委員、木原俊行委員、 善野八千子委員、満田育子委員
- 4 議事録署名委員 森委員、辰巳委員
- 5 議 案 別添のとおり
- 6 議事概要 別添のとおり

以上の審議の結果を証するため署名押印する。



	楽器も種類が多いですからね。1人の先生がクラリネットとか木琴とか幾つか楽器を教えることになるのですね。規定では可能ということです。いなかでしょうか。
委員一同	(異議なし)
	これも一步前進。きちとした専修学校として認可を受ける。もし問題があればきちと指導する。この件について、認可しかるべしということで客申をしたいと思います。では次に第12号議案の審議をお願いしたいと思います。それでは、事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	第12号議案 「大原法律公務員&スポーツ専門学校大阪校の目的変更の件」について説明。
	はい、ありがとうございます。今までの法律公務員という領域の専門学校にスポーツ産業学科を加えるということで、名前、内容を変えていくということです。皆様の方で何かご意見、ご質問ありますでしょうか。
	新しく作るスポーツ産業学科ですから、内容については私学課にチェックしていただく。これを入れることによって学校名もかわるということです。よろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
	はい、ありがとうございます。では第12号議案について、認可しかるべしと客申をしたいと思います。
	次に第13号議案及び14号議案については、各種学校の収容定員に係る学則変更ですので、併せて審議をお願いしたいと思います。では事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	第13号議案 「メリック日本語学校の収容定員の変更の件」 第14号議案 「新大阪外国語学院の収容定員の変更の件」について説明。
	はい、ありがとうございます。各種学校であるメリック日本語学校と新大阪外国語学院、これはいずれも日本語を勉強するという希望者が増えて、日本語学科あるいは日本語科の収容定員を増やすという学則変更です。何か皆様の方でご質問、ご意見あればお願いします。
	今ブームですので。特に東南アジアからたくさん日本語を勉強したいと来ているということですね。よろしいでしょうか？
委員一同	(異議なし)
	はい、ありがとうございます。それでは第13号議案及び第14号議案について、認可しかるべしと客申をしたいと思います。
	では次に第15号議案の審議をお願いしたいと思います。それでは事務局から議案の

	説明をお願いします。
事務局	第15号議案 「堺朝鮮初級学校の廃止の件」について説明。
	ありがとうございます。堺の朝鮮初級学校、実質上生徒がいないということで、廃止の手続をとということであります。皆様の方で何かご意見、ご質問あればお願いします。よろしいでしょうか。こういうことできちとしていただくと。
委員一同	(異議なし)
	はい、ありがとうございます。では第15号議案について認可しかるべしと客申をしたいと思います。
	本日のご審議いただきたい議案は以上ですが、冒頭に事務局からのお話がありましたとおり、今日は報告事項が2件あります。まず瑞穂の國記念小學院について、事務局から説明をお願いします。
事務局	瑞穂の國記念小學院について説明。
	はい、ありがとうございます。今まで色々と懸案事項を都度ご報告していただいて、またここでご意見あればだしていただいて、また向こうにお伝えいただき。今の報告について、ご質問、ご意見あればお願いします。
	私立小学校連合会からの報告があります。平成28年4月15日付けで瑞穂の國記念小學院の代表者、龍池先生の方から平成29年4月1日付けで私立小学校連合会に加盟したいということで、加盟申込書がだされました。平成28年4月25日の私立小学校連合会第1回総会におきまして、協議をし、その結果、平成29年4月1日付けで加盟承認されました。連合会におきましては、今後西日本の私立小学校連合会の加盟と、日本全体の小学校連合会の加盟を進めてまいりたいと思っております。今私学課の方からご報告ありましたけれども、三回の入試説明会は行われていると、募集人員が男女共学で1年生が80名、2年生は昨年度募集できなかったため80名の募集。内容としまして、男女共学とうたわれていますけれども2分の1成人式、10歳ですかね。それとともに、男女別のクラスにするという情報も入っておりますので、5、6年生になったら、男子のクラスと女子のクラスに分けられるのかもしれませんが。以上、今のところの我々が持っている情報でございます。
	ありがとうございます。非常に具体的でよくわかりました。事務局からのご報告で連合会に入られたという情報提供をふまえて、何か皆様の方で更に、ご意見、ご質問あればお願いいたします。
	この法人については、現在幼稚園を運営されておりまして、あまりいい話を聞きません。正直なところ。一度に先生がたくさんやめるとか、転園をされる保護者の方が、何人もおられることを聞いています。校地を実際に買われたということで、運営は実際に楽になるということなんです。それはある程度の人数が確保されたらということ。私も以前は私学の小学校にいましたので、私学の小学校の運営が大変なことは十分周知しているのですが。認可相当とされたことなので、あれなんですから、基準を満たし

	ているからといって、その辺を慎重にサポートするといいますが、入学した子ども達が、途中で学校が行き詰まることのないように、これは実際兵庫県で起こっていることです。非常に厳しいところでありますので、そのあたりの支援につきましてよろしく願いできたらと思います。
	よろしいでしょうか。実際私共のところにもその幼稚園の方から何名か転園してこられます。相当保護者の方と、管理者の方の間で問題があったと聞いております。一部訴訟問題も発生していると聞いています。60名の方が説明会に参加されていますよね？5、6年生から男女別のクラスになるということは、それが悪いとかいうわけではないのですが、何かそれだけの根拠があって、学校が独自性を狙われているということだと思のですが、世の中に男女が共存しているという中でこういうような体制をとるということ、実際に許可される私学課の方からではなく、今先生の方からお聞きしましたけれども、実際の運営の行く末をつかんでおられるのか、ご説明がありませんでした。クラス編成なんかも変わってくるようなことがあれば、前もってそのような説明はあったのでしょうか。教育的な配慮ならば男の子、女の子別にあってもいいと思いますけど。
事務局	認可申請いただいた時点では、男女別のクラスになるというお話は伺っておりませんので、そこは確認したいと思います。
	私達も資料がないと確認できてませんね。[]がご心配なように、私達にも色々な情報が入っていて、加入したいということで、連合会の取り決めに背くことなく遵守をするという風にいただいているので入らないで下さいとできないところがありますけれども、入られた後で色々なお考えがある。籠池先生存知あげておりますけれども、中に入って、我々17校で連合会を作っているんですけど18校目になられて、連合会としての動き、大阪の小学校としての動きを大きくかき回されるようなことになりましたら、それなりに動かないといけないが、どのような流れになるのかわからないところがあります。ただ、強引なところがありまして、平成29年4月1日からの加盟ということなので、それ以降はお仲間になるので、それから私立小学校連盟の仲間としての動きをお願いしたい。かなり強引に平成28年度から仲間としたような動きをかなりさせてくる。私が全てダメだということで、何度も代理の方がお願いに来られましたけど、それまで新しく作られた四天王寺さんであり、関大さんであり、そのような形で進んできましたので、こうさせていただきます。
	ありがとうございます。最初の段階から心配なことがあるものですから、私学課で色々情報を集めてもらって、定期的にご報告を紹介していただくと、教育基本法の精神に抵触するようなことがあってもいけませんし、あるいは子どもや保護者の思想信条の自由に抵触するようなことはあってはいけませんので、色々方針はあってもいいのですが、極端なことにならないよう実情を見ていただいて必要であれば、質問させていただいて、モニターしていただき、実情をご報告していただきたいと思っております
	それではもう一つ報告があります。事務局から説明をお願いします。
事務局	「大阪府私立学校審議会運営細則」の改正について
	はい、ありがとうございます。事務局から報告のあった内容について、何かご質問、等ございませんでしょうか。機構改革に伴う表現上の整備です。

	よろしいでしょうか。
	質問等ないようですのでこれで、事務局に進行をお返しします。
事務局	委員のみなさま、本日は長時間にわたりましてご審議いただき、ありがとうございます。これをもちまして、審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。

平成28年度大阪府私立学校審議会平成28年12月定例会議事録

- 1 と き 平成28年12月22日(火)
開会14時00分～閉会15時20分
- 2 ところ 大阪府庁新別館北館1階 会議室兼防災活動スペース2

3 出欠状況

出席委員 (15人)	梶田勲一委員(会長)、森眞太郎委員(副会長)、天野久委員、 重山香苗委員、辻本賢委員、山北浩之委員、安達讓委員、 石田和孝委員、白江眞由美委員、辰巳正信委員、上田哲也委員、 古武一成委員、福田益和委員、木原俊行委員、林啓二委員
欠席委員 (3人)	善野八千子委員、辻川圭乃委員、満田育子委員

- 4 議事録署名委員 上田委員、石田委員
- 5 議 案 別添のとおり
- 6 議事概要 別添のとおり

以上の審議の結果を証するため署名押印する。



	ということです。皆様の方で質問、ご意見あればお願いします。 よろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし) ありがとうございます。第8号議案「阪奈中央リハビリテーション専門学校の目的変更の件」について、認可しかるべしと答申をしたいと思います。日本語学科だけで別の専門学校を作った方が、話としては見えやすいと思いますが、今の仕組みではこのやり方もできるわけですから、これはこれでお認めするということです。 では、第9号議案の審議をしたいと思います。では事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	第9号議案 「収益事業の種類を定める大阪府告示の改正の件」について説明。 はい、ありがとうございます。中身的には、今までと何も変わらないのですが、ただこういう告示という形で学校法人が何をやってはいけないかということを示すということをやらないといけない。私学審議会の意見を聴かなければならないということになっております。学校法人というのは、子どもの教育をするところであるので、少しでも教育にまづいような要素を持つものはしてはいけない。法律の表現が変わったのでこちらの告示の方も変えるということです。皆様の方で、何かご意見、ご質問あればお願いします。 収益事業自体は適切なものであればやってもよい。ただ一部の収益事業はだめ。これは風俗営業ですね。余談になりますが、関東の某私立大学で、一時ゴルフ場を営んでいて、やはり叩かれておやめになった。あまり教育に関係のないものは、手を延ばさない方がよい。教育プロパーに隣接したことではないと、というのが世の中の常識だろうと思います。しかしこれは絶対手をださないと告示をされている、こういうことであります。何かご質問、ご意見ありますでしょうか。
委員一同	(異議なし) よろしいでしょうか。では第9号議案「収益事業の種類を定める大阪府告示の改正の件」について、特に問題ないということで答申をしたいと思います。本日のご審議いただきたい議案は以上です

	本日のご審議いただきたい議案は以上ですが、冒頭に事務局からお話がありましたとおり、今日は報告事項が2件あります。 まず、瑞穂の園記念小学院について、事務局から説明をお願いします。
事務局	「瑞穂の園記念小学院」について説明。 はい、ありがとうございます。ここでも非常に慎重に慎重に審議をして頂いて、一応は認可しますけれども、このプロセスは、私共も見守りながら、必要があれば私学課を通じてご指導すると、まあこういうようなことで認可適当として見守っているわけですね。今のようになんか来るといことはわかりませんが、校舎ができたり、6割は子どもが来るということで進んでいるということです。実は、事務局からコピーをいただいたんですが、 がここを取り上げているようで、安倍総理の奥様が名誉校長になられている。極めてユニークな学校です。ユニークだからいけないというわけではないですけれども、ただ認可の時にだされた条件がきちんと履行されているかということにつきましては、私学審議会委員皆の責任ですので、これからも私学課に実情を調べていただきながら、認可の時の条件、これが満たされるきちつとした、まあ学校教育法第一条の小学校ですから、公教育の一貫として機能していくように我々も見えていくと、こういうことになっております。 よろしいでしょうか。ご質問なんですけれども、入学者はA日程、B日程の両方の入学試験を終えた時点で6割ということですか。
事務局	はい。 これは入学手続をされている方ですか？
事務局	はい、そう聞いています。 志願者は何名ですか。
事務局	現在、入学が確定した人数ということです。 確定ですか。我々私学の連合会から問い合わせしているのですが、数字として教えていただけない。私は、直接私学課さんに人数を聞いていただきたいとお願いしました。私学課さんから問い合わせても、人数を教えていただけないと。6割という答え方しかなくていただけないのかというところ。それからこれは1年生ですか？新入生？
事務局	1年生です。 2年生についても80名募集されているんです。2年生については、80名の内、何名入学予定ですか。
事務局	2年生につきましては、ゼロではないですけど、という状況です。

	平成26年度の審議会ですが、平成27年1月27日に臨時会を設けて児童確保の確実性についてということで、指示を色々いただきましたよね。そこでその時に出していただいた資料では、大阪府から101名の出願が、それから兵庫県下の阪急沿線から16名の出願が見込まれ、合計117名の出願が見込まれるということで資料がだされていたんですね。2年生については、内部から在園の幼稚園から16名、それから色々分析して合計55名。1年目は2年生の入学定員は50名でしたので、55名の出願が期待できるので50名の確保は十分可能であると、資料で、1年目開校できないということで、2年目開校になって2年生は定員を80名に増やされたのです。
事務局	そうです。
	1年目開校見送られて、公立に行かれた方が編入テストを受けてくれるのではないかとこの予想のもとに80名にされたのだと思います。ですのではあの時の資料等見て、こういってことで、本当にこう、資料とらないの数の数をだしてこられて、非常に不安だと、2年生80名の定員で開校しますということなのに、今おっしゃるようにゼロじゃないと。なぜ答えていただけないのかなと。我々、連合会としても来年度の予算立てをしなくてはならない。ですから何名の入学者がいて、今まででしたら17校でしたけれど、18校で児童割りがこれだということ、これぐらいの子ども達が入ってきてこれだけの収入があってそれでということとをどんでんしていかないといけないのだが、連合会でもなかなかお答えしていただけない。ましてや私学課から問い合わせさせていただいても6割という答えしかどうしてしていただけないのかと。
事務局	その連合会から来年度の予算取り等の関係で、確定した数字をいただきたいということ、こちらの方からもう一度お伝えしまして、今現在の確定した数字を聞かせていただければもう一度お願いはします。こちらの方からも、今現在集まっている人数が認可に影響を及ぼすものではないという判断で、そこまできつく今確定で何人ですかということとは聞いておりませんでしたので、その辺反省しまして、小学校連合会につきましては、今後のこともありますので、確定した数字をお伝えするようにさせていただきます。
	我々としたら入学者ももちろん必要になってきますが、志願者が117名と出されていた。新入生の志願者がどれだけなのか、2年生が55名は出願できるだろうと。それが、どれだけの出願があったのか、その辺もきちっとこの会としては把握しておかなければいけない数字じゃないかと思うんですけども、その辺りですね。入試説明会も第6回の1月22日曜日、追加として、3月5日曜日に実施されますよね。それはあくまで今ご説明あったように、平成30年度に向けたものではなく、平成29年度入試に向けたものということですね。数はそうですね？ということはい日程、その先も入試があるということですね。3月5日が追加の説明会ですが、その後に入試が行われるということですね。
事務局	4月1日ぎりぎりまで頑張るということです。現実的ではないというのはわかっていますが。
	まあこれから、今ご指摘いただいたところを踏まえて、私学課でまた色々とする

	だけの情報をとっていただく。見守っていくと、問い合わせも含めてという風にしていただきたい。
	すみません。さきほど私学課のご説明の中で人数的には、7割でなんとか回る見込みとお話があったのですが、7割というのは1年生80名プラス2年生80名の人数の7割という意味でしょうか。
事務局	全体の定員の7割です。
	160名分の7割ということですか？
事務局	そうです。もし今回2年生をあきらめるということであれば80名の7割ということになります。
	2年生分の教員は確保しているわけですね。教員は1、2年生全て確保しているわけですね。2年生が思わしくなければ、かなりしんどいことになるという見通しですね。わかりました。
	財務状況をまた。というのは、ここの学校の特異なところは、普通であれば学納金と補助金を中心としてプラスアルファで寄付金となりますが、ここはたくさん寄付金を見込んでやっているという、財務構造が他とは違う部分がありまして、建てるところでは実際寄付がきたということで建てておられるようですね。一応から、給料の支払は大変ですよ、子どもがこなかったら。途中で子どもに不利益なことが起こったらいけませんので、財務状況を私学課できちっとみていただくというところをお願いしたいと思います。今回は12月段階ですから、子どもにしてもさきほどお話がありましたように2月、3月で来るのではないかと向こうが言えば、こないとも言えないというところがあります。まだ今日は中間的な状況報告ということでまた年度末に向かっては、今の財務状況で、年度末になったら、財務状況をはっきりしないといけないので、私学課にはよろしく願います。
	先ほどのでしたっけ？安倍首相の奥様が名誉校長になられたという記事について、その経緯の裏づけとかどういうバックでもってなられたのか、大阪府は把握されているのですか？
事務局	大阪府には正式になったという報告はいただいていない。
	ですからわざわざ瑞穂の國記念小學院に問い合わせたりはされないのかもしれませんが、社会情勢というか、一般的に内部でも問題になっている開校のところですので、現首相の奥様が名誉校長になっていることが気になるんですよ。
	パンフレットに載っています。
	パンフレットに載っているのですか。一般的になんでそうなるか興味がわくでしょう

	し、我々もなんで？という経緯で？と当然気になります。それをスルーしていくと後で、大きな問題になるのかなと思います。それで聞いてみたんです。それともひとつ、 []をとられたということはご存知ですか？
事務局	いいえ知りません。
	とられたみたいなのですよ。聞くところによると、勉強熱心で、 []を取られたとのだかなと思います。あの学校は特に神道系ではないですよね？
	違いますね。
	どういう思惑でそうなっているのか気になるのですよ。ですからその辺も解明できればなおさら状況がわかるのかなと思いましたが。一つの意見として。
	幼稚園関係者の方から、現在も幼稚園を運営されている法人の園の手紙の中で非常に差別的な発言の手紙が出回ったとの情報があります。これについては私学課にも情報提供いたしました。また、[]をしていて、マスコミを私学課に連れてきたと情報もあります。これらについて、皆さんと共有しなくていいのですか？とても大事な情報だと思います。あとになってそんなこと知らないとなると、この会の責任問題になると思います。
事務局	今事実を確認をしている段階で、事実として確定したわけではないので、今日の段階ではお出ししていない。[]が私学課に連れて、そういう申し入れをされましたので、今幼稚園側に事実関係を確認している段階ですので、今日の段階では事実として確定していませんので出していない。確定し、わかりましたら次の審議会で経緯等報告させていただきます。
	マスコミを関係の方を連れてこられたのは事実ですか？
事務局	事実です。
	私が言っているのは、そういうことがあったのかという事実で、中身ではないです。支那人とかそういう表現の手紙が出ているのは事実ですよね？
事務局	コピーがありますので、それについてどういうお考えですかと、今園側に聞いています。
	何年かの間に退園された保護者の方から、私学課とか幼稚園連合会にかかってきた電話が1件や2件ではないというのも事実です。
事務局	件数的には同じ方がかけてきているという事実がありまして。
	何年かですよ。この1年間だけではなくて。

事務局	私共で調べたのは2年間で、それ以前は事実として確認していません。
	確認して下さい。
事務局	正確に申しあげると、コピーを持ってこられたというのは事実で、それが本物かどうかを今確認しているところです。
	細かいところは今ありましたように、少なくともトラブルは起こっているということであり、トラブルの中身については確認していただいて、今日は中間報告ですから、全部出たわけではないですけれど、色々私学課の方で事実確認をしていただいているということです。次の審議会でもこのことについて、報告していただくことをお願いします。教育事業というのは、信頼関係で出来上がっていますので、不信感をもたれてはいけません。世の中に不信感をもたれるのはいけないことであるし、もちろん保護者が不信感を持つのはもっと悪い。私達は本当に細心の注意を払って、直接保護者、子どもとのあいだの信頼関係もありますが、社会的な信頼にも常にこだわっていかなければならない。今日もそういうことでの色々な問題提起をしていただいたのではないかと思います。次にまた重要な事があれば報告して下さい。もちろん認可の時の話と大きく違うような事が起こればもちろん、次の審議会を待たなくても、場合によっては皆さんにお知らせしなくてはいけません。その辺もお含みいただければと思います。
	教育庁の方をお願いしたいことがあります。2月に建物完成検査にかかれるのですよね？今、教員の募集は、新卒も含めて済んでおられるとおっしゃっていました。そこで例えば、教員が全員新卒である可能性も無きにしも非ずだと思うんですね。頭数合わせだけということもあるので、幼稚園でも全員新卒で全員担任を持つというのは不可能だと思う。その辺りをきっちと見ておかないと、私達幼稚園業界からすると、細かいところまでつかないと思えてこないところがあると思います。丁寧にみていただきたい。
	あと瑞穂の園記念小学院について、他に、これだけはというのは、なにかありますでしょうか？
	よろしいでしょうか？
	繰り返しになりますが、色々確かめていただいて、審議会で状況を教えていただきたい。ただし重大な、認可の時の話と違うようなことがあれば、次の審議会と音わずに可及的、速やかに委員の皆様にお知らせすることもありうると。こういうことでこの報告は、中間的なものですけれど、こういうことにしておきたいと思えます。
	続きまして、認定こども園の認可状況について事務局から説明をお願いします。
事務局	「認定こども園の認可状況」について事務局から説明。
	はい、ありがとうございます。幼稚園、認定こども園に詳しい方もおられますが、何かご質問、ご意見、あるいは補足的に皆様にお話いただけることがありましたらお願いします。

平成28年度大阪府私立学校審議会平成29年2月臨時会議事録

- 1 と き 平成29年2月22日(水)
開会15時00分～閉会17時00分
- 2 ところ 大阪府立男女共同参画・青少年センター(ドーンセンター)4階
大会議室3

3 出欠状況

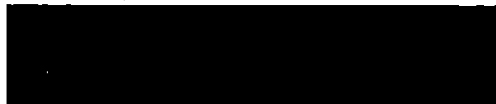
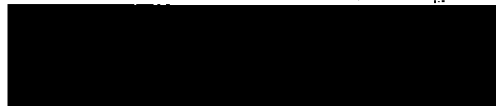
出席委員 (15人)	梶田勲一委員(会長)、森眞太郎委員(副会長)、天野久委員、 重山香苗委員、辻本賢委員、山北浩之委員、安達譲委員、 石田和孝委員、白江眞由美委員、上田哲也委員、古武一成委員、 福田益和委員、善野八千子委員、林啓二委員、満田育子委員
欠席委員 (3人)	辰巳正信委員、木原俊行委員、辻川圭乃委員

4 議事録署名委員

5 議 案 別添のとおり

6 議事概要 別添のとおり

以上の審議の結果を証するため署名押印する。



発言者	議 事 録
事務局	・私学監あいさつ ・会議の有効成立を報告
	今橋本私学監からお話がありましたように、我々慎重に慎重にやってきたんですけども、その後、国会でいろいろと取り上げられるような事態になってきました。といっても、土地の問題は我々とは直接には関係ないんでね。学校として適当適切な教育活動を展開しているか、我々は議論していくわけけれども、しかし、土台になる事情がいろいろと社会的な問題になってきてまして、そういうなかでみなさんに今日は臨時会でお集まりいただいて、本当に忙しい中、ありがとうございます。 でも、これだけの社会的な問題をばらんでおるわけですから、我々も審議会としてきちっと筋を通さなきゃいけないと思っております。今日はみなさん忌憚のないご指摘ご意見をいただきたいと思っております。 (議事) 議事録署名人に天野委員と古武委員を指名 では、事務局から本日の会議の概要についてご説明をお願いします。 (会議概要説明) はい、ありがとうございます。 ということで、今日、森友学園から財務関係の資料をはじめ、いろいろと出してもらっています。我々はいろんなことを踏まえて継続的、安定的に教育活動ができるかということ判断させていただくわけですから、必要と考えられるものを出してもらっています。そういうことがあるものですから、本日は机の上に乗ったものは回収ということことで、よろしくお願いします。これから、安心していろんな資料を出してもらわなくてはならないものですからね。 今日もこの問題をやるということで、入口のあたりにもたくさんプレスの方が来ておられます。また、みなさんの中にもいろんな新聞、テレビからお電話がかかってということもあると思います。 もちろん委員の皆さんが、いろいろとご自分の立場で発言なさることは、当然いいんです。ただ、この会議としてのまとめにつきましては、違う話が違う新聞に載ったりすると困る、ということがございますので、まことに申し訳ないですが、今日のまとめについては私にご一任いただければ、というふうに思います。 もちろん、何をまとめとするかは今日の最後に皆さんにおはかりします。私が勝手に言うわけではありません。今日の会議の最後に、こういうことでまとめとしていいですか？とおはかりさせていただきます。それで、一応、それを私の口からお集まりの方々にお聞きいただくことにします。くどいようですが、皆さんに確認していただいた内容でお話します。ですから、もし、いろいろと今日何が決まりましたかとお尋ねがあれば、それについての話は私に一任してあります。その基本内容は我々も最後にみんなで承認しております、というようなことをひとこと言っていたいただければと思います。 すみません。あれだけ多くプレスの方がこられると、そのへんを注意しないかと思います。余談になりますが、でいくつかホットな問題の議論のまとめ役をさせ

	ていただきましたが、お互い注意しないと後で混乱を生じることが無きにしもあらずだったこともありまして。ということで、申し訳ありません。よろしくお願いします。 それでは、事務局のほうから今日の問題について、いろいろとご説明ご報告をお願いしたいと思います。 (「瑞穂の国記念小学院」について説明) ありがとうございます。 最後にご説明いただいた資料4で、この審議会での取り組みの経緯がよくわかります。 ここで皆さん思い起こしていただきたいのですが、私どもが私学審でいろんな学校を認可する場合、タイプが2種類あったんですね。それは、何の問題もない、この前の場合なんかそうですね。これは認可のときに設置基準が満たされており、カリキュラムも人のはりつけもきちんとしており、財政的な基盤があり、これを皆さんで審議し確認してもらったわけで、誰が考えてもこれは大丈夫だ、というのはそれでいくわけです。こういう認可があります。 もう一つは特区で株式会社立の通信制の高校をやりたいという申請が出された場合、この時にはその法人が前によそで非常にずいずい事やっていて、教育としては変だということがあって。書類としては全部一応は出てきているが、大丈夫かどうかと皆さんから疑義が出ました。私学課からもいろいろと問合せていただき、追加資料も出していただいて、その上である種の保護観察付の認可となったわけです。一応は認可はするけれども、これこれについては継続的に報告を求める、あるいは私学課が継続的に調査に行ってチェックし、私学審に報告してもらう。そういうプロセスの中でカリキュラムなんか全部は正されて、まともな物になってきたという例があったと思います。 今回の瑞穂の国記念小学院の場合、後者の例とある意味似てるんですね。 書類の上では、今の設置基準から言うと、若干土地の問題がありました。国有地の払下げの審議会が先か、こちらが先かということもありましたが、こちらが了承しないと向こうが動かないということであれば、今ご説明がありましたように、向こうの審議会事務局に、こちらが審議して了承すれば、本当にそういう手続きを向こうの審議会で行うんですね、と確認してもらってやったということですね。 ただし、色々その他にも、カリキュラムが一応仕様は合っているけれども心配だとか、財政的に寄附金頼みでやるというわけですが、本当にそれだけの寄附金があるのかとか、色々皆さんのご心配があったから、書類的には一応満たしているけど最初のときは保留にして更に調べてもらったわけです。2回目は、校舎を一応造って結構です、とやりましたが、寄附金が本当に来るかどうかずっとチェックしてもらうとか、カリキュラムなんかも特長があるのは結構なんだけれども、学習指導要領をきちっと踏まえてもらわないといけないし、教育の場ですからあまり過重なことをやられても困るし、等々と継続的に見ていく。株式会社立の通信制高校の時と同じような手続きをとって、ある種の仮認可したということです。こういうことでこれまでずっと来てるというわけです。 で、ずっと途中で、前回の12月の定例会の時にも色々心配な面が出てきているんじゃないの？と何人かの委員の方から御指摘がありました。例えば苦情が多いとか、同じ法人が持っている幼稚園であのような事が起こっているとかあったとか。もちろん幼稚
--	--

園で問題が起こっているから小学校の設置を差止めとはいかないけれども、色々な面を心配な事はチェックしないとイケない。こういうことで私学課に調べて頂いている途中で、今回国会で大問題となったという経緯があるわけです。

もう一つ皆さんにここで再確認しておきたいのですが、一応すべてがうまくいくということで認可された学校であっても、教育の場としてふさわしくないと考えられる事が起こったら、私学審で皆さんに議論してもらいます。同時に私学課には行政の担当として色々のご指導して頂きます。これはしないといけないわけですね。その結果について私学審にご報告頂く。

塚本幼稚園については二重に問題にしなくてははいけません。今日ご報告があったように、一つは小学校認可がある種の仮認可で条件がついて途中でチェックしながら見ていかなければいけないというわけですが、その時に同じ法人がもつ幼稚園があのような事をやっていて大丈夫なのかということがあります。もう一つは今回の小学校設置の問題がなかったとしても、教育の場としてあのような事をやっていて良いのかということがありますが、事は同じようなものなんだけれども、遠う文脈の中で私学審としては意見交換をしなければいけない、私学課にもご指導をお願いしなければいけない、こういう事として、私は理解しています。こういう流れの中で、今、いろいろとご報告頂いたわけです。

皆さんの中で、今の報告を受けてご質問もあり、ご意見もあり、それから新たな情報提供もあるかもしれない。では 〇〇 あたりから、口火を切って頂いて、どうでしょうか。

特別新たなというものは無いのですが、今週の月曜日、西日本の総会、校長会等々が開かれまして、一応そちらのところに、こちら森友学園、学校法人森友学園瑞穂の園記念小学院さんから、仲間に入りたいという事で出されまして、承認された。

西日本の総会としては大阪にきっちりと4月1日をもって入られて、開校されればそのまま入って頂くと、大阪の方で何かこう、認可できないような事とか何かありましたら、当然西日本の方にも入ることができない。

あと、我々大阪として心配しているのは、民族差別的な表現になるのかどうか分かりませんが、大阪に今の17校の仲間の中には、在日の外国人の方を沢山お預かりして、教育活動されている学校さんがありますので、そういった学校さんの反応が心配です。私が心配しているのはこれだけ大きな報道になってしまいましたので、4月に瑞穂の園さんに入学される子供達が安心して、安全に学校生活を送ることができるのか、我々心配をしています。

現時点として、小学校連合会としてはお仲間になられて、我々の規約の中で、何か困った事がありましたら、こちらにもとまご相談しながら進めていかなければならないと考えていますが、今のところ何も小学校の方にはご相談等入っておりませんので、それが今の状況です。

今、〇〇 から出されたことについて。先ほどちょっと報告がありましたが、一応一年生45、二年生5という入学予定者数でしたが、その中で、今5名の辞退希望があると。だから40と5ということになると。こういう現状ですが、実は3月になったら、私学課にもう一度確認してもらいます。3月9日でしたっけ？

次の3月の定例の審議会はたぶん3月の後半になるでしょうけれども、それまでに私学課で今の3月時点での入学予定者数も当然確認なさることと思います。そのへんの予

定についてちょっとお願いします。

事務局

3月9日ごろを今予定してまして、その日に行けるかどうかという返事を今待っているとありますが、その時には当然校舎がきっちり出来上がっているかどうかというような確認がメインになります。

それから今リストを出して頂いている先生方の、もちろん小学校教員免許の確認、4月1日から瑞穂の園記念小学院の先生になりますということの就任の承諾書であるとか、契約書の関係だとか、そういうことの確認。それから寄付金等々につきましても、一応前年度までに入っている分につきましては、決算の書類ですとか、当初の預金の残高等で確認はさせて頂いてますけれども、その後に入ってきた部分のお金の確認であるとか、ということを確認させて頂くのがメインになります。

もちろん、その時点で今の問題が出てきて、辞退者が出てきている可能性もありますので、全ての入学児童について入学手続きがとられているのかというの、入学手続きを2月8日を期限にしていたと思いますので、そのへんの確認もさせて頂くことになると思います。

普通の流れでいきますと、そういう確認が終われば認可書発行ということになります。

はい、ありがとうございます。

今のようなことを入念にチェックして頂いて。寄附のことが今日も出ておりますが、〇〇 の寄附があれば少々子供が少なくても当面はやれないことはないと思いますが、ただ教育の場としてのすべり出しですから、どのへんが最小限になるのか。これは見方によります。

手持ち資金があまり少なかったら教育の場として、どうなんだろうという話は3月の審議会では出てくる可能性があります。今、〇〇 がおっしゃったことも念頭においていただきながら、メインは今のようことの諸々の確認ですけれども、我々は教育の場として適切妥当なものであるかということ判断したい。最終的な認可ということもそれで判断することになるわけです。このままいって良いのかどうか。改めて何か改善の勧告なり、指導なりをしてもらわないといけないのか。たとえ認可ということになっても、そういうことが出てくるわけです。

他に皆さんの方で質問は？

資料1の財務計画で、26年度の申請時の財務計画と現時点の財務計画で、変更点は新入生が変わったというくらいで理解してよろしいのでしょうか？

事務局

26年度申請当初の計画で、もちろん29年度の新入生の数が変わったというところもあるのですが、例えば下の6番の施設費 〇〇 になっているのですが、入学の時にかかるお金があまりにも高いということで、新入生の数が集まりにくいという学校説明会の時のそういう意見等を踏まえ、入学時に必要なお金を減らしたというの、一部変更。それは入学金についての変更ということで。

27年度中の審議会の報告事項の中でも報告させて頂いているのですが、また先ほど説明しましたように、幼稚園の事業収支が当初 〇〇 でずっと入っていましたけれども、〇〇 も事業収支でずっと、本当に大丈夫かとご意見を沢山頂いておりましたが、それについては実績の出るところは実績において頂いて、見込みに近い数字に今の

事務局	ということを入れて頂いているということです。 またそれから借入金ですが、当初この学校を建てるのはでいけるという予定でございました。ただ土地が購入に切り替わって、その分積立てのお金が自由になっているとか、当初予定していた以上に土壌改良云々を含めた建設費が上がったというような理由から、より良い校舎の環境を目指すということで、借入金をもちろん規定の範囲内でほどしたということが入っています。また、国からの補助金であるとか、について確定したものについては入れて頂いております。 そのあたりが変更の部分ということになります。
	逆に今色々報道なんかで、土地代が安くなったようなイメージの報道がされているので、申請時の計画と実際の現状の部分が大きく、建築費であるとか、土地の購入費であるとか、変更されているのか計画通りに進んでいるのかということなんですが。
事務局	土地の購入につきましては、事業支出の管理経費の借地料、今借地料のままになっておりますけれども、管理経費の借地料ですね。ここに今、27年・28年にというのが出ておるんですが、当初借入れ、定期借地の予定ではこのというのが買入れる予定の7年後までずっと入ってきて、7年後にはの時価であろうという予測のもとに、7期目平成35年ですか確か、ここにという数字が入っていたはずですが。 それが今、問題視されている部分でありますけれども、土地を購入した、それを土地の購入につきましては分割払いという言い方をされてますけれども、延納払いという制度があって、簡単に言えば分割払いなんです、その額が毎年、それがずっと借地料という名前が変わってないですけれども、このというのが土地の購入費用に置き換わっているということです。
	当初は借りるということだったが、今度は買って、それを分割で払うというかたちのものになっている。もちろん当初はもっと高い価格を想定しておられたけども、非常に低いものです。購入については、それで決着したということになっているようです。
	はっきり言って、財務的には計画通りにいってると読めばいいんですか？ 財務的には。
事務局	計画通りというか、計画から変更された部分というのは、逐一報告させていただいた内容で、結構な部分、土地の購入を7年後と言っていたものが、1年後になったという大きな変更がありましたけれども、その根本的な学校運営に関して、計画通りにいってないというような計画変更はないと認識しております。
	むしろやり易くなった。
	良いふうに変わっているということですね？
	そう、書類上は。

	から繰り返していただきましたこの審議会では、教育活動の適正・適当というところを審議するというのが与えられた内容でございます。今、社会に開かれた教育課程ということで、いずれも内容面について説明責任が問われるということ、益々強まってきております。 本日いただきました資料の中で、実数については7ページ以降、各学年の是正されたカリキュラムの結果として、第6学年まで出ております。その手前のところで5、6という資料にございますけれども、開設時に1年生2年生ということで申しますと、この資料は社会科国語科そして算数科、6ページは理科というふうになっております。 1・2年生の場合、理科はまだございませんし、特にこの入学時の大きな環境移行の中で、どのような教育内容を提示しているのか、ということがなかなか読み取れない内容になっているので、このあたり、何故この①②③という3点が示されているのかというのが少しわかりにくいので、私学課の方から何らかの課題のもとに示されたものなのか、この資料の提示の経緯を一点確認させて頂きたいと思っております。 もう一つは、今後3月9日ごろですか、校舎建設ということで、ハードとソフトの整合ということで言うと、この教育活動が継続性と安定性を担保したかたちでなされるのかといったあたり、特に多目的室であるとか運動面での低学年を中心とした活動が確保されるような、例えば遊具、体育面での活動を保証するものであるとか、そういうようなものも、今後の私学課の丁寧な課題対応に関してお答えをいただけるのが3月というふうに受け止めておりますので、そのあたりも細やかな校舎建設の視点をですね、どの点を確認に行かれるのかというあたり、教育内容と合わせてお教えいただけたら有難いと思っております。 以上2点でございます。
事務局	今回提示させていただきました資料の中の5ページ目6ページ目につきましては、申請時の申請書につけていただいた学校全体像ということでの資料でございます。 今回カリキュラムについてのご報告をするにあたって、学校全体がわかるものとして一番わかりやすいかなということ、こちらの方で選んで付けさせていただいております。それぞれ1年生・2年生、低学年・中学年・高学年というように分けた具体的な内容につきましては、ホームページ等々でも公表されている部分、それからこちらにお聞きしてる部分もありますので、そのへん今回ここには付けなかったのですが、もちろん次回お示しできるものもあるかと思ひますし、当然検査に参りました時には、時間割というのがきっちり組まれているか、もちろん施設の面についても十分に確認させていただきますけれども、今の時点で時間割を提示していただけないかというふうなことを申し上げたんですけれども、実際クラス数が確定してないということで、それによってその先生の曜日、非常勤の先生の曜日だとかそういう時間数が動く可能性がまだあるので、もうちょっと待ってほしいということだったので、それは次回ご提示することができるとかと思ひます。
	まず最初の点についてお答えいただきました。もう一つの点についてお願いします。
事務局	現地確認で体育の遊具・用具等につきましても、もちろん図書室に本がぎっちり入っているとか、そういうところも含めて、また今も先生がおっしゃられたような多目的室についても中身だとか、保健室の中身であるとか、グラウンド等々につきましては何を備えなければならないというような規定はないのですが、もちろん教育に必要な部分が

事務局	備わっていることという規定はありますので、そのへん体育の授業に支障がないということを確認するか、そのあたりを細かくチェックさせていただこうと思っております。
	5ページ・6ページはこれだけじゃなくって、他にもあった中から、ここにこれだけを紹介していただいたということです。
事務局	申請時にはこれを全体像、申請時はもちろん1年生2年生だけの話ではないので、全体の話としてつけていただいて。
	なるほど。小学校全体のイメージとして。 1年生2年生は確かに理科・社会はなくて生活科で、一応この時間数の貼り付けはそうになっている。ただどう考えておられるのだろうかというのが、今のの問題提起ですね。
事務局	1年生2年生から、理科・社会の勉強に向けた内容に近いものを総合的な学習の時間を利用して、先取りじゃないですが理科の内容、自然観察などを含めたことを行いたい、そういうようなことは聞いております。
	総合なんか2年生はないですね。本来ね。ですから全体像がわかるという意味では…
事務局	総合学習じゃなく特別活動ですね。
	そうですね。全体がわかるという抜粋がこれというのは、中々理解し難かったものですから。
	今、からちょっと不安の面について御指摘がありました。 時々私立の学校は、指導要領に則らなくてもいいと誤解をしている人がいます。そうじゃありません。設置者が教育委員会であろうと学校法人であろうと教育基本法も学校教育法も適用されますし、学習指導要領は学校教育法の施行規則という位置付けですから、これも同じように適用されます。従って指導要領に載っていることは、絶対にやらずにはいけない。今の指導要領の運用というのは、10年ほど前にちょっと変わって、学校で必要に応じてプラスアルファの内容や時間をやっていい。ですから例えば、理科や社会の先取りをおやりになってもいいわけなんです、特別活動の時間であるとすれば、特別活動でやらなければならない内容を踏まえた上でやっていただくということになります。これは総合的な学習の場合も同じです。総合的な学習、こうすることで使って下さい、それをやった上でプラスアルファということならいいんです。ということで、念のためにまた学園側に言っといて下さい。 この小学校の計画で危惧する点は、小学校での経験のある人が、実際ほとんどおられないということです。小学校の免許は持っているにしても、幼稚園ですってやって来られて、ということだと大丈夫かなと思います。幼稚園の教育要領は活動についての縛りがほとんどないんです。園ごとの工夫で、こういう内容を押さえればいい、という組立てになっている。

	それと小学校の指導要領は全く違います。そのへんも念押しが必要です。今、からお話がありましたように、やはり小学校としての教育の問題があります。教育課程にしても、ある部分やらないで、他のことに置換えてやっていると、一時期ありました未履修の問題になります。文科省は指導要領のある部分がボコッと抜けた教育がやられることがないように、ということは非常に気を使っております。それは当然のことですけれども。というようなことがありますので、その点は念押しをしておいていただかないといけない。 これでこれを置換えるというのは、元のものがきちっとやれた上で、プラスアルファでやっていただく。 もう一つこれは、先ほどご説明がありましたけれども、カリキュラムが普通は850時間ぐらいで小学校1年生やってますが、1,062時間が申請書には出ています。初めはもっとたくさん出たのを、私学課のご指導でここまでになったそうですが、あまり子供に過重な負担がないように、と言っといってもらった方がいいですよ。ということで、よろしくお願い致します。
	当該校に関しては、皆さんが今までにずっと積み重ねて来た審議での、一定理解しているということの前提で私もちょっと確認したいのですが、先ほど事務局から報告がありました例の用地の問題、土壌改良の問題で豊中市のほうに平成25年4月にいわゆる地下の土壌汚染があるという地域を指定されていて、27年7月に改良して解除されたということですけども、それを豊中市に確認されたということですけども、その学校側・法人側さんのそういう添付書類かなんか、それは確認事項としてあるんですか？
事務局	土壌改良をするための工事の発注書などを確認させていただいてます。
	なるほど。それとこの前に2月開校、建設完了予定が3月にずれた。これは何か理由があるんですか？
事務局	それは工事が遅れたというだけしか、それしか伺ってないです。
	当初は予定というのは決まっていなかったと。
事務局	契約書上は1月末が引渡しの日になっておりまして、ですからまるまる1ヶ月、もちろん期間は1年以上の期間にはなるんですが。
	豊中市さんが解除した当該地域の、その汚染解除されたということの確認が明確にされているわけですね。
事務局	そうですね、当初航空局が売却地に決定した時に、土壌汚染等がないかという調査をきっちりとかけられたと。そのときに土壌、地表から何mかその基準の範囲で土壌汚染の測定をしたところ、ヒ素であるとか、これ実際なんでそういう物質がここから出てきたのかわからないそうです。 今の土地になる前は、住宅地があったということで、その前に工場があったような形跡は確認できないということで、何故この場所からこういう物質が出たのかという確認はできていないんですけども、調査した結果、そういう物質が出たということで、豊中

事務局	市の方に土壌汚染がありましたという報告という届け出されました。それによって豊中市から形質変更する時には要届出する地域ですよ、という指定を受けてます。 ただその要届出地域というのは、ただちに人体に影響するというのは要届出よりも一つ上の指定があるそうです。 今回形状変更が予定されるということで、届出地域でありますので、形状変更にあたって土壌汚染を撤去しましたよという報告を届け出られて、それが豊中市の方でその撤去を確認、撤去というその汚染物質、汚染土壌の除去を確認したということで、届出地域の指定を解除しました。豊中市に聞いたところ、それによって土壌汚染法に基づく汚染というのは確実に除去されたという、人体に影響がある汚染はないというふうなことですという確認をしておりますので。 その後、その工事の中でもっと深い地中からゴミが出てきたという報道になっております。それにつきましては、出てきたゴミは産業廃棄物になりますので、そのゴミについては産業処理法に基づく処理が当然必要ですけれども、そのゴミが出てきたからといって、そこを全部またゴミを取るという工事をしなければならないかという、それはまたそういう義務はないというふうなお答えでございました。
	それ以上のことは、確認行為だけになって、要は小学校建設にあたっての我々審議する審査基準は、もうそれはそれ以上のことはないということですね。
事務局	そうですね。今、土壌については汚染はないという確認は取れてますので、もちろん、その埋まっているというゴミが地表すぐ近くにあればマズイとは思いますが、それも今のところ無いということでございますので。
	指定区域をはずしたということが、もう「了」というわけですね、豊中市さんで。
	土地の問題は、これからまた色々な調査があるでしょう。 我々が今つかんでいるところで、我々は判断するしかないもので、それで言うと今ご報告頂いたようなことになっておるわけです。ですから、その上に校舎を建てておられる。少なくとも、校舎のその部分では汚染は無いということになっている。 きちっと校舎が建っているかどうかは、今度3月9日前後に確認に行ってもらう、こういうことですね。
	経営、教育内容、経営者の方の姿勢の2点お伺いします。まず、運営について、非常に甘いのではないかと。 というのは、毎年[]もの編入というのは小学校ではありえることなのかということ。 当初の予定よりも[]も減るということは、幼稚園と違って、1人あたりの額が大きい。しかもその減少が、ずっと6年間にわたって影響するので、当初の見込みよりかなり運営的に厳しい実態になるのではないかと。また、運営の実績として、今の運営されているのもそうですが、以前にもうひとつの園を運営されていまして南港さくら幼稚園についてお聞きしたい。これが一点目です。 二点目の教育内容について、今回ヘイトスピーチの疑いがあると報道されていますけど、私立学校とはいえ、教育機関です。教育基本法第二条に「伝統と文化、はぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養う」と規定されているとおり、まさに不幸な戦争を乗り越えて我々はやはり

	世界と共存していく子を育てるべき時です。また、私の知人でも在日の方ですかそういう方で、すぐくすばらしい方はたくさんいらっしゃる。幼児期とか小学校期、「基本的に入っているのは信ずるに値するものだ」という教育が必要な時です。教育内容に対して少し危惧をしております。 また、小学校の教員のリストとしてあがっている方々で、小学校での教育のご経験された方は、校長から教員の方まで結構です。どれくらいいらっしゃるのでしょうか。その中で、小学校の経験がおりとしたら、私学での教育の経験がおりの方はどれくらいいらっしゃるのでしょうか。というのも、教科書をもちろん使いますが、この学校で追加される新たなカリキュラムを組むことは難しいと思います。小学校において、指導的な立場でカリキュラムマネジメントの中心になれる方は誰なのか、というふうな事をお聞きできたらと思います。 また、学校法人会計というのは非常に厳しいものです。なぜ厳しいのかというと継続性を求められるからです。というのは子供にとって幼稚園・小学校というのは、本当に何かあった時にそこに戻ってきたくなくなるような、そこでのいろんな経験がその後の人生を支えるようなものです。ですので、見通しの甘い中で学校を設立して、立ち行かなくなっちゃったということになれば、最終的にすべて子供にかかってくることになってます。 もちろん行政の皆さんは、今ある基準に沿って判断されるわけですが、ただこのできた法律から考えると、これは本当の最低基準です。義務教育である小学校で、私学でやっていく厳しさというのは、非常に厳しいものがあると思います。まして、少子化に向かいますから、間違いなく産む年代の方々が減る中で、出生率が多少上がろうとも、子どもの数は減っていきます。その中で、このような人員が確保できる見通しをもつこと自体が非常に甘いのではないかと。 以上ご回答いただけたらと思います。
	ありがとうございます。今のご意見、議事録にきちんと載せておいていただきたいと思えます。 その中でお尋ねの部分がありますので、お尋ねの部分について事務局からよろしくお願ひします。
事務局	まず運営の生徒数が、定員プラス[]という編入学が毎年積み上がっているのは適当かどうかということですが、学校側・法人側から出てきた見込み、目標としての数字について、私どもからこれは絶対無理やからこの数字はダメということではできませんので、提出を受けた上で、私学側としても、本当にこれだけ集まるというのは難しいというのは見てわかる数字ですので、もし集まらなかった時ということを考えたシュミレーションなんかをこちらとしてもさせていただいて、先ほど報告させていただいた[]入学であればなんとかぎりぎり、[]であれば安定的にできるだろうなど。 ただ生徒募集の関係につきましても、今回初めての募集で[]集まったというのは、実際、今、私立小学校の置かれた状況から見ると悪い数字ではないかなという風には感じております。 ですので、もちろんこれだけの人数が集まりますという申請をされているわけですから、それについて見込みが甘いという指摘というのは、当然のことなんですけれども、ただ現実を見た時について、[]という数字というのは、心配してた数字よりは集まったのかなと思ってるんですけども。

	まあ前例主義はわからないでもないですが。
事務局	学校のほうが、きちっと入学予定者に対して、土地の問題も含めて学校法人さんのほうがきちっと説明されるべきことであって、我々が公表を命令するとか、そういうことではないというふうに事務局では考えております。
	そういう提言というのはされるわけですか？ 学校法人のほうできちっと土地の問題だとか…
事務局	土地の問題ではなくて、土壌汚染について心配はないということを説明していただくほうが望ましいというふうに事務局も考えています。
	学校が取得した土地の値段については。
事務局	それは我々の守備範囲ではないということです。
	この問題は、はっきり言うと、この学校のこれからの行く末についての不安材料ではあるんです。だけれどもこの審議会で判断して、ある結論を出してやるというところからは外れるんですよ。
	ですから、今日のご報告のなかには、実を言うと、我々の審議会で審議して判断して、ということを超える話がいっぱい含まれています。しかし、今日はあえて報告していただいています。というのは、周辺の事情も知っておかないと、我々も審議し判断するができないと思うからです。
	我々は設置基準、カリキュラム、人の貼り付け、それを支える財務等を審議して、これだったら一応GOと言わざるを得ないということになれば、そういう答申をします。ある基準を運用する上で、行政の方だけでなく有識者が集まって、基準が一応満たされている、GOと言わざるを得ない、そこに恣意的なものが入らない、公平公正でこれだいいと判断するかどうかです。ただし、これまでも心配の種があるところは、一応GOと出てるけれども、私学課にずっとチェックしていただいて報告していただいて、問題があれば改善していただく、ということをやってきました。場合によってはそれ以上のことを言わざるを得ない場合もあります。ということでこれまでやってきた経緯があるわけです。このことが初めの段階で、一応認可適当という答申を出したとしても2種類ある。と最初に私が申し上げたことの意味なわけです。
	こういう社会ですから、いろんなお考えで、いろんなプランをもっておやりになるのを、ある最低基準を満たしていれば、GOと言わざるを得ないわけです。しかし、あえて我々はそこに条件をつけて、教育の場としてうまくいくように、ケースによっては継続的にチェックしながら、指導していきながら、或いはもっと強く改善のための勧告もしていただきながら、というかたちでやってきたわけです。
	今日はたくさんの方、われわれが許認可ということで判断する、普通はそこまでいかないうような周辺の事情も全部報告してもらいました。最終的な認可可否かはまだ3月の審議会があるわけですが、今日あえて臨時に皆さんお集まりになったのは、周辺のことも含めて、今出てる書類や事実関係からいうと、公正公平な行政の進め方からすると、例えば認可と言わざるを得ない場合があるとしても、無条件の好きなようにやってくださいではなくて、継続的に私学課でもチェックしてもらわないといけないし、報告をして

	もらわないといけなし、その報告を聞きながら審議会としてさらなるご指導をお願いする、あるいは改善をもっと強く促していかざるおえない、とこういうことがあるんじゃないか。そういうことで、今日はこの会を臨時にやっていただいたということなんですね。
	よくわかりました。
	公平公正な立場でということ、本来の教育活動のところに今日いただいた資料をもとにもう一度重ねて申し上げたいことがございます。
	先ほど申し上げました資料6の最後のところに、平成26年度の大阪府の全国学力テストの順位が45番目であるということとを解決するべく教師の質を担保するというように読みとれる、大変強いアピールが見られるわけです。
	このことと、私この5ページ6ページに大変関心を示しますのは、提出された資料を担保する3ページの教員のこの質は、この文書と整合しているのかどうかという点についての質問なんです。
	そこで、先ほどの私学審議会がなすべき仕事のなかで、履歴書提出をこの学校にだけ求めるものではないという公正公平性から、それはこれまでの前提として無いという…
事務局	いえ、そうではなくて、それは9日にやります。
	あ、はい。その際にやはり、このことを裏づけるものとなっているのかどうかということについて資料を基に、より整合性とそのことを担保する説明がなされているのかという視点で確認していただきたいということなんです。繰り返し申し上げてるのはそういうことです。
	大阪府のこの学力向上に寄与する、或いは大阪の教育に貢献していきたいということはもちろん公私の切磋琢磨のなかにおいて、私学の小学校が果たすべき役割ということをよく認識された文章だと思いますので、では、内実はどうであるのか。このところで小学校経験をふまえ、その上で初任者の方が、入られ、その上でこれからの新たな教育課程を作っていくカリキュラムマネジメントという点でどのようにお考えかということ。
	一連の人と教育内容と、先ほど申し上げた教育活動を担保するハードの面、環境面ということとをほんとにつながつた形で検証していただいて指導改善、或いはチェック項目としてこの点を確認してきたというご報告を、ぜひ3月の時点でいただけたらありがたいというふうにお願いしたいと思います。
事務局	経験年数の件はどうしようもないと思いますので、先生をこれから変えるのは無理だと思いますので。この総括教員という方、非常勤ですけれどもと書いてある人が、学校の今の説明ではこの人を中心にとお聞きしていますので、どのようにやるのかという点をもう少し深く聞きまして、次の審議会でご報告させていただきたいと思っています。
	ここまで意欲を示されたんでしょけど、なかなか実態と合わないところがあるので、これはもし学校が実際に始まるということであれば、ぜひ書類通りの形で実現する

	ようでがんばってください、と言わないといけないでしょうね。
	今、[]がおっしゃった大阪の学力の低下ということですが、今おっしゃったことも正論で、きっちりこのメンバーでいけるのかということですけど、私は小学校の教育というのは、学力がどうのこうのというよりは人間性の問題だと思ってましてね。それを、私はこんな陣容はしません。ということだけ。
	これも大事なお発言として、議事録にきちっと書いておいてください。
	さっきの[]のお話よくわかったんですけども、以前に寄附金が非常に高額であると。寄附金の寄附先がわかりますかと質問をしたと思いますが、それはわかりましたか？
事務局	全部確認しております。ただ、寄附者のお名前を報告するというのはちょっと。一般の方です。[]くらい。
事務局	リストを出していただいて。[]くらい。
	そうなんです。個人さん、法人さん、団体さん、いろいろ？
事務局	個人です。
事務局	個人もありますし、会社もありました。 それは28年度の決算収支に入っています。それに近い金額が入って、それは公認会計士が誰か専門家が見てOKが出てますので、入ったということは確認しています。
	直接これとは関係ない周辺事象ですが、よろしいですか。
	はい。
	新聞報道で読むと、以前に買いに来た学校法人があって、その学校法人が提示した、あれなんなんですか。
事務局	わかりません。それは近畿財務局に行ってるはずなので。うちは来ていたかどうかかわかりません。
	私学課は知らないんですか。
事務局	全然知らないです。
	いろいろとこれからも入念にチェックしてもらわないといけない部分がありますが、今日もいくつかの点がはっきりしたと思います。
事務局	すみません、ちょっと1点だけ。

事務局	今、新聞かテレビかで、[]の幼稚園で虐待があったというような、昨日来た[]から質問があって、[]で児童虐待があるということで、そのまま読み上げさせてもらいます。 オムツが禁止されていると。2歳の子どもがオムツが禁止だ。お漏らしをしたりウンチをもらすこともあるだろう。それをパンツでウンチをくるんで幼稚園のバッグに入れて持ち帰らせると、複数のお母さんが言っていた。時に食器と一緒に入っているのでは衛生と。私はこれ児童虐待にもつながると[]が幼稚園を辞めた保護者から直接話を聞いたとして、[]に調査するよう迫りました。[]は指摘を受けて、この幼稚園を所管する大阪府に状況の報告を求める考えを示しました。 そこまでしか書いてありませんがそういう報道がありましたので、ご報告だけさせていただきます。その件については今日の知事の記者会見もありまして、その中で何社かそういう事実があるのかと質問がありましたが、少なくとも私もこういう話は聞いておりませんので、こういう[]もありましたので、我々帰って指示がきているのかもわかりませんが、もし指示があれば調べて次回に報告をさせていただきます。
	昨日、近畿財務局も非常に厳しく追及されていましたが、今日もさっきの話を聞いていると森友学園の理事長がこうおっしゃってますというのは、一方的なことですよ。たとえば、[]の推薦入学制度について合意していると言っていますが、小学校の入学金が払えない人が多いからといって下げたところで、[]の入学金は高額です。そういう（小学校入学者を増やすための方策に関する）矛盾ですとか、この[]という方が本当に入ってもらえるのかどうかとか。入学金の振込みが行われたかどうか。その確認はいかがですか。 子どもが学校に通って、ちゃんと卒業して、自分の心のふるさとなるべきところかどうかということを考えると、これまでの実績や状況を、今回の事案に即して適正なやり方をしようと思うとそこまで調べざるを得ないのではないかと考えます。ぜひ。
事務局	当然、入学の手続きについては先ほど申し上げましたように9日の日に、教師のぶんと一緒に調べて報告します。入学金に関してはわかりませんので、入学するという手続きがされているかどうか書類とか出ていていると思いますので、お金はいつまでに振り込むかがわかりませんので。
	大事なご指摘がたくさんありました。これはまず議事録にとどめてもらうことが大事なことです。それがベースになって、次の会で、またもし分かってきたところがあればご報告いただかなければいけないし。そういう積み重ねが私は非常に大事だと思っております。 ということで、今日はこのあたりにしまして、課長から今日のまとめとしてこのあたりでどうだろうか、ということをご提案していただこうと思います。
吉本課長	まず、事務局のほうから建設状況、土壌汚染、地下埋設物の件、入学状況、収支計画、教員、カリキュラムの件について報告をしました。あと、森友学園のいわゆるヘイトスピーチに関する経緯についてご報告をさせていただくとともに、一連の報道についてご

吉本課長	ご説明をさせていただきました。 いわゆるヘイトスピーチ……、すみません、森友学園の経緯でもいいかと思いますが、そのなかで委員の先生方からは、収支状況はどうか、あるいは入学状況について確認をしてほしい。あるいはカリキュラムの件について、学習指導要領どおりにやってほしい。あるいは土壌改良の件、教員の状況、教育の姿勢の件について意見が出ました。これらの点については3月になれば状況を確認するという点なので、この点についてきっちり確認をして、3月の審議会で報告をしてもらいたいという今回の結論であった、ということでございます。
	今、そういうことで今日プレスの方々もお待ちです。内容を、今日何がありましたということを聞かれれば、今のコメントの内容でお答えするというふうに考えておりますが、何かこういうことは加えたほうがいいとか、はずしたほうがいいとか、もしあれば。
吉本課長	すみません。ヘイトスピーチは向こうは認めてないので、森友学園の経緯というかたちで言わせていただきたいと。一連の報道の経緯についてということで。
	そうですね。森友学園の一連の報道されている内容についてともいうね。
	最初から■が言われていたとおり、審議会として何を審議できるか、例えば知らない人だったら、土地不正取得しているこんな状況で認可するのかという、そういう状況で考える人もたくさんいると思いますね。ですから、我々が審議することはこういうことである、ここまでやるんだ、ということをはっきりさせておいたほうがいいのではないかと思います。
	そうですね。この後、今のコメント、ここで何やったかをやります。で、ご質問があると思います。今のよう、率直な一般的な意味では、それはあると思います。 ただ、それについての答え方はお任せいただいて、私から言うと、それはみんなの危惧しているところですが、ただし、この審議会の任務を離れておりますと。どういう真相が隠れているのかについては、国会をはじめいろんなところで今審議が進んでおり、そのプロセスで少しずつ明らかになっておりますので、我々の審議会としても、真相が明確になってくることを待ちたい。というあたりで答えようを思いますが、いかがですか。
	(委員了承：そうですね。)
	よろしいですか。他にもいくつかそういうことがあると思うんです。今日私あえて周辺の、と言いましたが、実を言うと気持ちとしては「大きいよな」ということがいくつも報道されています。ただし、この審議会の任務というのがあって、そこから外れていたら、他所にそれをおまかせしなければいけない。ただし、それがはっきりしてくればここにも報告していただいて、我々の判断のどこかに念頭においていくということがあるんだろうと思います。 そういうことも聞かれれば、この審議会の任務の範囲ということを申し上げようと思います。よろしいでしょうか。

	何かほかにみなさんのほうでありますでしょうか。よろしいでしょうか。
	それでは、今日はこういうことで報告をうかがいながら意見交換をしました。今日出てきたことを踏まえて、3月初めに現地に行って確認してもらいます。いろいろと調べていただいて報告していただきながら、また3月の審議会でこの続きをやらざるをえない部分があると思いますのでよろしくお願いします。
	今、資料4で3月に最終的に確認に問題がなければ認可予定となってるんだけれども、普通こういう学校の設置認可はどういうタイミングで知事からの認可書が出るんですか。
事務局	3月の末です。
	この審議会が認可という答申を出して、知事から認可という。
事務局	委任されて今教育長になっていきますので、教育長が認可。
事務局	設置適当という答申をいただいて、学校法人がそれをもって生徒の募集活動をして、工事と同時にやって、工事が竣工したのを最終的に確認して、教室とかちゃんとできてのの確認した上で、4月1日開設であれば、3月の下旬にいつも認可です。
	普通この審議会が認可適当の答申が出たら、たとえば去年の10月に出たとしたら、それが知事にあがって、10月で認可ができるんですか？
事務局	いえ、違います。
	やっぱり3月末？
事務局	そこが国の大学と違うところで。
	どんな学校も3月末に認可という格好なんですか？
事務局	どの学校もそうです。去年もそういうかたちで3月31か24日かその辺で出ます。
	大学は12月の20何日かで出るので。
事務局	そうです。国会でも質問があったんですが、大阪府はそういうやり方で。はい。
	そういうことです。大学とは違う。
	■がおっしゃったことのとおりなのが、今日の審議会の内容ですと。私■につかまってしまうと、明日くらいに電話がかかってくるのかなというようなことですけど、すでにお話しになったとおりですということでもいいですね。はい。

	認可適当ともう出てしまっているから、この後の審議はどうなるんですか？3月の。
事務局	認可適当は条件付で27年1月に出していただいて、その条件を…
	最終的に認可するかどうかを次の3月でやるということ？
事務局	そうです。だから、最終の報告を3月にさせていただいて、報告させていただいて、それをふまえて認可するかどうかという流れです。
	そこが二重になっているんですね。そこで、例えば認可ということになっても、どういう条件をつけてこれから指導をかけていただくか、ということをも次回明確にしていけないといけない。そういうことが残っています。もうすでに、これで自由にやってくださいということではないんです。そこまで我々安心できない案件だと思います。 ですから、今日いろいろと皆さんに議論させていただいて非常に良かったと思います。これを踏まえて今のようなまとめ、非常に簡単ですけど、後でさしていただいて、もし必要ならそれに沿った一問一答を若干加えさせていただいてと思っております。よろしいでしょうか。 (委員了承：「はい」) はい、どうぞ。
	ひとつだけ。うちの審議会で認可しかるべしと出してますよね？これは最低限の条件を満たした場合ですよね？ですから、基本的にはOKなんですけど、我々の目的はこの認可適当を取り消すことが目的ではないと思っています。条件を満たしているんだったら、ちゃんとやってくださいよという指導を続けていくということが非常に大事だと考えてます。
	ありがとうございました。今日はそういうことにしまして。 じゃあ事務局のほうでお願いします。
事務局	委員のみなさま、本日は長時間にわたりましてご審議ありがとうございました。これをもちまして、審議会を終了させていただきます。 どうもお疲れ様でした。ありがとうございました。

平成28年度大阪府私立学校審議会平成29年3月定例会議事録

1 と き 平成29年3月23日(木)
開会14時00分～閉会16時40分

2 ところ プリムローズ大阪2階 鳳凰の間(西)

3 出欠状況

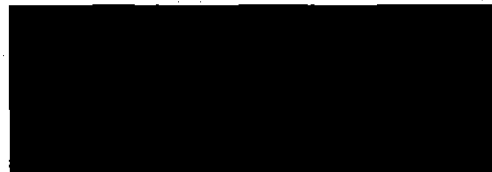
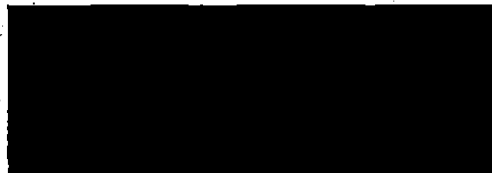
出席委員 (18人)	梶田勲一委員(会長)、森眞太郎委員(副会長)、 天野久委員、安達譲委員、石田和孝委員、上田哲也委員、 木原俊行委員、古武一成委員、重山香苗委員、白江眞由美委員、 善野八千子委員、辰巳正信委員、辻川圭乃委員、辻本賢委員、 林啓二委員、福田益和委員、満田育子委員、山北浩之委員
欠席委員 (0人)	

4 議事録署名委員

5 議 案 別添のとおり

6 議事概要 別添のとおり

以上の審議の結果を証するため署名押印する。



事務局	いかに学校に来てもらう、もちろん全日制の毎日40人の学級の門をくぐるということができないまでも、通信制の少人数の所に行けるのかっていう、そういう一日でも学校に来てもらえないかっていうような活動もされていると聞いておりますので。ただ、やはり、生徒個々についてその共同という生活が馴染むのがないのか、その辺それぞれケースバイケース生徒に合わせた指導もされているというふうに私どももヒアリングや現場を見た限りでは感じているところです。
	はい、よろしいでしょうか。ありがとうございます。他にいかがでしょう。 本当にこれはいろいろと認可のときに皆さんで心配した学校ですので、こういうふうに細かく細かく見ていただいて報告していただくということは、非常に大事だなと思っております。では、この報告についてはよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。 それではここで一旦休憩に入ります。事務局からアナウンスをお願いします。
事務局	ありがとうございました。ただいま3時24分ですので、40分から第2部のほうを進めさせていただきたいと思っておりますので、その間休憩という形でよろしく申し上げます。 (休憩後 再開)
梶田会長	それでは、学校法人森友学園に関わる報告につきまして、事務局からよろしくお願いたします。
事務局	(資料1ページ・2ページを説明)
梶田会長	まず、ここで切りまして、皆さんの方でご質問、ご意見があればですね。お願いいたします。
林委員	まず、梶田会長、今日は府議会のほうに参考人としていろいろなお話、また、事実関係を確認させていただきまして、ありがとうございます。そのなかで特に会長が印象付けられて私残っておりますのが、これまで事例のない、特異な例ということをもとに、そのなかで規制緩和の流れがあり、これを承認制度の変わり目があった、変化があったという事が非常に強い思いを吐露されておりました。それともう一つは、今回はこういった事例で、今回の審議会のなかでも過去にはいろいろな審議を同じような形でやってきたけども、大きな教訓としなければいけないというお話がございました。 担当課、事務局に確認したいのですが、今回の件、今報告ありましたけども、さまざまの報告の中でも記載されておりますけれども、私たまたま昨年の12月にこの審議会の委員に委嘱を受けまして、就任させていただきました。ちょうどその時の12月の審議会の最後に、委員の方からこの森友学園についての学園関係者、また保護者間からいろいろ、当時は幼稚園の話もでした。意見が出て、事務局にいろんな課題また問題が事務局として報告を受けてるかどうかと確認もあったかと思えます。これを受けて次の回の審議会で報告したいという旨の話があったかと思えますけれども、先ほどの報告の中にも、「新聞報道による」ということで、事務局としてどれだけ今回の森友学園についての調査、またその結果、電話で翌日した分もあるし、当日確認したものもあるし、経過のなかで進捗が見えないんです。様々な課題といういろいろな情報はあったんだと

林委員	思うんですけども審議会の中では報告するタイミングもなしに、また審議会の委員としても情報もなかなか提供されてない状況の中で、2月22日に臨時審議会が行われる間についても、なんら、新聞報道で日々変化してきた情報が入ってきたわけでございまして、この審議会の位置付けとですね、今回の問題を契機として、ぜひとも先ほど私学監から報告がありましたけれども、改めて教訓として今後なすべきことと、会長が特に強調されている規制緩和についてどのような今後の審議についても影響があるのかどうか、そういうことを念頭に審議していかなければいけないのであれば、この場で確認をしたいなと思うんですけどもいかがですか。
私学課長	事務局が全然、事実確認できていないということにつきましては、我々も本当にまた、新聞報道で知るといのが実態でございまして、そこのところについては、今後のチェック体制、私学課の事務局のその書類にチェック体制を強化しないといけないということで、裏づけの確認、例えば、相手から契約書が出てきたら、相手の工事契約者にも確認をとるとかですね。あるいはその金額が、今回のように非常に安いということもございました。そういうときであれば短見もっている、大阪府庁の都市整備部に聞くなどのチェック体制をきっちりしたいと思っています。 規制緩和の問題につきましては、時代の流れは変わらないと認識している。審査基準に満たないものにつきましては審議会の方に諮問することは、絶対にありえない。審査基準を満たしているというものは、慎重にチェックして審議会に諮問するように。
林委員	これから審議会にかけるように準備はあるわけですね。
私学課長	はい、そうですね。
林委員	結果論ですけども、今日梶田会長のほうからも府議会で明確に審議会の位置づけにつきまして、府民のみなさんに報告並びに周知をしていただいたんですけど、審議会が何かそういうスケジュールにのっとった上で取り計らったような印象をされてる、誤解をされてる方々もいらっしゃると思いますので、改めて、会長のほうからこの審議会としての今日公開でございまして、審議会としてのこれまでの取り計らいというか運営の位置付け、今回の件に関してではなしに、審議会の位置付けというものを再度会長のほうから確認していただかせんか。
梶田会長	私学審をはじめ、他にも審議会ありますけれども、議会は行政が進める。公平公正でなければならぬ。内部の事務局以外の専門家がチェックして、許認可行政は特に、府民の理解・納得ができるように。我々は、全国で一番厳しい審査をやってきた。文科省も言っている。今回をいい教訓にして、今後の運営をどのように持っていくか、事務局からの資料で意見交換したい。
事務局	(資料5ページから9ページ説明)
梶田会長	ありがとうございました。 今日はどうするということを決めることはしません。 次の7月の審議会の時に時間を取って意見交換して、運営の形態を変えていきたい。今日は自由に、運営のあり方について意見があればお願いしたい。

辻本委員	いろいろと私学課、大変でございますね。テレビで随分と拝見させていただきまして、さきほど梶田先生からも設置認可等に関する審査基準の強化についてというお話がありましたし、私学課もそのような方向性ということで案を作られておられます。 基本的な枠組みでご質問したいんですけども、私学課さんの話としては、不正偽りのそこところをより強化して、その結果、不正偽りが無いというようなことを審議会に提案をして、審議会としては、教育主体としての学校法人の継続性及び教育の本質の維持といえますか、質の低下を防ぐようなことを常にチェックしていくと、認可をするというだけではなくて、継続性というところにウエイトを持っていかないと、審議会というものの意味がないのではないかとというのが1点です。それからもう一つ、この設置認可に関する審査基準の強化というのは、この不正偽りがあったものに対して、こういう厳罰といえますか、今までと違った強化をやりますよということで、虚偽申請を防ぐというような意味がありますけども、今回の件は何の、といえますか防止規定にはなってなかったということなんですよ。 その人たちのことを想って私たちがやってる時に、まあこんなことはないだろうと。教育者だからそんなことはないだろうというような気持ちでされたと思うんですけども、私学課に私は不正偽りのあったもの、という審査機能といえますか、そんなこと実施できるんでしょうか。
私学課長	当然事務局と審議会の役割をきっちり分けて、審議会では教育の内容といえますか、教育をどうして行くかという部分を中心に審議をしていただくということだと思っておりますので、まずは我々事務局のほうが、先ほども言わせていただいたように、きちんとチェックする。これは審査基準に満たしています、出てる書類は間違いがないですというような段階まで、我々は見えていかないといけないというふうに思っていますけども、ただ、審査機能まではございませんので、どこまでできるのかという限界というものはあるのかなというふうに思っています。
辻本委員	おっしゃるとおりだと思います。大変な不正偽りがあったものというのはそういうことが決まった後、そんなものは審議会には出しませんと。だから、教育の本質をつかまえてやってくれというような認識でないと、今回のようにマスコミの話の中でですね、振り回されて、審議会なしとねえんと。また、またこういうことで審議会は森友学園の設置を反対してくださいとか、そういうのが我々のところに来るわけですけども、どうもその辺のところが、理解されていないかなというふうに思っています。 もう1点、私の素朴な疑問なんですけども、これは私が28年の4月から入っておりますので、27年度のときの仮認可というようなことがわからないんですけども、分からないことを失礼ついでにいいますと、そのあたりに結構市民の理解が得られてないんじゃないかなというふうに思っているということ、私も市民として申し上げてるんですけども。我々の仕事はいつも梶田先生がおっしゃるように教育の質を、そしてそれが大阪の質の向上にどうつながっていくかというような先生のお考えが生かされていくように、ご支援させていただければありがたいというふうに思っていますので、今回の事で、さあ、だからといって、不正偽りが無いというところまでどこまでできるのかなという。そういう危惧というよりは、我々の頭の中ではそんなこと起こらないだろうというようなことがあるというのが甘いと言われたらそうだと思うんですが。そういう点で私学課も大変だなというふうに、頑張れというふうにエールを送りたいというふうに思います。以上です。

善野委員	ただいま辻本委員のご発言にいくつか重なる点もあるかと思いますが、お許しください。まず、会長がこの審議会の役割というところで、先程簡潔に再確認という形でしていただきました。その中で使われたお言葉の中に公平性そして客観性というようなことがございました。私委員になりましたから、最もそのことを心がけてきたつもりでございます。いわゆる公平性と言った場合に何を根拠として、設置認可できないのかということを中心に提出された資料を基にご説明なり意見なりを申し上げて参りました。この点で先ほど辻本委員がおっしゃったように、俎上にあがったもののスタートとして審議をしてきたということでございます。 そして客観性という点では、それぞれ委員の中には私学の振興に関わって大変なご努力をして経営等に精通された皆様がおられますので、こういう場合はいかなものかとか、これまでの事例においてはとにかいようなことは、数字も踏まえて疑義を丁寧に審議してきたところかと思われま。 今、公平公正性と客観性に加えて1点足らなかったと会長の言葉の教訓ということで、自戒をこめて申し上げるならば、透明性という3点目が不十分ではなかったかと思うんです。 この透明性ということにつきましては、意識として検討して参りましたものがやはり今回はこのようなことが起こったことは再発防止と言うために今意見を交換していると考えるならば、その手前の私たちはそんなことが起こるとも思わない、また起こってはならないと思ってきた中では、未然防止だったんです。それが今申し上げた透明性です。具体例を申し上げますと、議事録28年12月18日のこの議事録に関しては、担当課の方から発言の内容或いは発言者についての確認ということが今回丁寧にございました。 2時間45分かけて他の事案もございましたけども、多くはこの事案にかけて、何度も何度も出ている意見が財務のことが中心でございました。そのご専門の意見のもう終わりの頃に私申し上げたのが、事務局の方にはやはりこういう申請があった段階で、これまでの却下の事例であるとか、必要最低限度の対応、ここに上がってきて想定されることについては精査していただいてあげていただきたいということ。これまで以上に慎重にさせていただくことが必要ではないかと、今回特にこの小学校のことで感じたところと申しております。 そこでもう一度精査して、提出していただきたい。ここが求めたところの透明性でございます。お電話かけられた所が3月のというのはこれ今年3月の6日等で様々な確認ということで、今丁寧なご説明がございましたけれども、やはりこの28年12月の議事以降に、このいくつかの性善説を越えて、再確認するべきいくつかの確認事項があったとするならば、捜査という言葉を使わないでもすね、このようなことが起こる手前のところで未然に防止するいくつかの壁が乗り越えられたのではないかなというふうに感じているところでございます。 このことが大きく1点で、最後に継続性ということの担保ということ。学校教育ですから、子供が入ってくるんです。そして卒業するまでの学校があると思って小学校に入学するで、この小学校が設置されることで適切なのかということも十分審議してきたわけですが、今回このようなところで結果的にですね、入学の前にこのことが審議されることによって、また条件つきが条件が満たされないことによって、認可がおりなかったということは子供たちにとっては、入学後にこのようなことに巻き込まれることがなかったという点では我々審議会の審議とそれから、これからさらに一層このことを引き締めて継続性を担保する中身について審議したいというふうに考えています。以上でございます。
------	---

梶田会長	ありがとうございます。
天野委員	今回いろんな問題で来たんですけども、規制緩和の中で幼稚園法人が小学校をするという今まで経験したことのない状況の中で審議会が進められたということで、いろんな問題等をこまでは見れなかったな、ということもたぶん出てきたんだと思います。ただ審議会としては設置基準に沿っていろんな事務局からの資料を見てですね、検討してきたわけですので審議会としてなんら間違いはないような気がしてるんですよ。それをあえてこんなことがあった、こんなこともあった、国会で大問題なんて、そっちの方に隔られて我々本来の基準に従っているんな資料を検討しながら審議していった、その事が飛んでしまって、非常に悲しい思いです。その結果ですね、この設置許可等に関する審査基準の強化、これ罰則規定ですね。これは我々が話することですか？ 我々は設置基準に沿ってそのいろいろな出てきた書類、もちろんそれは正しいと信じてやっていく、そういうことですね、改めてこんな罰則規定みたいな、例がおかしいかもしれませんが裁判所が法律つくるようなもんですよ。だからこういうことを改めてここをやろうということは僕は反対です。
梶田会長	はい、ありがとうございます。これについてはまた、7月に話し合いましょう。国が大学設置や学科の設置について同じようにペナルティをつくってるのは、その法人が一度いい加減な処理、虚偽の書類を出したら次はよっぽど気をつけないといけないという、「一罰百戒」のためにやっている。
天野委員	審議会がやることじゃないと思います。
梶田会長	はい、ありがとうございます。これについて運営規則でつくるのか、或いは実際の取扱をどうするかは、国のほうは審議会で行っている。
私学課長	審査基準は私学課で作るので、こういう条項を入れることについて、審議会の意見をお聞きしたいということです。
辻川委員	今の話ですけれど、再申請禁止期間の設定と、再審査禁止期間の遡及効を設けたいという事なのですが、遡及効につきましては、やはり不利益処分の遡及適用については慎重であるべきだというふうには感じます。その理由、遡及項を入れる理由として今回の改正内容の実効性を高めるためというふうになってますが、遡及項を入れることがはたして実効性を高めることになるのかという事については、やはり慎重な議論が必要かなと思います。不正をしない、不正の申請行為をしないということが目的だと思いますが、遡及させることでそれになるのかといえば疑問があります。 ある特定の学園を次に申請させないということであれば、実効性はあるかもしれませんが、そういう意味ではないというふうに思いますのでね。その辺については疑問があるので、今度7月のときには意見は出させていたいただきたいというふうに思います。
梶田会長	ありがとうございます。はい他にいかがでしょうか。
森副会長	審議会自身の役割ですけども、基本的には教育長からの諮問について答える、それがいわゆる認可関係だと思います。あともう一つ書いてあるのが、私立学校の重要事項に

森副会長	対して、都道府県知事に建議することができると。このふたつになるんですけども、審査基準とかそういうことについては、府が決めることであって、それに対してこの審議会は意見を言えることだと思うので、その辺は審議会の役割を整理して、何を審議会がするのかわかるということは決めていかなければいけないと思います。 それともう一つ、設置基準の改正みたいなことが言われてますけども、私自身は大学法人ですから、大学の申請なんかを見てますけども、申請書類の様式というのが大学の申請に比べるとかなり小学校なんかの申請は甘いというか、大学の学部申請の財務関係の様式というのはものすごく細かくって、はっきりいうと簡単に嘘がつけるような様式にはなっていない仕組みになってますんで、審査基準を厳しくどうこう言う前に、申請様式自体を工夫することによって、こういう、たとえば校舎の建築費が変わるというようなことは普通ありえない話ですんで、それが書けないような申請様式に持っていくということが一つの予防方法だと思うので、もう少し申請様式、大学でしたら4年間の支払い計画とか全部書かれますし、それが1円でもくると、変更理由書というのを文科省に持って行きますんで、それをまたこんな分厚いものを全部申請を書き直して持って行くという格好で、それができないんで絶対に計画通りにやるというのが大学なんかの設置ですんで、そういう計画変更ができないようなくらい最初の段階できっちり聞くということが、一つのこういう不正といえますか、その防止になるんじゃないかと思えます。これを協議できたらと思います。
木原委員	先ほど副会長の話、少し重なるところがあるかと思えます。平成26年12月18日の審議会において、やはり小学校教育という見地からこの申請内容に課題があるということとを審議会のメンバーそれなりに掘込んだように私には思えます。その結果が条件付きと言う文言に象徴されるような結果に至ったんだと思うんですね。善野委員おっしゃった財務のこののみならず、教育課程、指導体制、様々なその概念というか少し違和感のある状況というのがあったと。考えてみると、それについて大学の設置審に比べると先方から上がってきた回答が、やはり詳細さに欠けていたと。その審面として出てきたものというのはかなり要約されていて、その改善というか考え方の本質が十分説明できるような文書になかったような気がしますので、その条件に対する回答ということについて今後非常に丁寧な対応を求めるといふその持っていく方という運びで、ここを大学設置をいいモデルとして考えていくとよろしいかなというふうに思いますが、そのプロセスにおいて先ほどいただいた資料8ページに、兵庫県の場合に審議会のメンバーの現地調査ということについても取り組んでおられるようですから、こういうことに学ぶことがあってもいいのかなと思います。以上です。
安達委員	私学審議会が果たしてきた役割につきましては、我々は全面的に認可したわけではなく、条件付き認可のかたちで、その条件の議論のなかできちっと疑問点を出して審議しましたので、役割は十分に果たしていると私は思っています。 ただ、この設置基準というのは最低の基準でして、量的なものとか客観的な数値では判断できるんですけども、実は子どもが育つ場としての、教育の場ということ考えたとき、質で評価できる部分は非常に限られてまして、今お話をしましたように、たとえば法人の実績として、例えば私立の幼稚園が民営化で公立幼稚園を受託する場合などには、現在運営している幼稚園、学校等のヒアリングとか審査の委員の方の訪問などもよく行われていることです。ですから、基準自体のレベルをもう少し上げないと、広くいろんな方が参入できるというのはいい部分ではあるんですけども、門戸を広げるだけで

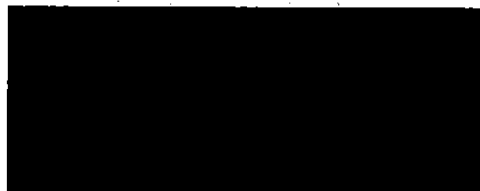
安達委員	設置基準はそのままというのは非常に難しい。質の高い教育ができる学校が大阪府の中にできるって事は非常にうれしいことではあるんですけども、そのあたりはセットで考えるべき時に来ているのではないかなと思っております。
梶田会長	ありがとうございます。他いかがでしょうか。今日はですね。非常に大事なポイントをみなさん出してくださいました。事務局の方で今日出ました意見を整理いただきまして、また後の方で森委員、木原委員から出していただいた大学の設置の話。シラバスを出させる、担当者の経験を確認する、関係者のヒアリングを行う、整理して1月に意見交換をしたいと考えております。今回を大きな教訓として。 では、事務局にお返しします。
事務局	委員の皆様、今日は長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございました。これをもちまして審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。

平成29年度大阪府私立学校審議会平成29年7月定例会議事録

- 1 と き 平成29年7月27日(木)
開会14時00分～閉会17時10分
- 2 ところ 大阪府庁新別館北館1階 会議室兼防災活動スペース2
- 3 出欠状況

出席委員 (18人)	梶田勲一委員(会長)、森眞太郎委員(副会長)、 天野久委員、安達譲委員、石田和孝委員、上田哲也委員、 古武一成委員、重山香苗委員、白江眞由美委員、善野八千子委員、 辰巳正信委員、辻川圭乃委員、辻本賢委員、みつぎ浩明委員、福 田益和委員、満田育子委員、山北浩之委員、吉田豊道委員
欠席委員 (1人)	木原俊行委員
- 4 議事録署名委員
- 5 議 案 別添のとおり
- 6 議事概要 別添のとおり

以上の審議の結果を証するため署名押印する。



発言者	議 事 録
事務局	・私学課長あいさつ ・会議の有効成立を報告
	はい。失礼いたします。暑いところ皆さんご苦労様です。ただ今、課長からお話のありました通り、審議案件以外に大事な、これからの運営方法についてや森友問題についての報告と色々ありますので、今日はよろしくお願いたします。 (議事) 議事録署名人に福田委員と白江委員を指名
	これまでは、非公開で行ってきたが、前回3月は、世の中で問題になっている森友学園についての報告がありましたし、これについて審議会の議論がありましたので、皆さんに御覧りして決定し、報道機関にだけは公開をしました。 本日も、報告事項のうちの森友学園の件と、設置認可等に関する審査基準の改正の件を報道機関に対して公開にしてはと考えておりますが、皆さん意見等あればお願いいたします。 この2点につきましては、非常に関心が深いので、議事録を公開するにしても、会議をできるだけオープンにして、プロセスそのものを見ていただきたいと考えております。 先ほどの2件について公開に賛成の方は挙手をお願いいたします。 【委員挙手】 全員賛成いただいたということで公開させていただきます。 また、今回もいつもの私学審と同じように非公開の案件もございますので、この2件が終わりましたら、非公開に戻させていただきます。 それでは、森友学園の問題と、審査基準等の改正の件については、報道機関に対して公開させていただきます。 事務局に進行をお願いします。
事務局	はい、ありがとうございます。 では、先ほど決定いただきました報告事項のうち2件につきましては、報道機関に対して会議は公開。それ以外につきましては、報道関係者が退席してから審議いただくということで進行させていただきます。 それでは、只今より報道機関の方に入室していただきます。 今しばらくお待ちください。
事務局	それでは議事に入らせていただきます。 堀田会長、よろしくお願いたします。

事務局	報告事項 1 「学校法人森友学園について」について説明。 お手元の資料「学校法人森友学園に関する経過」の3ページ目をご覧ください。 主に、29年3月23日に開催しました定例会後の動きについて、ご説明させていただきます。まず、始めに、中段、3月23日、前回の私学審議会の定例会の開催前、大阪府議会において、堀田会長が参考人として招致され、質問が行われました。資料6ページをご覧ください。主な発言の概要をまとめております。＜条件付き「認可適当」について＞は、条件どおりにならなければ、途中で延期する、不認可にできるという大前提でやってきた、との認識。＜校舎用地の自己所有を定めている審査基準との適合について＞は、認可を判断する段階で自己所有になっているかが大事、との認識。＜政治家や事務方からの働きかけについて＞は、どちらも一切なかったとの認識。＜取下げについて＞は、私学審議会になんら手続き上、瑕疵はなかった。との認識を説明していただきました。 資料3ページに戻っていただきまして、3月31日、塚本幼稚園において、小学校の認可及び塚本幼稚園に対する補助金に関する調査を実施しました。小学校の認可に関するヒアリングの結果については、記載のとおりです。幼稚園に関する補助金に関して、経常費補助金と特別支援教育費補助金について調査を実施しましたが、十分な書類が用意されていなかったことから、後日、改めて調査を実施することとしました。 資料4ページ目をご覧ください。29年4月3日、特別支援教育費補助金の対象となっていた園児の保護者から、27年度及び28年度に診断書を園に提出したが、園から特別な配慮を受けていないこと及び28年度から必要としている保護者同意書にも署名をしていないとの申入れがありました。これを受けて、5ページの一審上、4月28日、特別支援教育費補助金の対象園児の保護者に対し、補助金制度の説明・同意の取得状況についてのアンケートを実施しました。その結果、同意していない、特別な配慮を受けなかったとの回答が多数ありました。 資料4ページ、四角の2つ目、4月6日、小学院の設置認可に関して、教育委員会総務課と総務部が共同で調査を実施し、「府職員が、校舎敷地を府の審査基準に適合すると判断したこと」についての検証報告が出されました。「審査基準の適合性」「本件借地が将来的に自己所有になると判断するに至った根拠」「判断の決定プロセスの適正さ」「私学課外からの関与」という4つの観点から検証が行われ、その結果、「職員は、校舎敷地が借地である場合は、基準に適合しないとの認識であったが、将来的な土地所有の見込みや借地上の校舎を認めるとの文科省通知などにより、問題ないものとしていた」「借地が将来的に自己所有となるとの判断は、森友学園からの資金計画等だけによるもので、客観的な資料等で確認しておらず、十分な根拠に基づいてなされたものとはいえない。」「私学審に諮問する決裁手続きにおいて、審査基準への適合性について決裁権者である部長への丁寧な説明を行っていなかった。」ことが指摘されております。 続きまして、4月13日、森友学園弁護士事務所に於いて、補助金調査を実施しました。4月14日には、調査結果、指摘事項及び依頼事項を通知しました。主な指摘事項として、経常費補助金に関しては、出勤簿や給与台帳が存在せず給与支払いの実態が確認できない教員や、保育所と給与支払いの重複がある教員がいたこと、特別支援教育費補助金に関しては、特別支援担当の教職員であるが、給与支給実績が確認できない職員がいたことなどを指摘するとともに、これらの教職員を補助金の対象とする実態があるのであれば、その事実を裏付ける書類の提出を学園側に求めました。4月21日に、
-----	---

事務局	法人から大阪地方裁判所に対し、民事再生手続き開始の申し立てが行われ、同日付で保全管理命令が発令されました。4月28日には、民事再生手続きの開始が決定されました。 5ページをご覧ください。5月9日、理事長及び教職員を対象に勤務状況などについてヒアリングを実施しました。3月31日、4月13日の調査結果及び理事長、教職員へのヒアリング、特別支援教育費補助金の対象園児の保護者に対するアンケート結果等を踏まえ、5月17日、経常費補助金及び特別支援教育費補助金の交付決定の一部取消しとそれに伴う超過交付補助金の返還を命令しました。併せて、5月19日には、法人前理事長・塚本幼稚園前園長である龍池康博氏を詐欺の罪で大阪地方検察庁に告訴状を送付し、22日に送還を確認しております。6月29日には、大阪地方裁判所に経常費補助金及び特別支援教育費補助金6千186万7千円を債権として届出を行っております。最後に、7月10日、29年7月臨時府議会において、法人前理事長である龍池康博氏が参考人として招致され、小学校認可申請から取下げに至る経過について質問が行われました。以上が森友学園の現在までの経過でございます。
梶田会長	はい。ありがとうございました。 いろいろと資料をそろえて報告していただいた通りでございますが、皆さんのほうでご質問・ご意見ございましたら、お願いいたします。 まだ、今いろいろと動きがある中での報告ということを頭において、ご意見・ご質問あればお願いいたします。
みつぎ委員	みつぎです。よろしくをお願いします。 今、駆け足で説明いただきましたので、整理できているか分かりませんが、6月28日に交付金取り消しと返還命令。その前の5月19日に告訴をされておられますが、補助金については毎年点検をされていたんですね。そのときになぜ、見抜けなかったんでしょうか。これは1回だけの監査をすり抜けているのではなく、何年にもわたって補助金が不正に請求されていたと告訴されていますよね。どうして何年にもわたって見抜けなかったのでしょうか。その点もし分かれば、教えてください。
梶田会長	はい。それでは事務局のほうで。
事務局	塚本幼稚園につきましては、直近では平成27年度と平成28年度に補助金調査を実施しております。通常、補助金調査の際には、経常費補助金などの補助金対象になっている職員がいるかの確認は行っているが、保育所との重複という点については、確認をできておりませんでしたので、これまでの補助金調査では判明できなかったということでございます。
私学監	補足的に説明させていただきます。 1点は先ほど申し上げた様に、保育園との兼務ということでは調査をしておりませんでしたので、その点については分からなかったということでございます。 もう1点は、我々が法人のほうで昔に検査したときの書類と、今回3月31日と、4月13日に検査したときの書類が違った。過去にそれぞれ検査したときの書類と、我々が3月31日と4月13日に入ったときの職員の名簿に違いがあった。当時検査に入ったときは、補助金申請に出てくる職員の名簿と一致していたので問題なしとしたが、今回

私学監	検査に入って過去の書類を改めてコピーをして持ち帰ったが、過去に検査したときの名簿と違った。ですから、当時検査するときは補助金申請の名簿と一致するものが出てきていたから分からなかった、というような要素もございました。 特別支援につきましては、診断書の提出を求めている、その診断書の正本がずっと出てきておりました。コピーではなく正本が出てきていたの、その点についても問題なしと判断しておりました。 今回保護者の方にアンケートをとりますと、そもそも特別支援をするという説明を受けていないという実態が新たに分かりましたので、今回取り消しに至ったということでございます。
みつぎ委員	ということは、教員名簿については、過去に申請した時点では合わせていて、監査が終わった後に、わざわざ差し替えたという理解でよろしいですか。
私学監	そういう理解かは、我々は分かりませんが、過去に検査に入ったときには補助金申請上の名簿と一致していた。今回検査に入り、23年度24年度25年度の名簿を見ると、そうではなかった。
みつぎ委員	検査に入った際の書類はコピーされているんですか。
私学監	基本的にはコピーはとっておりません。あまり詳細に言うと捜査に係ってまいります。複数年度にわたって検査に入った際に書類の用意ができておらず、法人の方から後日、書類が提出されていた。それを我々のほうで保管していた。その書類と、今回調査した結果分かった書類を突き合わせると、違いがあったということでございます。
みつぎ委員	支援金補助金の分については、当時は問題なかったと。同意等が得られていないことが、今回の調査で発覚した。だから、不正だという認識をもたれたということですか。
私学監	法人からは、保護者の同意を取りましたという文書が提出されております。それに、支援が必要なお子さんの名簿・診断書といった書類が添付されて補助金が申請されています。我々は、書類審査で問題ないということで補助金を交付してきたが、先ほど申し上げた通りアンケートを採りますと、保護者は、園の方から特別支援について説明を受けたことがないという回答をされる保護者が多数居られました。それらの回答を基に、補助金の交付決定を取消し、告訴に至ったということでございます。
みつぎ委員	なぜこういう質問をさせていただくかというと、大阪府のほうでしっかり点検をしていれば見抜けたのではないかと。大阪府がしっかり点検することを怠っておきながら、今になって曝されたという風になっているのではないかと思っている訳ですから、質問をさせていただきました。 その点は、しっかり点検をされたら、当時は絶対に見抜けなかったという風にお考えでしょうか。
私学監	ですから、補助金検査と言いましても、補助金の申請に上がっている職員名簿と、園のほうに保存されている給与台帳や出勤簿に出ている職員名簿が一致するかどうかを見るのが検査でございます。これに、本当のものが出ておりましたら、すぐ分かって

私学監	いたはずですが、それを見たらうで発見できなかったということは、補助金検査へ入ったときは一致した書類を我々は見せられていたという理解をしております。
みつぎ委員	7月22日に自主的に、幼稚園のほかに保育園などを運営する法人について、点検をされた。すると法人から、違っていましたという回答があったと。これについても、詐欺罪等での告訴を視野に検討されるのでしょうか。
私学監	この件につきましては今、幼稚園の職員と保育園の職員に一部兼務がありましたという自主申告がでておりまして、それがすべて補助金の取消し要件にあたるのかは別問題であります。塚本幼稚園とは異なって、保育園の方は無償であり、無償なら兼務ができると思っていたと仰る園もございまして、今後もそれについては詳しく事情を聞いたうえで、専任の要件に該当しなければ取消しをいたします。 さらに森友の場合は、単に不正受給ということだけでなく、色々な工作をされていて、検査の結果、大変悪質だという判断をしましたから告訴をいたしました。同じような事情があれば告訴を考えなければいけないが、いずれにしても、今後調べた上で判断することになるかと思います。
梶田会長	はい。ありがとうございます。 前回にも私が発言をしたと思いますが、役所に出す書類に明らかな虚偽が忍び込んでいるとは考えないで、これまでやってきたということがあります。ただ今回のこの問題、非常にたくさん事実と明らかに異なるものを含んだ書類が出ていますから、これからは事務局のほうも、性善説ではなく、虚偽の申請もあるということも頭に置き、チェックを厳しくしていただくことが1つあると思います。 もう1つは、幼稚園と保育園の兼務の問題です。兼務の問題は、子ども園など色々なものができて複雑になり、園のほうがあまり十分に認識できていなかったという点もあるのではないかと。それにより、他の園も結果として、誤ったものを出してしまったのではないかとこのところもあった。このことについては、再発しないように事務局から丁寧に指導いただくことになるかと思います。この問題は、今後、同じことが起きないように厳しくせざるを得ないものだと思います。 他に皆さんのほうで、この件に関連してでも結構ですので、ご質問・ご意見あればお願いいたします。
安達委員	今、会長から補足いただきましたけれども、ちょうど今は新たな制度との変わり目で、全く悪意なく重なっていたということもございまして。私学ですから、元はお寺から、あるいはキリスト教の教会からスタートされたものとなると、その点での兼務はどうなるのか。これは突き詰めていくと非常に難しい問題です。 特別支援に関しても、こういったことが起こったことを教訓に、性善説だけではいけない、ということをお私学課と我々との共通認識とし、私学の団体としてもきちんとチェックする体制をとりたいと思っています。兼任等の制度についても、研修会を9月に実施し、そこでもう一度きちんと対策を練っていきたいと思っています。以上です。
梶田会長	はい。ありがとうございます。他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。 これから、もう一つ案件がありまして、審査基準等の改正も今のことに関係してきますので事務局から説明を聞き、質疑の中で今のところに戻ってご意見等がございませ

梶田会長	たらお願いしたいと思います。 それでは、事務局のほうからお願いいたします。
事務局	報告事項 2 「設置認可等に関する審査基準等の改正について」について説明。 お手元の資料「設置認可に関する審査基準等の改正について」に従いまして、ご説明させていただきます。 まず今回の見直しですが、大きく4つの柱がございます。1つ目が、「1. 審査基準の改正」、2つ目が、5ページ目になりますが、「2. 条件付き「認可適当」答申の改善」、3つ目が、6ページ目の、「「認可適当」答申の文言の改善」、4つ目の柱が、その下、「4. 設置認可の時期について」でございます。 1ページ目に戻っていただきまして、まず「審査基準の改正」についてですが、改正ポイントが3点ございます。まず、1点目の改正点としましては、「(1) 虚偽申請等への厳格な対応」ということで、改正案の趣旨ですが、「虚偽申請等を行った法人に対して、認可しない期間を設けることによって、虚偽申請等に対する抑止力を強化する」というものです。改正案ですが、まず(ア)の「再申請禁止期間の設定」ということで、現行の審査基準におきまして、「学校の設置認可」に関する規定の中に「9 設置認可をしない場合」を追加いたします。具体的には、「偽りその他の不正の行為があった者であって、当該行為が判明した日から起算して5年を経過していない者については、当該認可をしないものとする。」という規定を追加いたします。この改正に伴いまして、「学校の設置認可」以外にも、「課程の設置認可」、「学科の設置認可」、「収容定員に係る学則変更認可」がありますので、これらについても、再申請禁止期間を設定するため、規定整備を行います。 2 ページ目の改正案にありますように、これらについては、「学校の設置認可に関する規定を準用する」形になっていますので、準用規定をそれぞれ規定整備するものとなっています。続きまして、その下の「(イ) 再申請禁止期間の適及効」ですが、今回の改正内容の実効性を高めるため、本改正以前に、偽りその他の不正の行為があった者に対しても、当該行為が判明した日から起算して5年を経過していない者については、当該規定を適用するかどうか、検討するものでございます。これにつきましては、府の顧問弁護士にも意見を聞いておりますが、「不利益処分の適及適用となるので、訴訟リスクがある。との見解でございました。また、再申請禁止期間の適及効につきましては、3月に開催されました、本審議会におきまして、辻川委員からも、法律のご専門家であるお立場から、「不利益処分の適及適用については慎重であるべき」とのご意見も頂戴しているところでございます。こういったことを踏まえまして、今回の事務局案としましては、「原則として不利益処分は適及すべきでないことを踏まえて、適及適用は行わない。」としております。 続きまして、3 ページの中ほどの「(2) 申請書記載内容の充実：様式の整備」です。改正案の趣旨としましては、申請書に記載すべき内容を充実、強化することによって、事実と異なる記載を行うことが困難となるような仕組みを構築し、虚偽申請等の発生を事前に防止する、というものです。改正案につきましては、「別紙1」及び別紙2のとおり」ということで、右肩に「別紙1」「別紙2」とあります資料をご参照いただきたいと思います。まず、「別紙1」をご覧ください。今回の申請書様式の整備にあたりまして、ベースとなる「考え方」ですが、国の大学設置の認可申請時における提出書類を参考に、府における申請書についても、審査に欠かせない「必須の」記載事項を明確化すると

ともに、様式を整備するものです。基本的には、国の申請書様式と府の申請書様式を比較し、国様式にはあって提出を求めているが、府様式にはない、といったものを、申請書の提出書類として、追加する内容としております。まず、「申請書様式の根拠」ですが、現在、府では、申請書の様式例を作成し、申請者に提示をしているところですが、右端の「改正案」の「○」の一つ目になりますが、現在の申請書様式例に、以下のとおりアンダーラインの部分を追記いたしまして、審査基準の中に申請書様式を追加してはどうか、と考えております。

別紙1資料4ページをご覧ください。現在の申請書様式例となっております。この様式例に、今回、下線部分を追加し、記載内容を充実した上で、審査基準の中に盛り込むことを、考えております。右肩に「別紙2」とある資料をご覧ください。これが現行の全日制高校の審査基準となっております。4ページ目の上から7行目の「(2) 申請書の提出」の部分で改正して、「申請者は、様式第1号により認可申請書に関係書類を添えて、... 教育長に申請する。」というふうに文言を修正した上で、次の5ページ目の最後、審査基準の末尾の部分に、様式第1号・様式第2号として、様式を追加する、というイメージでございます。なお、今回、変更届にかかる手続についても、審査基準の中で手続を明記し、変更届の様式を追加することを、考えております。この「別紙2」の資料（審査基準の資料）の4ページ目の上から11行目、「(3) 審査期間」という文言を「(3) 審査期間等」と変更しまして、イの規定を追加いたします。「イ 申請者は、申請内容に変更があったときは、様式第2号により変更届を提出するものとし、教育長は、変更届の提出があったときは、当該変更届の内容につき直近の審議会に報告する。この場合において、教育長は、当該変更届の内容について当初の申請内容から重大な変更があったと認めるときは、当該変更届の内容につき再度、直近の審議会に諮問するものとし、審議会からの再度の答申後10日以内に当該答申の内容を申請者に通知する。」この規定を追加しまして、変更届にかかる手続を審査基準の中で、明記いたします。また、変更届の様式についても、様式第2号として、審査基準の中に追加いたします。なお、この変更届の様式につきましては、先ほどの別紙1の資料に戻っていただきまして、19ページ、一番最後のページに記載しているもの、様式第2号を、今回作成しまして、変更届の様式として、追加しております。そのほかの、様式の改正といたしましては、様式例に沿って、順に、ご説明いたしますと、別紙1、4ページの様式第1号の認可申請書の下の方「備考」欄におきまして、「添付書類について」ということで、「(1) 原本を提出すること。なお、原本でなく写しを提出する書類については、原本確認を行うため留意すること。」といった注意書きを記載し、申請書類や添付書類については、厳格な内容確認を行う旨を明記しております。

6ページ「1. 設置趣意書」については、国における提出書類を参考に、記載事項を充実させ、少なくともこういった項目については、記載いただきたい、といった記載項目を列挙し、記載内容を充実させるような工夫を行っております。また、8ページ「教職員名簿」と15ページ「13. 校長採用届」については、添付書類として、印鑑登録証明書や「就任承諾書」等の提出書類については、実印の押印を求めることといたします。

続きまして、9ページ「6. 教員の年齢構成状況」、10ページ「7. 教員経歴一覧」を、様式として追加しております。「6. 教員の年齢構成状況」については、教員体制として、若手の先生・ベテランの先生がバランス良く配置されているかを一覽で確認できるものとなっております。また、「7. 教員経歴一覧」につきましては、教員ごと・学級ごとに、

「教員としての経験年数」や、「教員経歴の概要」の記載を求め、一覽で確認できるものとなっております。また、10ページ「8. 授業計画（シラバス）」についても、新たに提出を求めるとしたいと考えております。次の11ページ「9. 児童生徒の確保の見直し等に関する事項」につきましては、これまでも参考資料として、提出を求めたところですが、様式上、明記し、提出資料として、明確化しております。

続きまして、16ページ「14. 創立予算書・負債償還計画書」になりますが、まず、「創立予算書」の部分ですが、「通帳の残高証明等」「借入金がある場合は、借入れに係る契約書等（写し）」の添付を求めることを明記しております。また、収入の部分には、寄附金の記載欄も新たに設けております。その下の、②として、「開設年度の人件費及び保有している運用資金」の記載欄を設けまして、審査基準で定められている、（ここに※印で記載している基準）「開設年度の人件費の1/3に相当する運用資金を保有していることが必要」という基準を満たしているかどうかを、容易に確認できるように、記載事項を工夫しております。

17ページに参りまして、「負債償還計画書」につきましても、記載内容を充実し、④では、「借入金額や、校地取得費及び校舎建築費」の記載欄を設けるとともに、④では、(ア)で「借入後における学校法人の総資産額及び前受金を除く総負債額」や、(イ)「借入後における学校法人の負債に係る各年度の償還額及び当該年度の帰属収入額」の記載欄を設けて、これらについても、審査基準を満たしているかどうか、容易に確認できるように様式に変更しております。また、18ページになりますが、法人の資産に関する審査のためということで、「16. 直近3ヵ年の財務諸表」を様式に追加しております。様式の整備につきましては、以上でございます。

それでは、資料「審査基準の改正」の資料に戻っていただきまして、3ページ目の下のほう「(3) の借地上的校舎建築の緩和」について、ご説明させていただきます。改正案としましては、借地上的校舎建築を可能とする内容に、審査基準を見直すものでございます。次の4ページ目に改正案がありますが、一番上の四角囲みの中に、現行の審査基準を記載しております。現行の基準では、「校地、校舎その他の施設は、自己所有であること。」ただ、これにかかわらず、「教育上支障がなく、かつ、次の基準を満たす場合に、借地を校地及び運動場とすることができる。」ア 当該借地の上に、校舎（倉庫等簡易な建物を除く。）がないこと。」とあります。今回の改正案としましては、平成19年3月の文部科学省通知を踏まえまして、「校地・校舎について、ともに一定の要件の下、借用可とする。」としてどうか、と考えております。現行の審査基準の「ア」の規定、これを削除しまして、校地・校舎等については、原則、自己所有ではありますが、「教育上支障がなく、かつ、次のア又はイのいずれかに該当し、将来にわたり安定して使用できる場合に限り、借用とすることができる。」といたします。また、「ア又はイ」の要件としましては、「ア」が、「20年以上の賃借権等の取得・登記」、イが、「所有者が国、地方公共団体等の公共的団体である場合は、20年以上の安定的な利用の確保」としてありまして、このいずれかを満たすことにより、将来にわたり安定して使用できる場合には、校地・校舎について、借用可とするものとなっております。また、その下の「○」の部分になりますが、今回のこの改正に伴いまして、学校経営の安定性・継続性についてより厳格に判断する必要があることから、法人の資産等に関する審査を強化するため、借入金にかかる基準を厳格化することとしました。現行の「資産等」にございます。改正案の趣旨としましては、「条件付き「認可適当」答申について、「認可適当」であるかのような誤解を招いたことから、申請者や府民に誤解が生じないようにするとともに、誰に対しても分かりやすい内容となるよう検討を行う」ものでござい

事務局	す。 今回の改正案としましては、『原則として、条件付き「認可適当」との客申は行わない。』こととしてはどうかと考えております。従来、条件付き「認可適当」としていた事案については、今後は「継続審議」といたします。ただし、認可後における条件については、附帯意見として、記載するものとします。その下の四角囲みの中に、「大阪府の過去の事例」を掲載しております。今回の改正案を踏まえたと、上の2つの事例については、今後は、「継続審議」となり、一番下の事例につきましては、認可後における条件、すなわち、学校が開校してから確認する条件、となりますので、今後は、附帯意見として記載することになります。また、今後の取扱いとして、仮に、「継続審議」となった案件が発生した場合、例えば、生徒募集との兼ね合いなどにより、スケジュール的に、次の審議会では遅い、といったような事例が、もし発生した場合には、大変恐縮ではございますが、本審議会の臨時会の開催等も含め、対応をお願いしていきたい、と存じているところでございます。 続きまして、6ページでございます。「3.「認可適当」客申の「文言」の改善」について、です。改正案の趣旨としましては、審議会の「認可適当」客申について、行政行為である「認可」であるかのような誤解を招いたことから、誤解が生じないようにするとともに、誰に対しても分かりやすい内容となるよう文言の検討を行うものです。改正案としましては、今後は、「認可」の文言は使用せず、「～（案件名）の申請内容は「適当である」という文言に変更してはどうか、と考えております。 最後になりますが、その下の「4.設置認可の時期」につきまして、改正案の趣旨としましては、現在、「認可」の時期が開校の直前であることから、開校後の学校運営に必要となる教員の確保や、校舎建築完了時期が開校直前となっております。認可の時期を早めることによって、開校に向けた準備が整う時期を早め、開校を確実なものとするのが期待できる、といったことから、認可時期を前倒ししてはどうか、と考えております。考え方としましては、入学を希望する児童・生徒の不安定な状況を早期に解消し、就学に多大な影響を及ぼすことのないよう、確実な進学先を確保すること。また、教員、教員、図書など学校運営に必要な人員、設備や備品の確保が事前に行われることにより、円滑な開校が見込まれ、かつ、校舎建築完了時期が前倒しとなることにより、開校の確実性が担保されること。以上のことから、改正案としましては、「原則として、開設年度の前年度の9月末に「認可」を行うこととする。」としまして、現行制度から8ヶ月前倒しをして、開校の8ヶ月前に認可することとしたい、と考えております。以上、設置認可に関する審査基準等の改正についてのご説明でございます。 本日、委員の皆様方のご意見をいただいた上で、特に異議がないということでございましたら、「1.審査基準の改正」及び「4.設置認可の時期について」については、審査基準を改正する必要がありますので、今後、府において、パブリックコメントの手続を実施いたしました後、基準改正の手続きを行ってまいりたいと考えております。また、「客申」の改正につきましても、これからご意見をいただき、異議がないということであれば、本日の会議から速やかに実施してまいりたいと考えております。事務局からは、以上でございます。
森委員	認可をしない場合の、虚偽申請の立証なのですが、私の記憶では大学の設置認可について不認可となったのは恐らく2例くらい。その他は、協議の中で虚偽申請が発覚したのか、内容に無理があったのかは分からないが、申請取下げとなっている。このような場合は、これには該当しないという認識でよろしいですか。

事務局	結論はその通りでございます。ですので、今回の虚偽申請に該当する場合は、森友学園のような申請をした後に、その申請書に書かれている内容が事実と異なることが判明したことを想定しております。
森委員	今回、森友学園は申請を取下げましたけれども、虚偽申請の内容があまりにキツイものだったので、後にも調べが要ったと思います。 しかし、内容があまり周りに影響がないものであり、申請取下げをすれば、虚偽申請の立証はされないと考えていると思います。その点は構わないという認識でよろしいでしょうか。
事務局	行政の場合は、警察権限がございませんので、仰るとおり虚偽申請であるかの判断は非常に難しいと思われます。ですので、今回のように、一旦申請された場合で且つ、虚偽ということが判明すれば、もちろん対象になりますが、警察権限がないので虚偽であることの立証が難しい場合があることもやむを得ない、と考えております。
堀田会長	私も大学の設置に関して色々関わったこともありまして、今仰ったように、正式に申請書類を出して、その中に虚偽があれば途中で取下げた場合でも、明確な虚偽であれば、ペナルティに引っ掛かるようになっていた風に思います。それを今、ご説明いただいたと思います。森友の場合は、不認可ではなく途中で取下げたんです。ただし、申請書類に明らかな虚偽が幾つかありました。このように明らかな虚偽と認定できる場合ということです。 しかし、今回は適宜をしませんので、これから起きた場合の話になりますが、抑止力として理解し、警察権がないため難しいが、正式に申請された書類の中に明らかな虚偽が判明したらペナルティが掛かる、ということではよろしいですね。
事務局	はい。
堀田会長	ありがとうございます。他にいかがでしょうか。
山北委員	(2)の申請書記載内容の充実・様式の整備ということで、資料9番の教員の年齢構成状況などを細かく書いて提出してもらおう、ということですね。これがですね、どのような年齢構成であれば良い・悪いというような判断は、どこがどのようにされるんでしょうか。前回もこのような細かいものはなかったですけど、小学校の経験がないとか、若い先生が増えるのをスタートさせることについて、委員から非常に不安だという意見が出ましたよね。審議としては、教員経歴の一覧も追加された形で提出をしていただくと。提出はされますけれども、審議会にこのようなものが出てきて、我々が適当であるとかないとか、意見が言えるのか。またどのように認可に反映されるのか、ということが素朴な疑問です。
堀田会長	何か事務局で考えがあればお願いいたします。
事務局	仰るとおりの部分はございまして、審査基準上、何歳以下の先生だけでなければいけない等の明記はございません。ですが、一定確認をさせていただいて、前回のように偏りすぎているような部分があれば、学校法人にこういった年齢・経験構成でどのよう

事務局	に教員の指導体制を整えていくのか等をヒアリングし、学校の方から運営方法を確認し、その上で審議会で判断していただくことになると考えております。
梶田会長	はい。ありがとうございます。ですから、認可そのものに関わるということでは、設置基準ではないので必ずしもない。ただし、それ以降の運営についての指導の中に入れていただく。大学設置の場合にも、業績のある方を揃えようと思うと、すごい高齢の方ばかりになってしまう。そうすると、学生指導の面で本当に行き届いた指導ができますか、と設置委員で言われる。できるだけ学生の指導が上手くできるように工夫をするように指導が入ることがある。この辺りを考えていただいて、認可そのものでは必ずしもないけれども、生徒指導や教育のあり方等に波及していきそうな点につきましては、指導をしていただくと。場合によっては、その部分の改善をお願いするということがあるのではないかと思います。
みつぎ委員	欠格期間が5年あります。この5年という根拠はあるのでしょうか。
梶田会長	事務局はいかがでしょうか。
事務局	国にも同様の基準がございまして、国の基準に合わせています。
辻川委員	(3)の基準内容の見直しの点ですが、改正案の趣旨としては、「借地上の校舎建築を可能とするという内容に審査基準を見直す」ということになっているのですが、改正案としては、借地上の校舎建築だけではなく、校舎自体の借用も可という風になっていると思うのですが、趣旨よりも大きく広げたということに何か理由はあるのでしょうか。
事務局	広げるとした場合であっても、条件アとイという条件を付けておりますので、アとイという一定の条件を満たせるのであれば、校舎の借用まで認める緩和としております。他府県の状況として、校地・校舎共に借用可としていても特段の問題はないとのことなので、このように広げることとしました。
辻川委員	趣旨としては、借地上の校舎建築を可能とするということで改正となっているのですが、そうではなく、改正案の趣旨自体を借地上に限らず、校舎の借用もできるという風になるのではないかと思います。そうでないと、趣旨と改正案が合わないということになると思います。
梶田会長	よろしいでしょうか。見出しと中身が少しズレていると、中身が改正の提案なのですね。だから、借地の上に建てても良いと。それに、校舎そのものも借用でも良いと。ただし、前にもありますが、安定した借用であるということが何らかの形で保証されないといけないということですね。それは、どこかに入っていますか。
事務局	条件イですが、「20年未満の賃貸借契約等の締結による借用を認めるものとする。この場合、20年以上の安定的な利用を確保できることが確実であること。」という文言を入れております。

梶田会長	はい。ありがとうございました。ということで、安定した条件の下であれば、借地の上でも良いし、校舎そのものも借用でも良いという風に変えたい、ということですね。
安達委員	資料の中で7ページ「開設年度の前年度の9月末に「認可」を行うこととする。」という6ヶ月前倒しという案ですが、9月末に認可が下りなければ、次の年度の4月の開校は無理ということなのか。これが1点。 また、別紙1の11ページ「児童生徒の確保の見通し等に関する事項」というところで、イ「定員充足の根拠となる客観的なデータの概要」というのは、具体的にどのようなものを想定されているのか。例えば、半年前の9月末だとまだ募集等の客観的なものの確定できていないと思います。そこで間に合わなければ来年度は無理ということなのであれば、ここに書かれている客観的なデータというものはどういうものになるのか教えていただきたい。
事務局	まず1点目の、9月末の認可でございますが、原則としてとしていますように、原則として9月末の認可に向けての建築上のスケジュールであるとか、備品の調達であるとかの予定を立てていただきたいということでございます。9月に間に合わなかった場合には、建築が確認できた後に速やかに認可するという形になります。ですので、今後申請していただく法人については、9月末のスケジュールを以って予定を立てていただきたい、ということでございます。 また、11ページの生徒見込みに関しましては、まず定員充足の見込み等の客観的なデータにつきまして、例えば、大学と同様にアンケート調査の実施であるとか、近隣の小・中学生の今後の将来推計であるとか、そういったものを挙げていただきたいと思っております。
安達委員	そういったアンケートをどこに採るのか。また、近隣といいますが、多方面から通う場合に近隣だけにアンケートをすることは、客観的なデータになるのですか。
私学監	認可する前に、事業者は先に校舎建築に着手されておりますし、投資の場合はニーズの調査をされていると思いますので、そういった内容をヒアリングさせていただいて、この点を結めたいと思っております。
梶田会長	私も、大学の設置審議会にも関わったし、申請を出すのも何回かしましたので、少し経験から申し上げます。大学にて新しい学科・学部をつくる際に、そこへ来そうな地域の高校生へ事前に、こういった学科・学部が良い等のアンケートをします。そういったものをたくさん集めて、設置審議会では根拠があると見てくださる、という形になっております。 今回の小学校等の場合ですと恐らく、色々な幼稚園や保育所の保護者へ、こういった小学校ができれば通わせたいと考えますか等のアンケートになるかと思えます。もちろん、通学の範囲内にどれくらいの子どもがいるか、どこの学校にどれくらいいるか等の状況全体を示すものがあるって、その上でのアンケートという風になると思います。 この辺りは、一応作っていただいて、事前相談等にえられる際に、より客観性の高いニーズについて、ご指導いただく形になると思います。小学校等とは少し違い、大学の場合はアンケートは必要不可欠な手続きとなっている。これも1つの参考になればと思

梶田会長	います。 他にいかがでしょうか。
みつぎ委員	何点かあるのですが、アンケートについて。私の記憶が間違っていたらすみません。恐らく、森友学園も事前にアンケート調査をされていたと思います。ですが、この改正をしたとしても森友学園は改正後の基準をクリアするとなるとと思いますが、その点いかがでしょうか。
事務局	森友学園の場合も、色々ご意見をいただきましたが、アンケートそのものについては、一定の手順を踏んで行った結果になっておりましたので、仮定のことで断言はできませんが、森友学園のようなアンケートも存在するかと思います。
みつぎ委員	それは、森友学園の件を受けて、今後二度と同じことが起こらないようにという趣旨で改正されると思いますが、今の理由だと、条件のイについては追加する必要がないと思いました。森友学園を、それによって排除できないということですから。 また、原則として半年前の9月末に認可ということですが、改正をする今の時点から原則としてという風なことを言ってしまうと、例外について具体的なことを聞かざるをえなくなります。例えば、どういったものがあるのでしょうか。
事務局	1点目に関しまして、生徒見通しに関する事項が様式例上明記されておらず、きちんと様式上明記し、必要書類として位置づけたいというのが1点でございます。 2点目に関しまして、原則としてなので、どうしても9月末までに建設が間に合わない場合や、ほぼ確実に建つことが確認できるにも関わらず9月末には間に合わない場合も含めまして、原則という言葉を使っておりますけれども、大阪府としましては、9月末までには間に合うという計画をしていただきたいということです。
みつぎ委員	安達先生のお話は、9月末に認可を出すときに、将来の見通しというものが示せないでしょうと、そこは矛盾しませんが、という指摘だったと思うのですが、その点はこの案を考える際に検討されなかったのですか。
事務局	まず、先ほどの原則について補足致しますと、計画と9月末までに間に合うような計画を立てていただきたい。また、計画です少しズレる場合もあるかも知れないので、原則としております。 2点目の、生徒見通しに関する事項に関しましては、当然建物の建設に着手するにあたって、ニーズ調査等はされていると思いますので、9月申請時点で、そのニーズ調査等の結果を出していただければ結構かと思います。
みつぎ委員	辻川先生が仰った、今回の森友学園の場合には、校舎の建物自体が借用ということは問題になっていないと思います。校舎の建っている底地が借地で良いのかダメなのかということが問題だと思うのですが、今回の改正の動機としては、森友学園のことを受けて基準を満たさなければならないとしておきながら、建物自体も借用で良いとなっていないんですか。その点は、どのように決められたのでしょうか。
事務局	結果としましては、建物も追加した形で認めるという案になっております。

みつぎ委員	なぜですか。
事務局	その点につきましては、今回要件としましてアとイというものがございまして、その要件のいずれかを満たしている場合であれば、安定的に教育が継続できるという判断の下、校舎の借用まで含めて基準を考えているということです。
梶田会長	国の基準が変わりましたよね。あれは、どういった表現になっていますか。
事務局	校地・校舎共教育的に安定的に使用できれば可としております。
梶田会長	国も、19年から校地・校舎共に借用で良いという風に変わっているのですね。国に合わせたのですね。
みつぎ委員	再申請を認めない期間ですが、国に合わせるというならば、5年以内の相当と認める期間になるはずですが。しかし今回の改正は、5年と言い切っていますが、なぜ国に合わせないのでしょうか。
事務局	相当と認める期間の解釈を含めずに5年としています。 5年以内の相当と認める期間と国はなっておりますが、相当と認める期間は国の裁量の範囲で定められておりますので、大阪府の方は裁量なく5年としています。
梶田会長	どういった場合に3年、4年にするかの基準を作ることが難しい。これが恣意的になると公平性がなくなりますから、公平性を保つために5年としよう、というのが今の事務局の考えだと思います。
事務局	審査基準の解釈ですので、虚偽申請にあたるかの判断についての裁量権は大阪府にあり、虚偽申請にあたるかの判断は大阪府で行います。
みつぎ委員	大阪府が虚偽申請だと判断をすれば虚偽申請になり、虚偽申請としなければ虚偽申請にならない。つまり大阪府の胸一つということですね。
梶田会長	これについて不服があれば、行政訴訟を起こせますし、大阪府が最後の決定ではありません。根拠がないといけないわけです。国で、単純な虚偽申請で同じことになった例を知っています。既に亡くなられた方を理事としていた。今回の提案は事務局が、こういった事実があるから虚偽であるという裏付けの資料があまりなかったが、これからは裏付けの資料を出していただきチェックすることで虚偽か否かの判断ができると。しかしそれは、行政訴訟を起こす道がありますから、大阪府が最終判断ではないということです。
みつぎ委員	冒頭で私が申し上げたとおり、補助金の不正受給について告訴をされた森友学園、調査をした8法人についても告訴されるのか、と質問した趣旨はこの話に繋がっていて、その8法人について告訴をせよと考えているのではなく、安達先生の仰ったとおり、補助金制度は極めて複雑だと思います。だから大阪府職員に指導を仰ぐということがずっと行われてきたと思います。今回は、何が虚偽だったのか、何が詐欺にあたるのか、

みつぎ委員	告訴されているので明確に答弁できませんということで終わりになってしまいます。 だから、大阪府の胸一つですか、という発言になってしまう。8 法人について告訴せよとは全く思っておらず、逆に森友学園への告訴が早すぎたと思っております。
私学監	その点について、本審議会の審議事項とは少し違うとは思いますが、森友学園から出す資料はこれ以上ありませんというところまで我々は調査をしました。それに、どのように詐欺と認めたのか、補助金の申請要件と合うのかどうかは行政と学園とで合わせているはずだとお話ですけれども、実は出てきた書類が事実と違いました。補助要件に当てはまると学園から申請された書類に事実と違うことがたくさんありました。単なる間違いという域を超えて非常に件数が沢山ありますし、語弊があるかも知れませんが隠蔽するような書類が出ていたので、我々は悪質と判断し告訴をしました。
みつぎ委員	そのように大阪府の私学課が判断したら、様々な私学の法人がありますが、今後、同じ様に詐欺等の認識をされてしまう可能性があるという風に私は思います。
梶田会長	これについては色々な形で大阪府・事務局も大きな教訓になったと思います。前回も事務局からもそのような発言がありました。この問題を教訓にして、次にはよりきちんとした、公正で公平なものにならないといけない訳です。それについて先ほど、いくつかの具体的な改正案が提案されました。 もちろん、今みつぎ委員が仰ったように、この件を手放しではなく、二度と同じことが起こらないように、審議会も事務局も考えていかなければなりません。今回、具体的に明らかになった事実に対して言うと、まずこれだけの改正で手を打たなければなりません。しかし、これで完璧という訳でもございません。 何か、ご意見・ご質問はありますか。
満田委員	根本的なことですが、6ヶ月前倒しの根拠を、もう一度聞かせていただきたいのと、他府県の状況について前回もお話があり、別紙のとおりと書いてありますが見つけられません。この6ヶ月というスパンが、11月の生徒募集よりも前で、現場の生徒募集への配慮で6ヶ月前となったのかを、はっきりさせていただきたいです。 改正にあたって、ぜひ意見として付け加えていただきたいのですが、森友のことをキッカケとして改正ということだけにはしてほしくないです。5 ページの下にあります、大阪府の過去の事例の一部に関わったことがありますが、結局8月の認可の直前になって未だ非常に不備があった例は過去にもあったと思います。それにも関わらず、学校側がどんどん進んでいて、後追いで審議会として認可する方向にもっていかなざるを得ない状況を今後は無くしたい。今回のこと、事前相談の時点で私学課が指導をすることで、防げるものは防げるのではないかと思います。ですので、この辺りを意見として付け加えていただきたいと思います。
善野委員	先ほどの満田委員の発言は、この案件が出ました折に、会議の机上に上がるより事前に検討し確認すべき事項が何点あるのではないかと申し上げてきたかと思えます。今回、1歩も2歩も進んだ形で、この様式を整えられたということにつきましては、この会議の公平性・透明性が担保できるものであると思っております。 ただ今後の懸念といたしまして、山北委員からもありましたが、事前相談の段階でこの書類で、どなたが是非か判断をされるのかについて、あるいはこれまでに以上に、相

善野委員	当な視点での検討が事前にも必要になってくるのではないかと、その時に今回、弁護士としての相談があったと発言がありましたが、各委員がどのような形で事前相談の段階でも関わることになるのかどうかを確認させていただきたいと思えます。と申しますのは、先ほどから会長も大学設置については、繰り返しの事前相談と変更・改善を受けながらより良い公平な設置に向けての努力がなされているという事例を出されましたが、今回高等学校の設置基準等も緩和され整備されておりますので、どのような形で事前相談がなされたかということも、継続審議になった時には、この場で示されるのかも教えていただきたい。委員としての関わり、審議会の役割も議題に上がっているのです、この二点について教えていただきたいです。
事務局	事前相談につきましては、従来どおり大阪府で審査基準に基づき実施しようと思っております。様式の内容も含めまして、様々な点を追加で書いていただくようになっておりますので、その部分は多岐にわたって大阪府で審査させていただきます。審査基準に直接関わらない年齢構成等につきましては、学校等にヒアリングは実施いたしますが、今後の指導・改善に向けた内容になる部分もございます。 2点目の継続審議等になった場合の大阪府の調査の結果等につきましては、2回目の審議会でご報告させていただくことになっております。
梶田会長	少し補足させていただきますと、今までの事前相談あるいは継続審議となる際に、事務局だけが関わる場合と、特別委員会を設置する場合がある。カリキュラムや指導体制については特別委員会を行う場合とがございます。特別委員会を開きまして、出席された委員が申請者をお呼びして、私学課と特別委員会のメンバーの何人かがカリキュラムや指導体制について懇切にご指導されたということがございます。それによって、最終の申請が教育の水準を維持するものとなった事例が何回かございます。もう1点申し上げますと、一応基準には達し認可はしたが、実際の学校での進め方に不安があるという場合は、特別委員会の先生が認可後も関わってご指導いただき、そこでどこが改善されたかを次の審議会の際にご報告いただいた、ということもございました。 ですので、私学課のみが指導する場合と、カリキュラムや指導体制あるいは教育のあり方に詳しい審議会のメンバーが加わりご指導いただき、その都度、私学審議会に詳細にご報告をしていただくことがあったということです。このような行政実例があった。これを前提として、基準の改正をしていくという理解をしておりますが、事務局はこれでよろしいでしょうか。
事務局	はい。
梶田会長	では、今私が申し上げたように改善については事務局だけが関わるのではなく、事前相談も申請後に継続審議となった後の改善についても事務局だけではなく、必要に応じて、特に教育の内容的なことについては、審議会のメンバーも関わることもあるということも含めまして、この基準が出てくるということをご理解ください。 今までもこういった指導や申請の認可までのプロセスについて文科省の方に聞いたことがありますけれども、大阪府が一番厳しく且つ懇切であると言っていた聞いておりました。今回のことを受けてこの評判がどうなるか分かりませんが、今まで実例としては他では見過ごしてしまっていた問題を大阪府の認可の過程でははっきりとさせて、それによる大きな改善を幾つかしていただいたと、文科省の方も仰っていました。そう

梶田会長	いったことも踏まえて、条件を厳しくして今回の問題の教訓を活かしていただきたいということでもあります。 他にご質問・ご意見いかがでしょうか。よろしいでしょうか。 設置基準については、大阪府が決めることとなりますので、これからパブリックコメントなどをかけていただき、今日の意見も含めまして必要な文言の検討をしていただき、次回この場でご報告いただくということになります。それから、認可の判断の為に準備をしていただいて問題ないという意味だった「認可適当」について誤解がありました。ただし、不安が残る場合は「条件付き」としてきました。どうしても言葉のニュアンスが誤解されやすく、特に「条件付き」については「継続審議」としたいと原案をいただいております。認可時期の前倒しについても提案されております。答申の改善については私学審議会でも決まっております。なので、今の点を含んだものについて、特に「認可適当」という言葉を変えるということを皆さんにお諮りしたいです。「認可適当」という言葉を原案のように置きなおすということに賛成の方は挙手をお願いいたします。 【委員挙手：賛成多数】
梶田会長	はい。ありがとうございます。事務局は、審議会でもこの件について他に確認しておきたい事項はございますか。
梶田会長	はい。それではもう一つだけ、認可時期の見直しにつきましては、大阪府の事項であります。したがって、今日出ました意見を踏まえていただきまして、府が原則という言葉を入れるべきか否か等をご検討いただいて改正していただき、次の私学審で報告していただくと思いますがよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
梶田会長	ご提案いただきました事項につきましては以上でございます。今配布された資料について、事務局から説明がありますでしょうか。
事務局	簡単にですが、先ほどの資料について説明させていただきます。 東京都では開設年度の前年度の9月末、神奈川県では12月まで、京都府では8月末までに設置認可を行うこととされており、他の府県については、開校前年度の3月末という大阪府と同じ扱いとなっております。
梶田会長	今の説明について、ご質問等ございますでしょうか。 今日は森友学園の問題と、設置基準等の改正を報告していただき、審議をしましたこれにつきまして、最後に言っておきたいこと等はございますでしょうか。
みつぎ委員	一番最初に報告を頂いた認可の時系列の経過の報告で、7月10日に龍池康博を参考人招致したというところがございます。梶田会長にお越しを頂いた参考人招致については主な発言概要として纏めた文言がありますが、7月10日の龍池氏の発言を纏めたページはどうしてないのでしょうか。

私学監	梶田会長の発言につきましては、森友の認可適当について審議会を代表してのご発言ということで、審議会の先生方へご報告する必要があるということで添付させていただきました。龍池前理事長の参考人招致につきましては、認可適当の解釈の問題というよりも、森友学園問題一連について幅広く語られていて、直接審議とは関係がないので省略いたしました。
吉田委員	初めてで把握し切れていないこともありますが、龍池氏の発言の中で審議会の部分と、そうでない部分があり、審議会の部分は小学校を設置するかどうかには関係しているけれども、補助金の不正については審議会に関係ないという理解でいいんですね。
事務局	はい。
吉田委員	ありがとうございます。
梶田会長	これについては、今後も意見交換をする場があるかもしれませんが、これから森友学園について分かる新たな事実があるかもしれないので、それについてはご報告いただき、ご意見をいただくこともあると思います。 また、基準の改正は今回のことを教訓にして見直したほうが良いと思います。細かい点で、府が決めることについては今日出た意見を十分に踏まえていただき文言の整理をしていただくことになると思います。
みつぎ委員	龍池氏の発言に対して、審議会とは関係のないことだとお答えになりましたが、関係のあることも多々あります。吉田先生からもありましたが、補助金の申請については関係ありませんが、以前の参考人招致については設置認可の経緯についても細かく質問をされております。その経緯について先生方の中で、ご存じない方もいらっしゃると思いますので、未定稿の議事録を持ってまいりました。会長にご了承いただけるのであれば、先生方にお配りさせていただきたい。このようなやり取りが参考人招致でされていた。というのも、府の職員の名前が沢山出てきます。それが本当かどうかは分かりませんが、分からないからこそ更に府議会において徹底的に真相を究明すべきだということを、今日の審議会で快諾いただきたいと思っております。いかがでしょうか。
梶田会長	書類について、私は非常に良いことだと思います。我々ではできるだけ関係することについては知っておきたいと思います。ぜひ配布していただきたいと思います。 後者につきましては、後ほど議論をいたしましょう。 それでは、報告事項2件については以上といたします。
事務局	それでは、以降の審議会については非公開となりますので、報道機関の方はご退出をお願いいたします。
事務局	それでは、議事を再開させていただきます。■■■■、お願いいたします。

事務局	先生が一人というわけではなく、他にスタッフもおりますので、今のところそのような心配はされておりました。
	今どのくらいの生徒が通われているのですか。
事務局	現在 54 名が在学しております。
	個人立ならではこういった設置者変更だと思いますが、個人立は大体どのくらいあるのですか。
事務局	専修学校・各種学校で 12 校ございます。
	学校法人ではないので相続税がかかりますし、この機会に学校法人にされるように指導は無理でも誘導はされますか。
事務局	こちらで学校法人にすることを誘導はしておりません。昭和 54 年度に始められたときから、小規模の調理師学校で運営していくことが設置者の御意思のようで、規模を大きくすることを考えておられないそうなので、恐らくこのまま個人立で進めていかれると思います。
	定員から 3 割減っている状態で、学校を維持できるのでしょうか。
	この場合はあまり定員について考えなくて良いと思います。収容定員のマキシマムは申請しているけれども、校舎の広さ的に不可能である等もあるので、充足率をあまりシビアに考えなくても良いのではと思います。
事務局	専修学校の場合、必ずしも全ての学校が充足率 100% を満たしている訳ではなく、70% 代でも普通くらいという印象です。
	個人立も色々な形勢がありますし、何か気付きがあればサジェストしてあげるのも大事だと思います。
	それでは、第 5 号議案について適当であるとお認めして良いという方は挙手をお願いいたします。
	【委員挙手：賛成多数】
	はい、ありがとうございます。これについて、そのままお認めしたいと思います。
	本日のご審議いただきたい案件は以上でございますが、当初の予定では今後の私立学校審議会の公開について少し議論をし、決めようと思っていましたが、この後の予定が迫っている方も多くいるという風に伺っております。この件については色々議論しないといけないと思いますので、次回にしたいと思いますがよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)

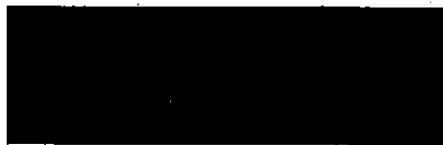
	ありがとうございます。
	今日公開したように事柄によっては、邸時に皆さんに公開して良いかをお諮りして公開することもあるということは、ご理解いただけますでしょうか。そのルールについては次回に議論したいと思います。
	本日準備されたものは以上でございますが、他にありますでしょうか。
	先ほど配布させていただいた未定稿の 〇〇 の答弁を見ていただくと、私学課や大阪府職員の個人名がかなり登場してまいります。大阪府議会において、徹底した真相究明を図るべしだという私学審議会の意見表明のようなものを皆様で決めていただきたいと思いますので、提案させていただきます。
	〇〇 からの提案ですが、〇〇 が今日逮捕かも知れないという報道があります。その件について大阪地検特捜部が聴取をするなど事態が動いていますでしょう。それに伴って新たな事実が出てくれば、大阪府議会も動かないといけない面も出てくるかも知れません。
	大阪地検特捜部が今日の段階で動いていますし、府議会だけに任せるのかには色々議論があると思います。
	先ほど仰ったとおり、大阪地検特捜部が任意で事情聴取をして、流れによっては逮捕されるかも知れないという報道がありました。以前の参考人招致においては、今大阪地検特捜部が捜査の対象としている補助金の不正受給というのは質問の範囲外ということで行いました。参考人招致の中身としては、私学審議会の認可適当に関する件ということで質問の範囲を限定しておりますので、基本的には特捜部の捜査の対象とは被らないものと理解をしておりますが、その上での提案でございます。
	個人名の発言の真偽というのは、実際に職員を呼べば済む話です。
	これについて、皆さんにお諮りをして必要でないとするならば結構ですし、必要であるとしていただけるのであれば審議会としての意見表明をしていただければと考えております。
	個人的な意見を述べさせていただくと、〇〇 の思いも良く分かりますが、審議会の役目から逸脱していると思います。
	我々は色々な条件の書類を頂いてそれに則り認可の可否を判断はしますが、提出書類の不正については我々が踏み込む問題ではないというのは会長が議会に出られたときも、そういった意味で仰っていたと思いますが、我々は我々の範疇で動くべきだと思いますので、非常に個人的ではありますが、〇〇 の提案は行き過ぎていると思います。
	私立学校法 9 条に寄っているように、この審議会は諮問事項に答申することと、都道府県知事に重要事項に関して建議ができることとなっているので、〇〇 が仰ったことについては、この場で審議する内容ではないと思います。
	それでは、先ほど 〇〇 からの提案に賛成の方は挙手をお願いいたします。
	【委員挙手：賛成少数】

	では、反対の方は挙手をお願いいたします。
	【委員挙手：反対多数】
	はい、ありがとうございます。それでは、提案いただきました件については、こういう結論とします。
	余談ですが、私は府議会でこの問題をずっとフォローいただいたことは非常に大事だと思いますし、全然済んでいないと思います。我々も関わってきましたので、私学審議会としてお願いするのではなく、これからも府議会には頑張っていただきたいと思います。
	今日の案件は以上ですので、事務局へ進行をお返し致します。
事務局	委員の皆様、今日は長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございました。これをもちまして審議会を終了させていただきます。

平成29年度大阪府私立学校審議会平成29年12月定例会議事録

- 1 と き 平成29年12月21日(木)
開会14時00分～閉会16時40分
- 2 ところ 大阪府庁新別館北館1階 会議室兼防災活動スペース2
- 3 出欠状況
- | | |
|---------------|---|
| 出席委員
(17人) | 梶田叡一委員(会長)、森眞太郎委員(副会長)、
天野久委員、安達譲委員、石田和孝委員、上田哲也委員、
古武一成委員、白江眞由美委員、善野八千子委員、辰巳正信委員、
辻川圭乃委員、辻本賢委員、みつぎ浩明委員、福田益和委員、満
田育子委員、山北浩之委員、吉田豊道委員 |
| 欠席委員
(2人) | 重山香苗委員、木原俊行委員 |
- 4 議事録署名委員
- 5 議 案 別添のとおり
- 6 議事概要 別添のとおり

以上の審議の結果を証するため署名押印する。



委員一同	(異議なし)
	よろしいでしょうか。それでは、この畑節子バレエ学院を廃止するという件に賛成の方は挙手をお願い致します。
	【委員挙手：賛成多数】
	はい。ありがとうございます。賛成多数でありますので、適当であるということで答申したいと思えます。次に報告事項が2つあります。1点目は、私学審の会議の公開について、原則を決めておこうというわけです。3月の定例会では、「私学審の今後の公開・非公開については、新年度になってから時間をとって本格的な議論をして、委員の皆様にお諮りしたい。」と私が発言しております。7月定例会では、時間の関係上出来ませんでしたので、本日、お時間をいただいて、委員の皆さんと議論させていただきたいと思えます。
	私学審は、もともと非公開でしたが、3月に皆さんにお諮りして一部公開しました。今日も最初に一部公開することを決めております。
	個別議案ごとに公開・非公開としていましたが、原理原則を決めておこうというものです。どういう案件は公開にする、どういう案件は非公開にする、これを決めておいたほうがいいという風に思えます。
	他の都道府県はどうなっているのかについて、事務局で調べていただいたので、事務局からご説明いただき、その上で、皆様から意見を頂き、公開非公開の原則についてお話しできればと思います。では事務局から説明をお願いします。
事務局	報告事項① 「大阪府私立学校審議会の会議の公開について」について説明
	ありがとうございました。今までは原則非公開。昭和60年ということで、だいぶ前に決まっていたわけです。そのときの理由が、個別の法人の事情が出ると、私立の校風は、ある意味競争しているの、不利な情報が広がると自由な競争に風評被害が出し、困ります。我々は法人、学校の内情に立ち入った審議をしないといけないが、そういった情報が外にでると、どうだろうかということで非公開。ただし、今年になって問題が出てから、そういうことでなくて審議しないといけない部分が出てきましたし、社会的にも知りたいという要求が強くなった。ということで、皆さんにお諮りして、会長が公開・非公開を決めることができるようになっており、一部公開してきました。個別の法人の学則変更といった内情が出る部分、認可事項は非公開としてきました。これを結局はどうするか。今までの経緯から言うと、一番自然なのはこれを原理原則としていく、つまり、個別の法人、学校の内情がでるような認可案件については、原則非公開とするが、それ以外の公開していい部分は公開すると。ここ何回かやってきたことで、皆さんにお諮りしてOKができれば、今まで傍聴人も入れてなかったですが、報道機関にはアナウンスしてきました。傍聴も入れてとすることも含めて、より一層公開という実が高まります。率直な意見をお願いしたいと思えます。
	この2月まで、のメンバーをやってきましたが、そこでも公開非公開は大きな問題で、全部公開でもなければ全部非公開でもなく、個人名、団体名が出てくるものはやめようと、そうでなければ公開という原則で、各分科会、各部会を運営して

	きました。内容に応じて事務局と分科会長、部会長が相談して公開を決定しています。多くの人が傍聴に来てくれるようなアナウンスをしていました。他省庁からも来られたし、一般の方もプレスも来られました。ご参考まで申し上げます。
	私個人的には、流れとしては公開のほうです。原則を決めたうえで、一部公開で行くのが私は流れかなと。ただ、他府県では、私学審はあまり公開していない。判断のしどころです。個別の法人や学校・園の内情が出すぎでは問題がありますので、駄目だろうと思います。率直なご意見をお願いしたいと思えます。
	流れとしては、のおっしゃるとおりかと思えます。思いますが、たとえば一部公開の中には会議資料がありますが、付属資料全て入るのかどうか、学校の財務的な数字も載っていて、これも資金収支と事業活動の収支が載っている学校もあれば、資金収支だけであったり、年数も3年というのはたぶん中期計画をスライドさせているだけの学校もあり、その辺りの整理が必要かと思えます。ですので、方向性は反対をしません、会議資料をどこまで出すか出さないかを含めてお決めいただければと思います。
	非公開になったものは、会議資料は出しません。法人の財務内容など、我々は知った上で議論しないといけないが、非公開で外に出してしまいうものは資料も出さないというのが一部公開の趣旨であります。
事務局	一部公開という本日のような形で、具体的な個別の案件については非公開とする場合のHPの資料の載せ方は、お手元の議案概要というA4横の一覧表を議案概要のHPでの事後公表を想定しております。例えば、本日お配りのA3の参考資料、収支の中身・図面は公表しないことを想定しております。
	公開とした場合、報道機関の入室はよくわかりますが、傍聴人については誰でもいいのでしょうか。
事務局	はい。一般の方でも傍聴できます。会議開催の案内を報道提供したり、府民向けHPにも出しますので、その時に「傍聴できます」とお知らせします。傍聴の場合、物理的限界があるので、先着順でとの取扱いが原則で、議事進行に影響が出るような場合は、議長指示で退席を命じることができる対応となると思えます。
	でもいろんな傍聴人が来られました。いつもアンテナを張っている人がいて、こういう議題ならぜひ聞きたいという方、研究者の方も来られます。先ほど他省庁といいましたが、一番印象的だったのが、小泉内閣の三位一体改革、国庫負担をやめてそれに見合う地方交付税を出すというとき、このときは財務省、総務省からも傍聴に来ていたことが印象的でした。いろんな方が傍聴に来られる。これは、私はいいんじゃないかと思えます。ただし、スペースの問題、議事の妨害は絶対に許してはいけません。妨害と言っても音を出されるのは困りますが、入るときに何と云うか、無言の威圧をされたら話ができないと困りますので、雰囲気作りも含めて若干の注意深い対応しないといけないと思えます。これについては、いろんなところで公開に伴ってのトラブルの取め方があるので、そう心配することではないと思えます。
	今回の件については、がおっしゃった「大阪の私学の振興のために」が大きな目

それで結構です。

それで結構です。

審議会を公開するにあたって、一部か全部かは皆さんの意見を踏まえ最終的に決まると思いますが、特にHP上の扱いを丁寧に厳密にしていきたい。傍聴に来られる方

	は現場をみて、情報を得て流して行かれるが、ネットは一人歩きしていくので。議事録を出す、議事概要を出すについては、事前チェックが入れば、同じことかと思えます。
	■の場合は、委員の名前も出ていません。議事概要も出てきません。大学の場合は微妙な問題をやっておりまして、例えば■もやっているの、審議会によっては国の場合も外に出さないことを原則としてやっているものもあります。もちろん、出せる部分は出そうとの流れはある。審議の中身、審議のあり方については、どうしても出せないものがあるのは、国の場合も同じです。
事務局	配付資料について補足します。報告事項①の2頁目の上段の現状の事後公表に記載の「△議事概要」については、既に公表しているものでして、これは、各議案について、簡単に「こうなりました」との結果概要を記載したものを公表しております。
	はい。ありがとうございます。現状でも委員名簿、答申内容、議事概要は出ております。今、もう少し実際に、そこに居てもらって、聞いてもらってもいいものをどうするかということですが、
	今公開されていないものは、この情報公開条例の規定と会議の公開に関する指針のどの部分に根拠があるのでしょうか。公開されなければならないものは、この条例と指針で限定されていると思っていますので、今、公開されていないものがあるとすれば、どういう根拠でされていないと事務局はお考えでしょうか。
事務局	現在、3月以降、各会議ごとに先生方に検討いただき、プレス対応をしています。設置基準や、大きな枠組みについては、個別の案件ではないので、情報公開条例で規定されているものに該当しないと判断いただいた上で、その部分についてはプレスに入っているのもいいでしょうという判断になったと思いますので、もともと、この審議会でご審議いただくものは個別の案件がほとんどという中で、条例に抵触するような情報が、ここで取り扱うものについて非公開とすべきとご判断でそもそも昭和61年に決められたものと理解しております。
	今の段階で言いますと、私は基本的には条例8条の4号に該当するものが含まれていると思います。取締り、監督、立入検査、許可、認可等々の事務に関する情報であって、公にすることにより当該若しくは同種の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの、これ抽象的ですが、我々がやっている個別の学則変更によって、その学校のあり方を変えていくわけですが、これを認める、認めない、審議のプロセスにおいて財務の中身はどうなっているのかとか、理事長、校長がこういう経歴でいいのかといった意見も出てきますよね。4号、場合によっては5号、個人の生命、身体、財産ではないですが、個人の人格上のいろんな権利が侵害されるということも関わってくることもあると思います。府の情報公開条例と我々は別の議論をしているわけではありません。きっちり踏まえながら考えないといけない。4号は抽象的な表現ですが、認可案件に伴い、整理された議事録が出る分にはいいですが、傍聴だと生の声が聞える。出さないようにすると審議が表面的になって深い議論ができなくなってしまう。財務の中身をチェックができなくなる。校長等の経歴がこれで大丈夫かということにもなってくるかと思えます。ご意見があればお願い

	したいと思います。
	今回の■の問題に関して、今まで我々が性善説に立ってきたことはあります。はじめから悪意を持って傍聴に来る人がいると考えないと、議案とは別のところで問題が起こることも考えられます。全てガラス張りには考えにくい。■でも傍聴している方がいると言いたいことの半分も言えないということが私自身はあります。専門分野の方が集まって、ある程度、的確な意見が言えないようになっては、本末転倒かと思えます。
	会議は非公開で、議事録等の情報を全てオープンにするのでは駄目ですか。財務情報を学校法人でしたら事後的に出していかないといけない状況です。入られていると議事進行やこちらの心理的圧迫があるので、プレスの方とかが入るのは、できればやめてもらって、ここで確認したもの、皆さんが確認したものは、個人情報であっても、内容にもよりますが、出してもいいのではないかと思います。
	ありがとうございます。他にいかがでしょうか。今日は、原理原則は継続審議として、次回から、ことがらによって、これは公開・非公開とするかは皆さんに諮ってやると、あと1、2回意見交換していくことでいかがでしょうか。
	今日、様々な意見が出ましたし、情報公開条例が定められている中で、事務局のほうで、これは公開、これは非公開、傍聴人あり・なしといった、こういう形でどうでしょうかとご提案いただいて、具体的に資料を見て、修正等の意見を言うことでいかがでしょうか。事務局で資料を作成していただいて、次回の会議に提出いただくことを提案したいのですがいかがでしょうか。
	私もそれがいいと思います。事務局で、原案、たたき題を準備していただくということでもよろしいでしょうか。ではそういたしましょう。では本件はこれまでとしまして、もう一件報告事項ありますが、これは公開とさせていただきます。
事務局	それでは、只今より報道機関の方に入室していただきます。今しばらくお待ちください。
事務局	それでは、再開させていただきます。梶田会長、よろしく願ひ致します。
梶田会長	それでは、「設置認可等に関する審査基準の改正の件」につきまして、事務局からご説明お願い致します。
事務局	「設置認可等に関する審査基準の改正の件」につきまして、ご報告させていただきます。 前回、7月定例会におきまして、今回の審査基準の改正案の概要につきまして、詳細にご説明させていただき、委員の皆様のご意見をお伺いさせていただきましたが、審議会でご説明させていただきました内容で、先月、11月1日から30日までの1ヶ月間、パブリックコメントとしまして、府民からの意見募集の手続きをさせていただきました。このパブリックコメントにつきましての資料が、お手元にございます資料「設置認可等

事務局	に関する審査基準の改正案に対する府民意見等の募集及び募集結果について」でございます。 さきほど申し上げましたとおり、7月定例会にてご説明させていただきました改正内容を、1に記載しております。(1)から(8)までの審査基準に、それぞれ、反映させた改正案につきまして、意見募集を行いました。 パブリックコメントも終了しまして、特段のご意見もありませんでしたので、今後、審査基準の改正に向けて、速やかに事務手続きを進めてまいります。 次のページ以降に、改正後の審査基準につきまして、案ということで、添付しております。 今後のスケジュールですが、行政内部での事務手続き（決裁手続）が済み次第ということとなりますが、来年（平成30年）、1月中をメドに改正を行い、速やかに施行したいと考えております。 今後のスケジュールですが、行政内部での事務手続き、決裁手続が済み次第ということとなりますが、来年1月中をメドに改正を行い、速やかに施行したいと考えております。 ただし、虚偽申請に対する抑止力の強化としましての「5年間の不認可期間の設定」、審査基準上では、法規的な表現とするため、認可を受ける者の「資格」といった表現になっておりますが、この「5年間は認可しない」という部分につきましては、3ヶ月と少し、周知期間を設けさせていただきまして、来年5月からの施行としたい、と考えております。 また、改正後は、速やかに、各学校・園へも、改正後の審査基準を周知させていただく予定としております。 以上、審査基準の改正につきまして、ご報告させていただきます。
梶田会長	はい。ありがとうございます。パブリックコメント等で皆さんのほうから一番反応があったのは、どのようなところですか。
事務局	パブリックコメント募集の結果、頂いたご意見・ご提言は特にございませんでした。
梶田会長	ありがとうございます。皆さんご存知のように、申請書類は基本的に嘘は書かないものだ、特に悪質な意の入ったものは書かないものだという性善説にたって審議してきたわけですが、なかなかそうはいかないご時勢になってきたので、申請の書類も少し詳しくしますし、同時にチェックするほうの審査の基準もこれまで以上に工夫を凝らして、チェックしていかないといけないということで、皆さんのご意見踏まえて新しい審査基準の改正をしていただくことになったわけですが、今の報告を聞かれました、ご質問・ご意見あればお願いしたいと思います。 最近の状況ではどうでしょうか。幼稚園も小中高も専修・各種学校も設立を認可してほしいという申請は、何年に1回くらいになっていますか。
事務局	新設の案件について、今現在は、各種学校の関係は具体的に何件かございますけれども、他の学種については、ない状況です。
梶田会長	はい。それほど頻繁にあるわけではないですが、非常に慎重に我々もこれまでしてきました。ただし、今まで1つの学校でしてきたものを2つに分けるとか、これも新設

梶田会長	ですから、これまでも毎年のように何かなかったわけではない。今回これを踏まえて、出していただくように事務局からも事前にご指導いただくというふうになるわけです。皆さんのご意見・ご質問等ありますでしょうか。
吉田委員	虚偽申請を事前に防ぐための改正で、5頁の12番の資格のところを追加された箇所だと思うのですが、「私立学校の設置認可を受ける者」の「者」は個人ですか、法人ですか。
事務局	様々でございます。小中高の場合は、基本的には学校法人が多いですし、それ以外の専修学校・幼稚園につきましては、個人というものもあるので、結論は様々です。
吉田委員	例えば個人の場合で、虚偽の申請をした人の親族を立てて申請する場合に何か抑止力になるのでしょうか。
事務局	少なくとも、理事にそういう方がいないかどうかは私どもでチェックはできると思うのですが、親族の方まではどこまでできるかわかりません。
吉田委員	結婚等をされて別姓になれば、それだけで分からなくなってしまうと思うのですが。
梶田会長	ごまかそうと思えば、学校法人も一度解散して、同じような人が少し名前を変えて作るということがあるかもしれない。その場合に、前に責任者だった理事長が外れて、別の人が理事長をすれば、実質同じような人たちが運営している学校法人がありえます。性善説にたてば、色々なことを考えられますが、とりあえずはこれで抑止力ということで、ただし、あまりに見え見えの名前を変えただけの、実態が同じような人たちがやないかとなれば、そして以前に虚偽の申請を出したところであれば、出された段階で色んなご指導をしていただくという事は有り得ると思っております。ただし、決定的な抑止力となるかは別の話です。事務局のほうで何かございますか。
事務局	先生が仰ったように、性善説というか、学校の教育を行っていただくような方に限ってという部分がございます。福祉の世界等でしたら、「何親等以内の親族は」というような規定はありますけれども、今回は教育の分野ということで、まずは第1歩としてこのような改正とさせていただきますということ、ご理解いただけたらと思います。
梶田会長	はい。そういうことで、今までは何も縛りはなかったけれども、確かにまだ十分ではないけれども今回縛りを入れたということです。将来に亘ってまた、このような不祥事があれば、やはりもう少し厳しい規定に変えていくということは当然考えられて良いと思います。他にいかがでしょうか。
安達委員	今の件に関して、資格は個人でも良いとお答えがありましたが、3頁の2.設置者のところ、「幼稚園の設置者は学校法人であること」となっていますが、今の規定では、法人だけではないのですか。
事務局	今の規定では法人だけです。今まで個人立であった幼稚園が引き続き個人で運営され

事務局	ることについては、否定されませんので、そういったところは実際ございます。そういったところにつきまして、設置認可等に関する審査基準の第2の、収容定員に係る原則の変更認可等ですと、個人の方もありえます。そうなりますと、6頁のところの5. 資格のところで、「第1の12の規定を準用する」となっておりますので、「設置認可を受ける者」の「者」というところに個人が入ってくることもありうるかと考えております。
安達委員	でも実際、今からでは法人に限定されてきているのではないですか。新たな設置認可ですから。先ほどの個人でも良いというのは、あたらないのではないかと思いますけれども。それを法人とした場合は、理事の中にそういう人が含まれていて、全部変わらないのであれば、誰かが含まれていたら5年間は申請ができないというくらいの基準の取扱いで良いのではないかと思います。以上、意見としてです。
梶田会長	ありがとうございます。運用の上でというか、事前のご指導をしていただくわけですが、そのうえで、厳しくそこは見ていてほしいということでございます。他にいかがでしょうか。
委員一同	(異議なし)
梶田会長	よろしいでしょうか。 新しい審査基準について先ほどご説明ありましたように1月には正式に決めていただくという手順になっているということでありますので、そういうことでご理解いただきたいと思います。 それでは、今日のご報告、また、それを巡る質疑はこのあたりにしたいと思います。では、本日の案件も以上でございますので、事務局に進行をお返しいたします。
事務局	委員の皆様、今日は長時間に亘りご審議いただきありがとうございました。これもちまして、審議会を終了とさせていただきます。